



石川県環境総合計画

Ishikawa Prefecture Comprehensive Environmental Plan

2026（令和8）年7月

石川県 

Ishikawa Prefecture





-目次-

第1編 計画の基本的事項	1
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の基本理念	5
3 計画期間と目標年次	5
4 計画の構成	6
5 計画の推進と進行管理	7
6 法律や条例との関係	8
第2編 計画推進のための取組	11
第1章 地球環境の保全	12
1 豊かな暮らしや地域経済に資するカーボンニュートラルの推進	12
① 県民、事業者等による温室効果ガスの排出削減	12
② 地域と共生した石川型の再生可能エネルギーの導入促進	24
③ 緑化・森林・林業等における二酸化炭素の吸収・固定	32
④ 県庁における温室効果ガスの排出削減 (県庁グリーン化率先行動プラン)	36
2 気候変動の影響への適応	43
第2章 循環型社会の形成	50
1 廃棄物等の排出抑制	50
2 循環資源の再使用、再生利用・熱回収	58
3 適正な処分	65
4 不適正処理の防止	72
第3章 自然と人との共生	76
1 人と多様な生きものが共生する里山里海の利用保全の推進	76
2 自然を活用した地域づくり・社会課題の解決	81
3 生態系の健全性の回復	87
4 生物多様性に対する理解の促進・行動変容	94



第4章 生活環境の保全 	98
1 流域全体として捉えた水環境の保全	98
① 健全な水循環の保持	98
② 良好で安全な水質の保全	104
③ 水辺環境の保全	109
2 大気環境・土壌環境の保全・化学物質関係	111
3 環境美化・修景・景観形成	115
4 開発行為に係る環境配慮	119
第5章 質の高い環境の形成に資する産業活動の推進 	124
1 環境に配慮した事業活動の推進	124
2 環境ビジネスの推進	127
3 農業・農村における多面的機能の維持・発揮	132
第6章 環境を通じた人づくり・地域づくり 	136
1 環境教育・環境学習の推進	136
2 地域資源を活用した持続可能な地域づくり	142
3 環境研究、国際環境協力の推進	147
資 料	151
石川県環境総合計画の行動目標	152
石川県環境総合計画策定の経過	162

第 1 編

計画の基本的事項



1 計画策定の趣旨

- 石川県環境総合計画は、ふるさと石川の環境を守り育てる条例（略称：ふるさと環境条例）の基本理念に基づき、本県の環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための行動計画として策定しているものです。
- 本県が誇る健全で恵み豊かな環境の維持向上を図るため、石川県環境総合計画に基づき、各取組を推進してきた一方で、近年、環境を取り巻く状況は大きく変化しています。
- 国際社会においては、2022（令和4）年2月からのロシアによるウクライナ侵略により、エネルギー安全保障、食料安全保障、経済安全保障の重要性が再認識され、国際的なエネルギー・資源・食料価格の上昇、供給の途絶・混乱への懸念と、世界及び地域の安定に影響を及ぼすリスクが増大しており、多くの欧州諸国では、そうした状況に対応して、再生可能エネルギーの導入目標を大幅に引き上げる等の対応を図っています。

さらに、中東情勢の変化による影響で、原油価格をはじめとするエネルギーコストの上昇が懸念されており、エネルギー安全保障の重要性がますます高まっている状況にあります。

- 国内では、2024（令和6）年度に、環境保全を通じた現在及び将来の国民一人一人の『ウェルビーイング／高い生活の質』を目的とした第六次環境基本計画が策定されたほか、地球温暖化対策計画及びエネルギー基本計画が改定され、温室効果ガスの削減目標や再生可能エネルギーを最大限導入する方針が新たに示されました。

そのほか、2022（令和4）年度には、生物多様性国家戦略 2023-2030 が策定され、2030年に向けた短期目標として「ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現」が掲げられたほか、2024（令和6）年度には、循環型社会形成推進基本計画が改定され、循環型社会の形成に向けたサーキュラーエコノミー（循環経済）への移行を目指すこととされました。



- 本県においては、トキをシンボルとして、生物多様性や里山里海の保全に取り組む中、2022（令和4）年8月にトキの放鳥候補地として能登地域が国において選定され、放鳥が実現されることとなったほか、2022（令和4）年9月1日には、2050年の温室効果ガスの排出量実質ゼロ（ゼロカーボンシティ）を目指す「2050年カーボンニュートラル宣言」を行い、毎年10月10日を「いしかわゼロカーボンの日」と決めました。

また、2023（令和5）年9月には、社会のデジタル化やカーボンニュートラルの推進などの社会情勢の変化を踏まえ、これまで築きあげてきた石川の個性・魅力・基盤を継承し、さらに発展させることに加え、石川県の目指す姿から逆算し、石川県の進むべき方向性を示す新たな総合計画として石川県成長戦略を策定しました。



▲石川県成長戦略

こうした中、2024（令和6）年1月1日に、最大震度7を観測する地震（令和6年能登半島地震）が発生し、未曾有の大災害となりました。この地震により、上下水道などのライフラインや、道路、河川、漁港などインフラ施設に甚大な被害をもたらしたほか、能登の経済を支える産業にも大きな影響を及ぼしました。また、広範囲の液状化現象や地盤隆起など、過去に類を見ない地形変化も発生しました。

さらに、2024（令和6）年9月21日から23日にかけて、低気圧と前線による記録的な豪雨（令和6年奥能登豪雨）によって、奥能登地域を中心に河川の氾濫、土砂災害が発生しました。

- 県では、地震を受け、2024（令和6）年6月に石川県創造的復興プランを策定し、環境分野のリーディングプロジェクトとして『自立・分散型エネルギーの活用などグリーンイノベーションの推進』や『トキが舞う能登の実現』等を掲げ、全庁を挙げて1日も早い復興に取り組んでいます。



▲石川県創造的復興プラン



▲令和6年能登半島地震



▲令和6年奥能登豪雨



- 本計画は、こうした社会情勢の変化に対応するため、国の第六次環境基本計画や県の成長戦略、創造的復興プラン等の諸計画に留意し、基本理念において、ウェルビーイングを掲げるとともに、国の地球温暖化対策計画や再生可能エネルギー基本計画の改定を踏まえ、県環境総合計画及び県再生可能エネルギー推進計画を統合して一体的に改定することとしました。
- 本県では、長年にわたって、豊かな自然の恩恵を享受しながら、暮らしや生業、文化を築いてきました。災害を経験し、改めて、自然、社会、経済の面から持続可能な仕組みを考え、本県が持つ類稀な価値をさらに磨きあげていくことが、将来にわたるウェルビーイングの向上に必要であると考えております。

2 計画の基本理念

- 石川県成長戦略に掲げる、幸福度日本一の石川県の実現に向けて、本編〔4 計画の構成〕に示す、地球環境の保全・循環型社会の形成・自然と人との共生等の6つの分野を計画の柱として、本県の環境施策を総合的に展開し、**環境と経済が調和した持続可能な社会を構築**することで、**ウェルビーイングの向上**を図ります。

ウェルビーイング（Well-being）

Well（よい）と**being（状態）**からなる言葉で、世界保健機関（WHO）設立憲章前文の一説、Health（健康）を定義する部分で『「健康とは、病気ではないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも精神的にも、そして社会的にもすべてが**満たされた状態**」にあることをいう』として使われています。

世界保健機関憲章（1946年採択、1948年発行）

Health is a state of complete physical, mental and social **well-being** and not merely the absence of disease or infirmity.

国内においては、「個人の権利や自己実現が保証され、身体的、精神的、社会的に良好であることを意味する概念」として使われるなど**ウェルビーイング**の考え方に注目が集まっています。環境省においては、第六次環境基本計画において、環境基本法第1条の趣旨を踏まえ、環境保全を通じた「現在及び国民一人一人の生活の質、幸福度、**ウェルビーイング**、経済厚生向上」を目的としており、こうした**ウェルビーイング**に寄与する環境施策を展開していくことが求められています。

環境基本法

（目的）第一条 この法律は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

3 計画期間と目標年次

- 石川県環境総合計画は、2026（令和8）年度を計画推進の初年度とし、2030（令和12）年度を目標年次とする、5年間の施策の体系や目標について示します。

環境の状況や社会経済状況の変化に対応するため、計画期間内であっても、必要に応じて、随時計画の見直しを行います。



4 計画の構成

- 本計画は、次の2編から構成されており、本県の最上位計画である石川県成長戦略の位置づけを踏まえ、SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）の達成に寄与するものとして策定しております。



▶ 第1編 計画の基本的事項

計画策定の趣旨、基本理念、計画期間と目標年次、計画の構成、計画の推進と進行管理及び条例や法律との関係について示します。

▶ 第2編 計画推進のための取組

計画推進のための取組については、ふるさと環境条例の基本理念や基本方針を踏まえ、6つの柱（章）を立てて、それぞれの柱（章）ごとに必要なテーマを設定し、テーマごとに、現状、課題、目指す環境の姿、取組の方向性、行動目標を示します。

▶▶ 取組の6つの柱

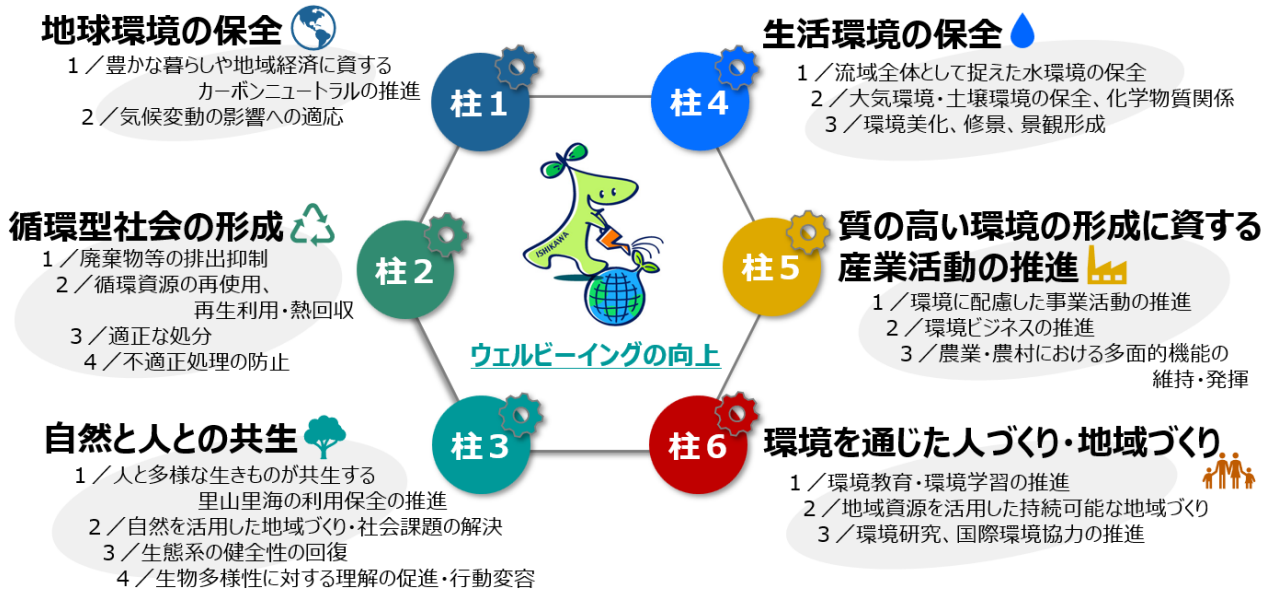
地球環境の保全	循環型社会の形成	自然と人との共生	生活環境の保全
質の高い環境の形成に資する産業活動の推進			
環境を通じた人づくり・地域づくり			

- 第1章から第4章は、環境関連の4分野を網羅し、第5章及び第6章は、分野横断的な事項としてまとめています。

各柱は相互に関連しあっており、それぞれの取組を着実に推進することにより、**ウェルビーイングの向上**を図ります。

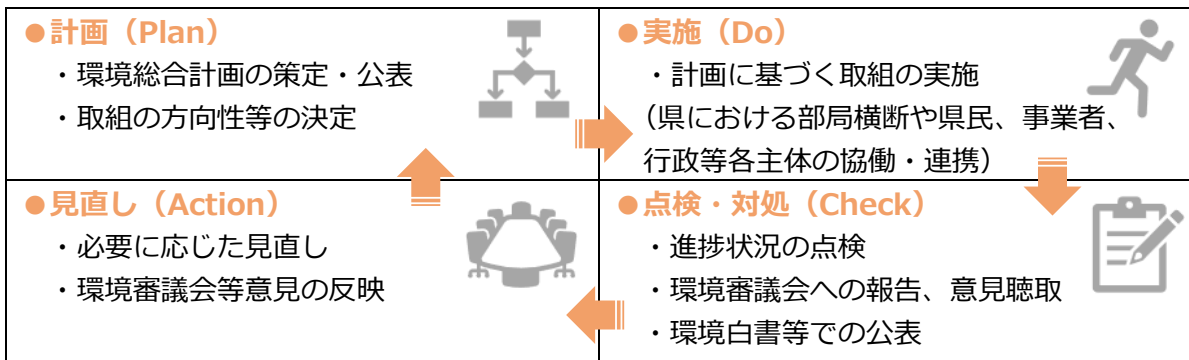


▶▶ 柱ごとの体系



5 計画の推進と進行管理

- 施策目標を設定し、達成状況を確認しながら必要な改善を行っていく総合体制（PDCA サイクル）によって、計画の施策を着実に進めていきます。



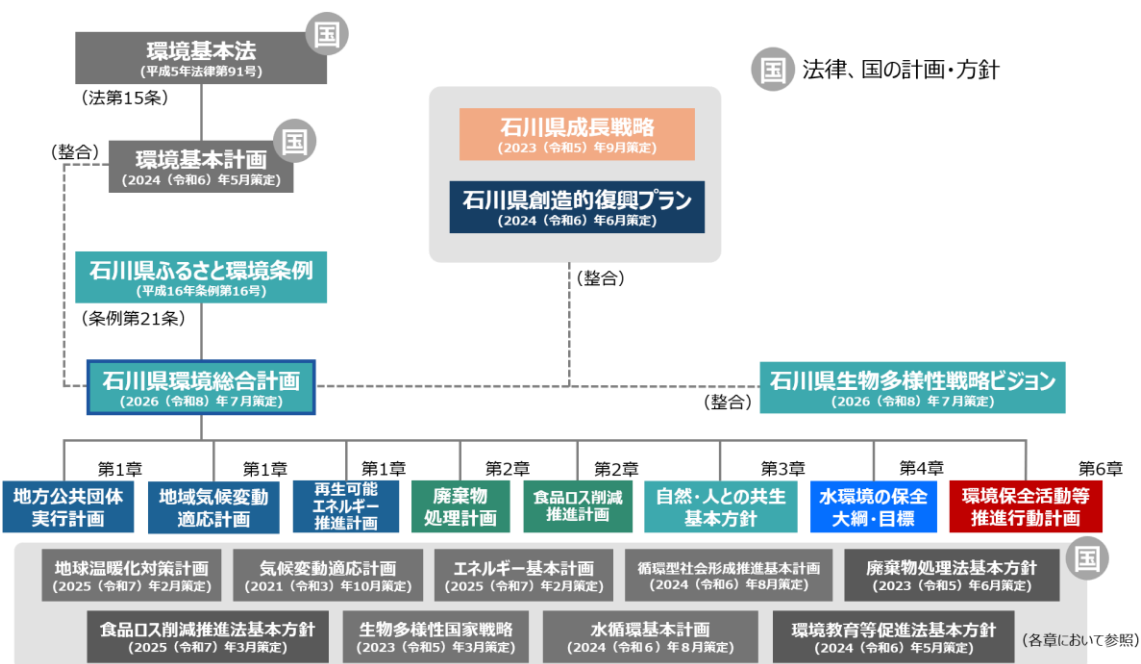


6 法律や条例との関係

●この計画は、

- 1) ふるさと環境条例第 21 条第 2 項第 2 号に規定する廃棄物処理計画
- 2) 同項第 3 号に規定する地方公共団体実行計画
- 3) 同項第 4 号に規定する地域気候変動適応計画
- 4) 同項第 5 号に規定する自然と人との共生に関する基本方針
- 5) 同項第 6 号に規定する環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画
- 6) 同条例第 45 条に規定する流域全体としてとらえた水環境の保全に関する施策の大綱及び長期的な目標
- 7) 食品ロスの削減の推進に関する法律第 12 条第 1 項に規定する食品ロス削減推進計画
- 8) 石川県再生可能エネルギー推進計画

に位置付けます。



(参考) 石川県環境総合計画の位置づけ (概要)



第2編

計画推進のための取組



第1章 地球環境の保全



1 豊かな暮らしや地域経済に資するカーボンニュートラルの推進

① 県民、事業者等による温室効果ガスの排出削減

【現 状】

- 近年、地球温暖化に伴う気候変動が一因と考えられる異常気象が世界各地で発生しています。地球温暖化は、平均的な気温の上昇のみならず、異常高温や大雨・干ばつの増加などの様々な気候の変化を伴うため、世界全体で地球温暖化対策を進めることは喫緊の課題となっています。

〈国際社会の動向〉

- 2018（平成 30）年 10 月に気候変動に関する政府間パネル（IPCC）により公表された 1.5℃特別報告書では、世界の平均気温を 1.5℃上昇で止めるには、2050 年前後には世界全体の二酸化炭素排出量を正味ゼロにする必要があるとされました。
- 2023（令和 5）年 12 月に開催された国連気候変動枠組条約第 28 回締約国会議（COP28）では、世界全体の温室効果ガスの排出量を 2030 年までに 43%、2035 年までに 60%削減する必要があるとされました。また、再生可能エネルギーについて、発電容量を 2030 年までに世界全体で 3 倍にする目標が掲げられました。

〈国内の動向〉

- 2020（令和 2）年 10 月、国において、2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロ（ネット・ゼロ^{※1}）にする脱炭素社会の実現を目指すことが表明されました（2050 年カーボンニュートラル）。
- 2021（令和 3）年 10 月には、国の地球温暖化対策計画が改定され、2030（令和 12）年度の温室効果ガス排出について、2013（平成 25）年度比で 46%削減することを目指し、さらに 50%の高みに向けて、挑戦を続けていくとされました。

1 化石燃料の燃焼等から生じる二酸化炭素だけではなく、農地や埋立廃棄物から生じるメタン及びエアコンの冷媒等として使用されるフロン類等の温室効果ガスも削減対象とし、温室効果ガスの排出量と吸収・固定量をゼロにすること
国際的な文脈では、「ネット・ゼロ」と表現することが一般的ですが、両者の基本的な意味は同じという認識の下、本章においては、「カーボンニュートラル」の文言を用いることとします。



- 2025（令和 7）年 2 月の地球温暖化対策計画の改定では、2035（令和 17）年度、2040（令和 22）年度の温室効果ガス排出について、2013（平成 25）年度比でそれぞれ、60%、73%削減する目標が新たに示されました。（表 1 参照）

* 2035 年度目標は、2030 年度（46%削減）と 2040 年度（73%削減）の中央値

表 1 地球温暖化対策計画における温室効果ガス排出の削減目標（国）

（単位：百万 t -CO₂）

種類・部門		年 度	2013 排出実績	2030 目標（削減率） （2013比）	2040 目標	
					排出量	削減率
二酸化炭素	産業部門（工場等）		463	289（▲38%）	約180～200	▲57～61%
	業務部門（商業・サービス・事業所等）		235	115（▲51%）	約40～50	▲79～83%
	家庭部門		209	71（▲66%）	約40～60	▲71～81%
	運輸部門（自動車等）		224	146（▲35%）	約40～80	▲64～82%
	その他					
	発電所等（エネルギー・転換部門）		106	56（▲47%）	約10～20	▲81～91%
	廃棄物焼却等		78.8	70.0（▲15%）	約59	▲29%
その他	メタン		32.6	29.1（▲11%）	約25	▲25%
	一酸化二窒素		19.7	16.5（▲17%）	約14	▲31%
	フロン類		28.9	20.9（▲44%）	約11	▲72%
吸収源			－	▲47.7（－）	▲約84	－
合計（温室効果ガス 排出量・吸収量）			1,395	760（▲46%）	380	▲73%

※端数処理の関係で、合計が一致しない場合があります。

<石川県の動向>

- 2022（令和 4）年 9 月に「2050 年カーボンニュートラル宣言」を行うとともに、ふるさと環境条例に、県民、事業者、行政等が密接に連携しながら、カーボンニュートラルの実現を目指すことを規定するとともに、2022（令和 4）年の環境総合計画の一部改定において、2030（令和 12）年度の削減目標を従前の 30%から 50%に引き上げることとしました。



〈温室効果ガス排出量の状況〉

- 国内の温室効果ガス排出量は、10 億 7,100 万 t-CO₂（2023（令和 5）年度）であり、2013（平成 25）年度に比べて約 23%の減少となっています。
また、吸収量を含めた排出量は、10 億 1,700 万 t-CO₂（2023（令和 5）年度）であり、2013（平成 25）年度に比べて約 27%の減少となっています。（表 2、図 1 参照）
- 本県における 2023（令和 5）年度の温室効果ガス排出量は、862 万 t-CO₂ となっており、2023（令和 5）年度は、2013（平成 25）年度に比べて約 25%の減少と全国（約 23%）を上回る削減率となっています。
また、吸収量を含めた排出量は、799 万 t-CO₂（2023（令和 5）年度）であり、2013（平成 25）年度に比べて約 30%の減少となっています。（表 2、図 1 参照）
- 産業部門における温室効果ガス排出量の減少率は、全国の約 27%に比べて本県は約 7 %と、下回っていますが、これは、本県において、新たな事業所が操業するなど、事業活動が増大したことによるものと考えられます。（表 2 参照）

表 2 石川県と全国の温室効果ガス排出量

種類・部門	石川県（単位：万 t-CO ₂ ）			全国（単位：百万 t-CO ₂ ）		
	2013	2023	増減率 (2013比)	2013	2023	増減率 (2013比)
二酸化炭素（CO₂）排出量	1,087	812	▲25.4%	1,314	989	▲24.8%
産業部門（工場等）	229	213	▲6.8%	463	340	▲26.7%
業務部門（商業・サービス・事業所等）	270	166	▲38.6%	235	165	▲29.7%
家庭部門	273	179	▲34.4%	209	147	▲29.7%
運輸部門（自動車等）	246	207	▲15.8%	224	190	▲15.2%
その他						
発電所等（火力・転換部門）	46	30	▲34.3%	104	80	▲23.1%
廃棄物焼却等	24	16	▲31.0%	79	67	▲15.0%
その他ガス 排出量	57	50	▲12.2%	81	82	1.2%
メタン	37	33	▲10.4%	33	29	▲9.9%
一酸化二窒素	8	6	▲28.8%	20	16	▲19.7%
フロン類	12	11	▲6.6%	29	37	28.2%
温室効果ガス 総排出量	1,144	862	▲24.7%	1,395	1,071	▲23.3%
吸収源	—	▲63	—	—	▲54	—
温室効果ガス 総排出・吸収量	1,144	799	▲30.2%	1,395	1,017	▲27.1%

※端数処理の関係で、合計が一致しない場合があります。

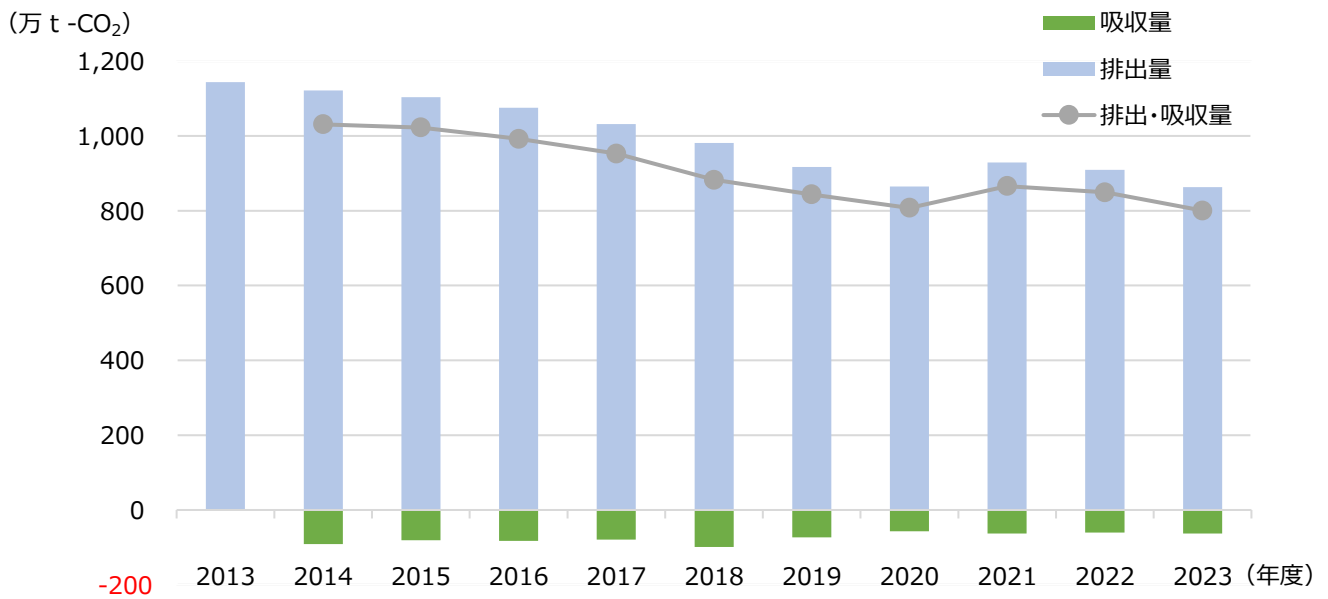


図1 温室効果ガス排出量の推移（石川県）

- 温室効果ガスの排出量は、主要4部門（産業・業務・家庭・運輸）のほか、その他全ての部門において、概ね減少傾向にあります。（図2参照）

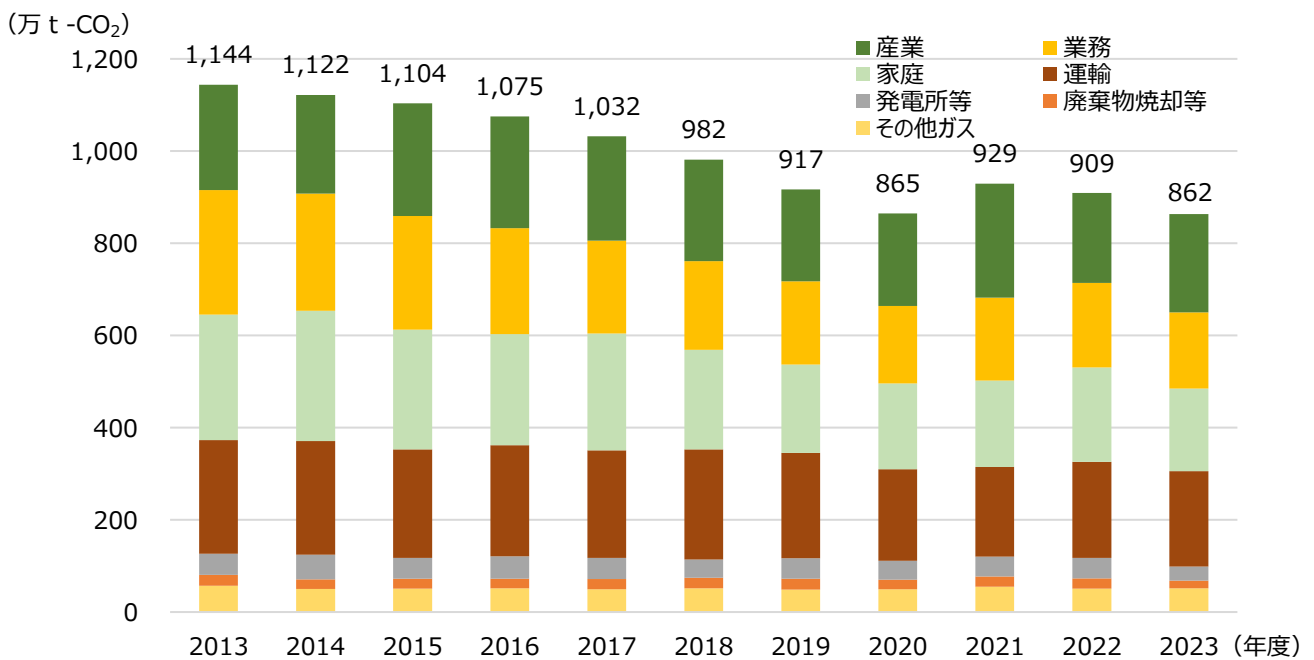


図2 温室効果ガス排出量の推移（石川県）



- 主要4部門の排出量をみると、業務部門が全体の約22%、家庭部門が約23%、運輸部門が約27%となっており、全国と比べて高い割合となっています。その理由として、石川県は、産業規模の違いにより、産業部門の占める割合が全国に比べて低いほか、家庭部門については、住宅のエネルギー消費量が多いことや、太陽光発電の普及が進んでいないことが考えられます。また、運輸部門では、世帯あたりの自家用車保有台数が全国に比べて多いことなどが考えられます※2。（図3参照）

石川県	産業 27.9%	業務 21.6%	家庭 23.4%	運輸 27.1%
全国	産業 40.3%	業務 19.6%	家庭 17.5%	運輸 22.6%

図3 県・全国の部門別二酸化炭素排出割合（2023年度）

【課題】

- 2025（令和7）年に実施した環境に関する県民意識調査結果では、県民の約6割（63%）が、国が2050年温室効果ガス実質ゼロを目標としていることを知らない、事業者の4割（40%）が、ISO14001 やいしかわ版環境 ISO などの環境マネジメントシステムを導入していない状況となっています。
- 温室効果ガスの更なる排出削減に向けて、県民、事業者等による自主的かつ積極的な省エネ、省資源活動を徹底するため、脱炭素型のライフスタイルや事業活動の定着を図っていく必要があります。
- 全国より排出割合の高い家庭部門や業務部門、運輸部門の排出削減に引き続き、取り組むとともに、削減率が全国を下回っている産業部門について取組を強化していく必要があります。
- 本県では、太陽光発電を備えた創エネ住宅の導入は全国低位となっており、県民への普及啓発や費用面の負担軽減に取り組んでいく必要があります。
- 脱炭素を巡る国内外の動きが加速する中、特に大企業に比べて取組が進んでいない県内の中小事業者等の脱炭素化を後押しし、行動変容を図る観点から、省エネ診断、設備導入支援、普及啓発等に総合的に取り組んでいく必要があります。
- 二酸化炭素に比べて温室効果が非常に高いフロン類についても、排出削減を進めていく必要があります。

2 世帯あたりの自家用車保有台数（2025年）：全国1.0台、石川県1.5台



【 目指すべき環境の姿 】

長期目標

2050 年までに県内の温室効果ガス排出の実質ゼロ
(カーボンニュートラル) を目指します。

中期目標

2030 年度の県内の温室効果ガス排出を 50%削減します。

2035 年度の県内の温室効果ガス排出を 65%削減します。

2040 年度の県内の温室効果ガス排出を 79%削減します。

(いずれも 2013 年度比)

* 前計画においては、県内の温室効果ガス排出に係る長期目標を 2050 年に実質ゼロとするカーボンニュートラル、中期目標を 2030 年度 50%削減とする目標を設定しました。

* 本計画においては、国の削減目標との整合性を図る観点から、新たに中期目標として、2035 年度及び 2040 年度目標を以下により設定します。

〔 2040 年度 79%削減／国の 2040 年の部門別削減率（中央値）を基に算定
2035 年度 65%削減／2030 年度（50%削減）と 2040 年度（79%削減）の中央値 〕

(表 3、図 4 参照)

表 3 石川県の 2030 年度及び 2040 年度の部門別削減目標

(万 t -CO₂)

種類・部門		年 度	2013 排出実績	2030 目標 (削減率) (2013比)	2040 目標		
					排出量	削減率	(中央値)
二酸化炭素	産業部門（工場等）		229	143 (▲38%)	94	▲57～61%	(▲59%)
	業務部門（商業・サービス・事業所等）		270	132 (▲51%)	51	▲79～83%	(▲81%)
	家庭部門		273	93 (▲66%)	66	▲71～81%	(▲76%)
	運輸部門（自動車等）		246	161 (▲35%)	67	▲64～82%	(▲73%)
	その他						
	発電所等（エネルギー転換部門）		46	24 (▲47%)	6	▲81～91%	(▲86%)
	廃棄物焼却等		24	20 (▲15%)	17	▲29%	－
その他	メタン		37	33 (▲11%)	28	▲25%	－
	一酸化二窒素		8	7 (▲17%)	6	▲31%	－
	フロン類		12	7 (▲44%)	3	▲72%	－
温室効果ガス 総排出量			1,144	620 (－)	338	－	－
吸収源			－	▲43 (－)	▲98	－	－
合計（温室効果ガス 排出量・吸収量）			－	577 (▲50%)	240	▲79%	－

※端数処理の関係で、合計が一致しない場合があります。

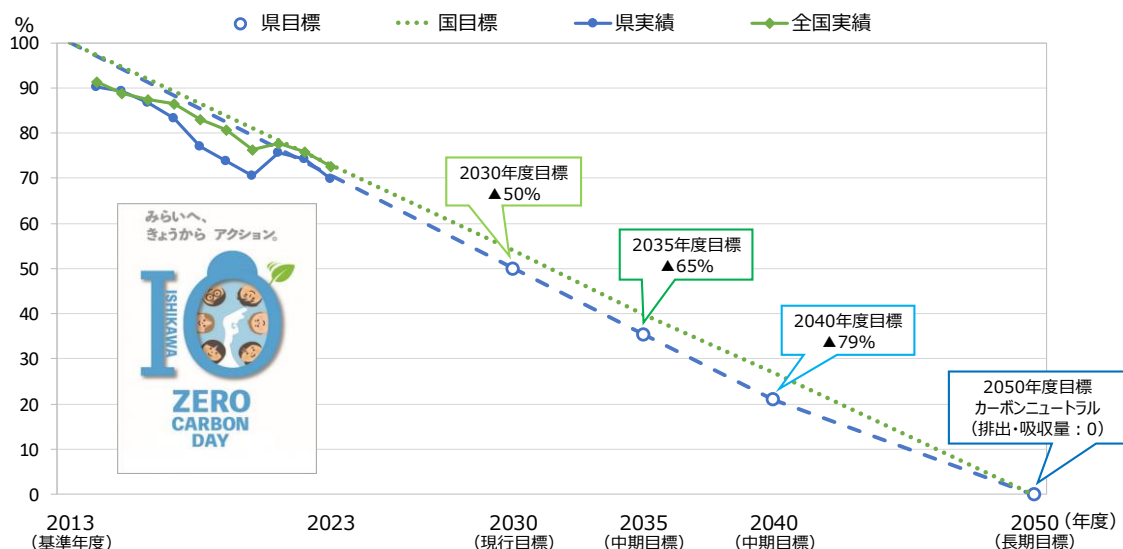


図4 石川県の温室効果ガス排出削減の目標（イメージ）

【取組の方向性】

＜家庭部門＞

●いしかわの地域特性に適した省エネ住宅等の普及促進

- ◆ 建築士を対象としたゼロエネ住宅アドバイザーの育成やいしかわエコハウスの活用等を通じて、住宅の省エネ化や ZEH※₃ の普及を促進します。
- ◆ GX 志向型住宅※₄ など、より省エネ性能の高い住宅の導入を促進します。
- ◆ 住宅向け太陽光発電設備や蓄電池、V2H※₅ の導入促進に向けて、エネルギーコストの削減や防災面のメリット等を周知するほか、各種補助金や民間事業者との連携による共同購入事業等により、導入拡大を図ります。
- ◆ 本県の住宅で多い瓦屋根やカーポートへの太陽光発電設備の設置を支援し、既存住宅への導入拡大を図ります。
- ◆ 集合住宅の省エネ化や太陽光発電設備の導入拡大に向けた取組を推進します。
- ◆ 今後、FIT 制度の適用期間が終了する世帯の増加が見込まれることから、売電から自家消費への転換を支援するなど、太陽光発電の継続に向けた環境整備を図ります。



▲いしかわエコハウスのリニューアル

3 net Zero Energy House の略称で、基準一次エネルギー消費量から 20%以上の省エネルギーを図った上で、太陽光発電等を導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した住宅

＜ZEH の種類＞ 『ZEH』：省エネ 20%以上と創エネにより、年間エネルギー100%削減

Nearly ZEH：省エネ 20%以上と創エネにより、年間エネルギー75%～100%未満削減

ZEH Oriented：省エネ 20%以上（創エネなし）

新築戸建住宅に占める ZEH の割合（2024 年度）：全国平均 29.7%、石川県 7.6%

4 断熱等性能等級「6」以上で、基準一次エネルギー消費量から 35%以上の省エネルギーを図った住宅

5 Vehicle to Home の略称で、「建物から電気自動車（EV）への充電」と「EV から建物への給電」ができる機器のこと



●脱炭素型ライフスタイルの定着に向けた気運醸成・行動変容の促進

- ◆ いしかわ家庭版環境ISOを見直し、省エネ行動の取組成果を見える化するほか、環境価値（J-クレジット）を活用し、継続的な取組を後押しするなど、幅広く県民の気運醸成や行動変容を促すための工夫を講じます。
- ◆ いしかわ環境フェアやゼロカーボンの日等の啓発活動等により、脱炭素型ライフスタイルの定着に向けた気運醸成を図ります。
- ◆ 省エネなどのライフスタイルを定着させるため、地球温暖化防止活動推進センターや地球温暖化防止活動推進員と連携した普及啓発を行います。
- ◆ 省エネ性能の高い家電・機器の購入支援等により、家庭の更なる省エネ化を推進し、脱炭素型のライフスタイルの定着を図ります。



▲環境フェア

J-クレジット制度



国では、省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用による二酸化炭素等の排出削減量等（環境価値）を J-クレジットとして認証し、金銭価値化する制度（J-クレジット制度）を運営しています。

家庭における LED 照明器具などの省エネ性能の高い家電の購入など、身近なところからも環境価値は生まれていますが、J-クレジット化するための手続きの煩雑さや費用面などの問題から個人や事業者単体での申請は難しく、本県では、これまでこうした環境価値は活用されていない状況となっています。

こうした現状を踏まえ、家庭での省エネ性能の高い家電の導入や事業者における省エネ・再エネ設備の導入時などに生まれる未活用の環境価値をとりまとめ、県で一括して J-クレジット化し、県民の皆様の脱炭素行動を後押しする仕組みの検討を進めています。





●学校等を通じた家庭での環境保全活動の推進

- ◆ いしかわ環境情報サイトを活用して、家庭における省エネ行動を推進します。
- ◆ いしかわ版環境 ISO（学校版、地域版）に基づき、自主的な環境保全活動の促進を図るほか、熱中症予防など、気候変動対応アクションプランに取り組みます。
- ◆ 家庭で楽しく「エコ活動」に挑戦する園児をいしかわエコレンジャーとして認定し、幼児期からの環境保全に対する意識醸成を図ります。



▲エコレンジャー

＜業務・産業部門＞

●環境配慮型の事業活動等の推進

- ◆ いしかわ事業者版／工場・施設版環境 ISO を見直し、事業者が簡易に温室効果ガスの排出量や省エネ・再エネ設備の導入効果を見える化できる環境を整備します。
- ◆ 脱炭素化に主体的に取り組む事業者に対し、セミナーによる普及啓発のほか、省エネ・再エネ設備の導入を支援します。
- ◆ 県内企業の脱炭素化への取組支援や製品・サービスの「環境負荷が低い」といった付加価値化を後押しします。
- ◆ 脱炭素総合サポート窓口において、県内金融機関などの民間事業者と連携し、温室効果ガス排出量の見える化や削減計画の策定、省エネ設備の導入支援など、事業者の脱炭素化をワンストップで伴走支援します。
- ◆ 温室効果ガス排出量の多い製造業等について、生産設備の運用効率化などを支援します。

●ふるさと環境条例に基づく計画書・実施状況報告書制度

- ◆ エネルギーを多く使用する事業所に対して、地球温暖化対策計画書・実施状況報告書の提出を義務付け、計画的な温室効果ガスの排出削減につなげます。

●学校現場や地域（公民館、商店街等）における環境保全活動の推進

- ◆ いしかわ版環境 ISO（学校版、地域版）に基づき、自主的な環境保全活動の促進を図るほか、熱中症予防など、気候変動対応アクションプランに取り組みます。（再掲）

●環境ビジネスの創出・育成

- ◆ 成長戦略ファンドを活用した環境関連技術や製品・サービスの開発への支援を行います。
- ◆ 県内の高等教育機関と連携し、次世代型太陽電池など、カーボンニュートラル分野の研究開発を促進します。
- ◆ 県内企業の脱炭素化への取組支援や製品・サービスの「環境負荷が低い」といった付加価値化を後押しします。（再掲）
- ◆ 農業コストの低減や園芸品目など高収益作物の栽培を促進するため、営農型太陽光発電や小水力などの活用を支援します。
- ◆ 低コストでメタン排出を削減する乾田直播技術の確立及び普及を図ります。



<運輸部門>

●環境配慮型の自動車の普及

- ◆ 電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車の普及や家庭における充電環境の整備に向けた支援を行います。
- ◆ いしかわ環境フェアでの展示やいしかわエコハウスを活用した啓発等を通じて、環境配慮型自動車の普及促進を図ります。
- ◆ 県有施設において、電気自動車充電環境の整備を進めます。
- ◆ 民間活力を活かした水素ステーションの普及に向けて、技術実証を支援します。
- ◆ 県内事業者の水素活用を促進するため、北陸三県における広域供給の仕組みを検討します。
- ◆ EV バスについて、走行距離などの今後の性能向上を踏まえ、公共交通機関への導入を検討します。
- ◆ 地域の活性化や交流人口拡大に資する次世代電動モビリティについて、市町と連携した実証結果を踏まえ、導入を検討します。



▲ 電動モビリティ

●宅配便の再配達抑制

- ◆ 宅配便の再配達による二酸化炭素の排出を削減するため、時間帯指定の活用や宅配ボックス、置き配などの多様な受取方法の普及促進を図ります。

●事業者のエコドライブの推進

- ◆ エコドライブ推進事業所の認定や優良事業所の表彰により、事業者のエコドライブ実践を後押しします。

●事業者の省エネ等の取組の推進

- ◆ 貨物輸送における脱炭素化に向けて、事業者に省エネ等を促します。
- ◆ 鉄道や港などの利用促進を通じて、長距離トラック輸送から一括大量輸送が可能な鉄道輸送や海上輸送への転換を促します。

●カーボンニュートラルポート・空港の形成

- ◆ 石油基地や LPG 基地などのエネルギー供給拠点施設の立地に加え、温室効果ガスを多く排出する船舶の運航や発電所等が立地する港湾臨海部（金沢港・七尾港）において、脱炭素化を推進します。
- ◆ カーボンニュートラル空港の実現に向けて、のと里山空港脱炭素化推進計画を着実に推進します。



<廃棄物焼却等>

●プラスチックごみの削減の推進

- ◆ 県民、事業者や市町などと連携し、使い捨てプラスチック製容器包装・製品の使用削減を推進します。
- ◆ レジ袋やアメニティ・カトラリーなどの使い捨てプラスチックを削減するため、スーパー、ドラッグストア等の小売店やホテル、旅館等の宿泊施設などとの協定の締結を進めます。

<その他ガス>

●フロン類対策の推進

- ◆ 家電リサイクル法、自動車リサイクル法、フロン排出抑制法など、フロン関連法令の適正な運用を図ります。
- ◆ 業務用冷凍空調機器の管理者やフロン類充填回収業者などに対し、監視・指導を行います。

●環境保全型農業※⁶の推進

- ◆ 水田からのメタン排出を削減するため、中干し期間の延長などの環境にやさしい栽培技術の導入を推進します。
- ◆ 低コストでメタン排出を削減する乾田直播技術の確立及び普及を図ります。（再掲）



▲環境保全型農業新ラベル
「環境を守る農家さん」

6 化学肥料・化学農薬を低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動



【 行動目標 】

No	指標名	基準値		目標値
1	県内の温室効果ガス排出（2013 年度比）	30%削減 (2023 年度)	➡	50%削減 (2030 年度)
2	ゼロエネ住宅アドバイザーの認定者数	243 人 (2024 年度)	➡	300 人 (2030 年度)
3	新築住宅における『ZEH』の占める割合	7.6% (2024 年度)	➡	30% (2030 年度)
4	いしかわ家庭版環境 ISO の認定家庭（エコファミリー）数	143,930 家庭 (2025 年度)	➡	180,000 家庭 (2030 年度)
5	いしかわ事業者版／工場・施設版環境 ISO の登録事業所数	1,077 事業所 (2025 年度)	➡	1,800 事業所 (2030 年度)
6	乗用車における環境配慮型自動車（EV、PHV、FCV、HV）の占める割合	22% (2024 年度)	➡	40% (2030 年度)
7	EV、PHV、FCV の普及台数	6,945 台 (2024 年度)	➡	15,500 台 (2030 年度)
8	環境保全型農業の取組面積	9,662ha (2024 年度)	➡	18,000ha (2032 年度)



② 地域と共生した石川型の再生可能エネルギーの導入促進

【現 状】

〈国内の動向〉

- 2024（令和6）年に施行された改正再エネ特措法^{※7}において、森林法や盛土規制法^{※8}等の許認可取得や周辺地域への事前周知を FIT^{※9}/FIP^{※10} 認定の要件とするなど、地域と再生可能エネルギーの共生に向けて、事業規律の強化を図ることとしています。
- 太陽光発電については、導入が急速に拡大した一方で、地域において様々な懸念が発生しています。国は、地域との共生が図られた事業について促進を図りながら、不適切な事業に対しては厳格に対応する必要があることから、大規模太陽光発電事業（メガソーラー）に関する対策パッケージを 2025（令和7）年 12 月に閣議決定し、不適切事案に対する法規制の強化や地域の取組との連携強化、地域共生型への支援の重点化などについて、法的規制を実施することとしています。

〈石川県の動向〉

- 2024（令和6）年度の再生可能エネルギーの発電設備容量は、144.1 万 kW と 2013（平成25）年度比で約 1.8 倍に増加しています。特に、太陽光発電については、設置のしやすさや再生可能エネルギーの FIT 制度の導入などにより、2013（平成25）年度比で約 8.3 倍に増加するなど、急速に拡大しています。（図5参照）

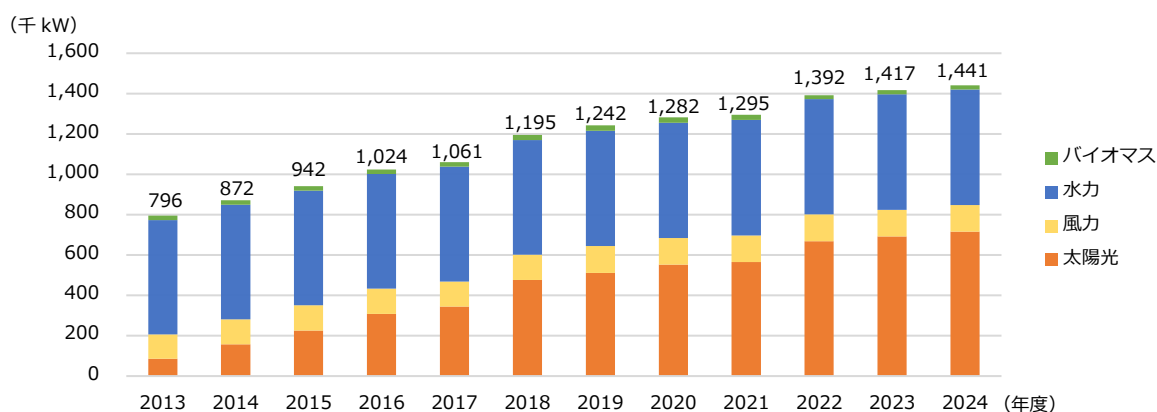


図5 石川県内の再生可能エネルギー発電施設の導入状況（発電設備容量）

7 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法

8 宅地造成及び特定盛土等規制法

9 Feed-in Tariff の略称で、再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取る制度

10 Feed-in Premium の略称で、再生可能エネルギー発電事業者が市場で電力を売る際に、基準価格に一定のプレミアムを上乗せして支払う制度



- また、発電電力量については、2024（令和6）年度 27.2 億 kWh と 2019（令和元）年度比で約 1.1 倍に増加しています。太陽光発電については、2019（令和元）年度比で約 1.4 倍に増加しています。（図 6 参照）

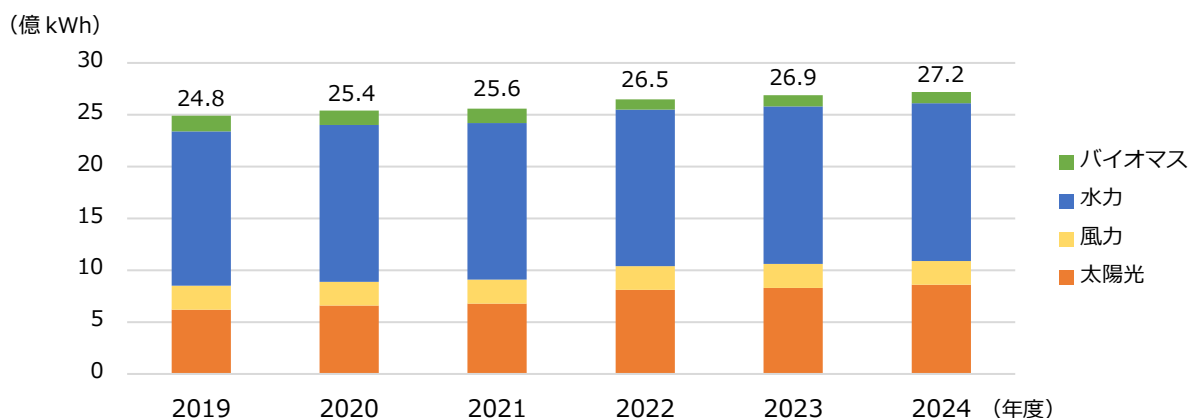


図 6 石川県内の再生可能エネルギー発電施設の導入状況（発電電力量）

【課題】

- いしかわの気候や地域資源など、地域特性を活かしながら、地域と共生した再生可能エネルギーの導入を図る必要があります。
- 令和 6 年能登半島地震及び奥能登豪雨による被災を踏まえ、防災面で重要な役割を果たす基幹インフラの自立電源化などを通じて、防災力の向上を図る必要があります。

【太陽光発電】

- 石川県は太陽光発電を備えた創エネ住宅の導入が、全国低位となっています。その要因として、雪や雨が多い冬季（12 月～2 月）の天候のため、太陽光発電は不向きという意識が根強いことが考えられます。このため、自家消費による経済面・防止面のメリット等の周知や、投資回収を支援していく必要があります。
- FIT 制度の買取価格の下落、適地の減少等により、県内における事業用太陽光発電の導入ペースは大幅に鈍化し、近年、頭打ちとなっています。
また、地上設置型の事業用太陽光発電については、2027 年度以降 FIT/FIP 制度における支援の対象外となるため、今後の県内における太陽光発電の導入拡大にあたっては、エネルギーコストや防災面のメリットの普及と合わせ、屋根設置型（住宅や事業所など）の導入を促進する必要があります。



- FIT 制度における買取価格の低下等を踏まえ、PPA※¹¹ モデルなどの FIT/FIP 制度に依存しない再生可能エネルギーの導入を促進する必要があります。
- 産業部門においては、電力コストの上昇のほか、サプライチェーン全体の脱炭素化が求められており、省エネだけでなく、PPA モデル等の活用による太陽光発電設備の導入などを進めていく必要があります。
- 今後の技術進展や採算性などを踏まえ、ペロブスカイト太陽電池などの次世代型太陽電池や耐雪性のある垂直型太陽光発電設備などの普及を図っていく必要があります。

【風力発電】

- 令和 6 年能登半島地震及び奥能登豪雨の影響により、多数の陸上風力発電設備が停止していることから、今後の事業進捗を注視する必要があります。
- 景観や環境への影響等の観点から、既存の陸上風力発電設備の適正な管理や放置等に対する地域の懸念が生じているため、引き続き、国に対し、法改正を含めた対応を求めていく必要があります。
- 洋上風力については、漁業者などの地域の合意形成が重要です。近年、事業環境の変化等により、全国では、事業から撤退する事例も発生しているため、地域における案件形成や国の対応等の動向を注視する必要があります。

【バイオマス発電】

- 木質バイオマス利用施設や下水処理場へのメタンガス発電設備など一定の導入が進んできたものの、近年は更なる導入の拡大が見られない状況となっています。
- 木質バイオマス発電の普及には、低コストでの木材の安定供給が課題であることから、市町や林業関係者等との連携を図っていくことが重要です。

【水力発電】

- 県内には、中山間地域を中心に、小規模河川や農業用水などの豊富な水資源があることから、農業や防災面での活用などを通じて、地域の活性化を図る必要があります。

【未利用熱利用】

- 持続可能性や環境への影響を踏まえつつ、地下水や温泉資源を有効活用することで、住宅やオフィスビル、観光施設等のエネルギーコスト削減を図っていく必要があります。

11 Power Purchase Agreement の略称で、企業・自治体が保有する施設の屋根や遊休地を事業者が借り、無償で発電設備を設置し発電した電気を企業・自治体が施設で使うことで、電気料金と CO₂ 排出を削減するモデル
設備の所有は第三者が持つ形となる為、資産保有をすることなく、再生可能エネルギーの利用が可能となる。



【 目指すべき環境の姿 】

導入目標

2030 年度までに再生可能エネルギーによる発電電力量を 46 億 kWh 程度とすることを目指します。

* 太陽光：11 億 kWh 程度、風 力：11 億 kWh 程度、
水 力：15 億 kWh 程度、バイオマス：9 億 kWh 程度

＜目標設定の考え方＞

- 国は、2050 年までのカーボンニュートラルの実現に向けて、再生可能エネルギーについて、国民負担の抑制と地域との共生を図りながら、最大限の導入を進めていくとしています。
- 本県としても、こうした国の方針に呼応して、地域特性を活かしながら、地域と共生した再生可能エネルギーの導入を促進するため、2022（令和 4）年 2 月に県再生可能エネルギー推進計画を改定し、これまでの導入推移や事業者の事業計画などを基に、2030 年度に再生可能エネルギーによる発電電力量を 46 億 kWh 程度とする目標を設定しました。
- 家庭等の太陽光発電設備を中心に導入が進んでおり、県内の再生可能エネルギーの発電電力量は、2024 年度で、2019 年度の 24.8 億 kWh から 2.4 億 kWh 増加し、27.2 億 kWh となるなど、目標達成に向けて、着実に進捗しています。
- 一方、風力発電については、令和 6 年能登半島地震及び奥能登豪雨の影響により、多数の設備が停止していることから、今後の事業計画の進捗も含め、状況を注視していく必要があります。
- このため、今回の改定では、現行の再生可能エネルギー推進計画の導入目標値を据え置くこととし、今後、能登の被災地における再エネ事業の展開や、国のエネルギー施策、社会情勢の変更等を踏まえ、必要に応じて、随時目標の見直しを行います。



【 取組の方向性 】

I 地域特性を活かした再生可能エネルギーの導入



●太陽光発電

- ◆ 住宅向け太陽光発電設備や蓄電池、V2H の導入促進に向けて、エネルギーコストの削減や防災面のメリット等を周知するほか、各種補助金や民間事業者との連携による共同購入事業等により、導入拡大を図ります。（再掲）
- ◆ 本県の住宅で多い瓦屋根やカーポートへの太陽光発電設備の設置を支援し、既存住宅への導入拡大を図ります。（再掲）
- ◆ 今後、FIT 制度の適用期間が終了する世帯の増加が見込まれることから、売電から自家消費への転換を支援するなど、太陽光発電の継続に向けた環境整備を図ります。（再掲）
- ◆ 多様な用途が見込まれるペロブスカイト太陽電池^{※12}をはじめとする次世代型太陽電池の普及を見据え、公共施設での導入や県民や事業者向けの啓発などに取り組みます。
- ◆ 積雪の影響を受けにくく、冬季でも安定的に発電が可能な垂直型太陽光発電設備について、導入可能性や有効性を検討し、普及啓発に取り組みます。



▲垂直型太陽光発電設備

●風力発電

- ◆ 陸上風力発電について、令和 6 年能登半島地震及び奥能登豪雨の影響を注視しながら、地域と共生した導入を促進します。
- ◆ 被災等による設備の放置の防止のため、県が必要な情報を取得できる仕組みや廃棄費用積立制度の見直しについて、国に要望します。
- ◆ 洋上風力発電について、漁業者など、利害関係者との合意形成の状況を踏まえながら、資材価格の高騰など、洋上風力発電事業を取り巻く事業環境にも留意し、地域の円滑な案件形成等を支援します。

●水力発電

- ◆ 中山間地域等の豊富な小水力資源の活用に向けて、高等教育機関等と連携し、県内におけるポテンシャルを把握するとともに、集落や農地等への普及及び利用促進を図ります。

●バイオマス発電

- ◆ 適切な規模の木質バイオマス利用施設の導入を支援し、木質バイオマス資源のエネルギー利用を促進するとともに、木材の安定供給の支援を通じて、林業の活性化に貢献します。

12 塗布や印刷技術で量産でき、ゆがみに強く軽い太陽電池



- ◆ 下水処理場において、メタンガスを活用したバイオマス発電を導入することで、温室効果ガスの排出削減に努めます。

●未利用熱利用

- ◆ 温泉熱の活用に向けて、地域の意向やポテンシャル等を踏まえ、旅館のエネルギーコストの削減や持続可能な温泉地づくりに向けた地域主導の取組を後押しします。

●その他の取組

- ◆ 再生可能エネルギー導入拡大に向けて、住宅や事業所、電力系統向け蓄電池等に関する動向等について、エネルギーコストの削減や防災面のメリットを踏まえ、情報収集・発信を行います。
- ◆ 再生可能エネルギー事業の展開促進に向けて、有用な情報の提供による事業計画の検討支援を行います。
- ◆ 木場潟公園において、新たな里山再生とともに、再生可能エネルギーに関する県民の理解を促進します。
- ◆ 分散型エネルギーの導入促進に向けて、市町と連携した導入支援やセミナーを通じた普及啓発、情報収集などを行います。
- ◆ モノづくり産業や農林業の県内産業の振興と併せた再生可能エネルギーの普及に取り組みます。
- ◆ 再生可能エネルギー由来電力の利用促進を図るための方法についての情報提供を図ります。
- ◆ 産業分野や運輸分野等において、水素活用の普及啓発や取組を促進します。



▲木場潟公園
(里山資源再生ハウス)

II 災害レジリエンス※13 強化や産業の持続的発展、地域の活性化などの政策課題の解決

●災害レジリエンスの強化

- ◆ 再生可能エネルギーによる発電電力の自家消費や、付帯設備としての蓄電池や燃料電池等の活用について、脱炭素化のほかに、自立分散型電源として、災害時のレジリエンス向上に寄与することを周知し、普及促進を図ります。
- ◆ 住宅向け太陽光発電設備や蓄電池、V2H の導入促進に向けて、エネルギーコストの削減や防災面のメリット等を周知するほか、各種補助金や民間事業者との連携による共同購入事業等により、導入拡大を図ります。（再掲）
- ◆ 避難施設について、段階的に太陽光発電整備や蓄電池の導入を促進し、防災力の強化を図ります。
- ◆ 国の実証結果や地方のニーズを踏まえ、オフグリッド※14 集落の理解促進等に取り組みます。
- ◆ 脱炭素先行地域の事業計画を着実に進め、陸海空の基幹インフラ（能登の道の駅、金沢港エリア、のと里山空港）への自立分散型電源の導入を進めます。

13 災害が発生しても、被害を最小限に押さえ、迅速に回復・復興できる力のこと

14 電力や水の供給が停止された場合においても、独立して電力等を自給自足できるシステム



脱炭素先行地域「能登半島地震を踏まえた災害レジリエンス強化と被災地の復興加速」

環境省は、2050年カーボンニュートラルに向けて、地域特性に応じた先行的な脱炭素の取組を実施する地域を「脱炭素先行地域」として選定しており、2026年2月13日時点で、全国45道府県133市町村の102提案が選定されています。

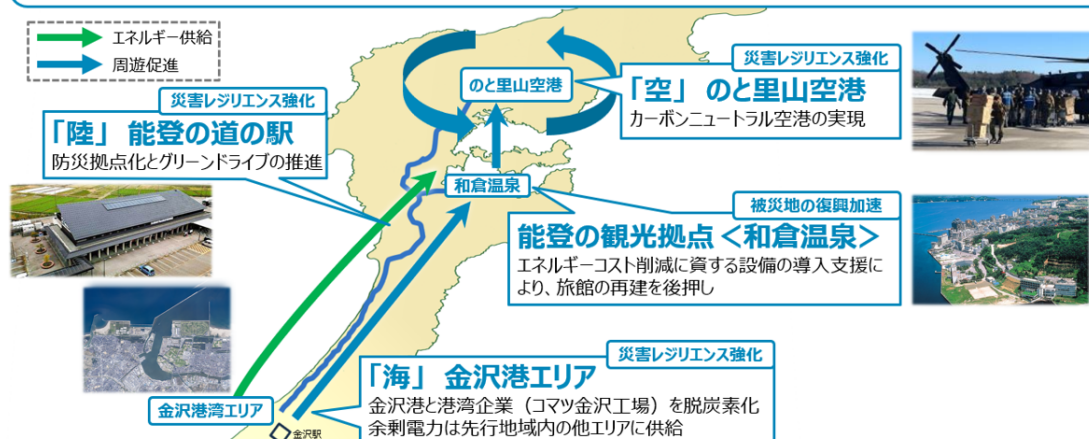
本県においては、半島地域特有の地理的制約が存在する能登半島での被災の経験を踏まえ、災害時に「人命救助」、「物資供給」、「広域避難」を担った、県管理の陸海空の基幹インフラ（金沢港、のと里山空港、道の駅）に自立分散型電源を設置し、レジリエンスの強化を通じて、市町単独では困難な広域防災体制の強化を実現することとしています。

さらに、和倉温泉の未利用温泉熱を再利用した設備の導入など、旅館再建を後押しすることにより、陸海空の交流基盤と和倉温泉の各拠点を面的に連携させていくことで、クリーンエネルギーで能登を周遊できる環境を整え、復興の加速化及び地域課題解決を図ることとしています。

• 環境省の脱炭素先行地域に石川県の提案が採択（県内初）

→ 脱炭素先行地域：2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、地域特性に応じた先行的な脱炭素の取り組みを実施する地域を「脱炭素先行地域」として全国で100箇所選定し、環境省が5か年で最大50億円の交付金を支給

• 能登半島地震を踏まえた「災害レジリエンス強化」と「被災地の復興加速」を目指す





●特色ある県内産業や地域資源の魅力向上

- ◆ 再生可能エネルギーの多面的な活用を通じて、産業や地域の活性化を促進するため、先進的な取組等の情報収集及び県内での普及啓発を行います。
- ◆ 中山間地域等の豊富な小水力資源の活用に向けて、高等教育機関等と連携し、県内におけるポテンシャルを把握するとともに、集落や農地等への普及及び利用促進を図ります。（再掲）
- ◆ 県内の高等教育機関と連携し、次世代型太陽電池など、カーボンニュートラル分野の研究開発を促進します。（再掲）
- ◆ 県内企業の脱炭素化への取組支援や製品・サービスの「環境負荷が低い」といった付加価値化を後押しします。（再掲）
- ◆ 国の実証結果や地方のニーズを踏まえ、オフグリッド集落の理解促進等に取り組みます。（再掲）
- ◆ 水素を活用したエネルギーの地産地消モデルを構築します。
- ◆ 温泉熱の活用に向けて、地域の意向やポテンシャル等を踏まえ、旅館のエネルギーコストの削減や持続可能な温泉地づくりに向けた地域主導の取組を後押しします。（再掲）

Ⅲ 石川の豊かな自然環境、美しい景観及び県民の生活環境との調和

- ◆ 国における太陽光発電施設などの規制強化等の状況を注視しながら、地域住民への理解の促進、環境保全及び生物多様性への配慮を図ります。
- ◆ 太陽光発電事業の法的規制について、国との情報共有の強化を図ります。
- ◆ 今後見込まれる太陽光パネルの大量廃棄について、国における太陽光発電設備のリサイクル制度の検討状況を注視しながら、適切に対応します。
- ◆ 景観上、太陽光パネルの設置が困難な重要伝統的建造物群保存（重伝建）地区を対象に、家庭からの余剰電力を供給する仕組みを構築し、景観保全と脱炭素化の両立や環境に配慮した観光地としての魅力向上を図ります。
- ◆ 能登地域に設置されている風力発電施設について、国との連携により、事業者による安全管理を徹底し、住民の不安解消等を図ります。
- ◆ 稼働を終えた風力発電施設が放置されることのないよう、適切な廃棄に向けて、国で検討が進められている風力発電の廃棄費用積立制度の内容を注視しながら、引き続き、実効性のある対応を求めています。
- ◆ 国や市町との連携による地域との合意形成、事業者の法令遵守の促進を図ります
- ◆ 環境保全に支障のないエリアへの再生可能エネルギーの立地を誘導するために行うゾーニングについて、地球温暖化対策推進法に基づく促進区域制度も含め、市町に対する情報提供等を行います。
- ◆ 地域と共生した再生可能エネルギー発電設備について、情報収集・普及啓発などを行います。



▲重伝建地区（東山・主計町）



③ 緑化・森林・林業等における二酸化炭素の吸収・固定

【現 状】

- 県土の約 7 割を占める森林は、木材生産、水源かん養機能、県土の保全、緑とのふれあいの場を提供する等の多面的機能を有しており、二酸化炭素の吸収源として、地球温暖化防止においても大きな役割を担っています。
 - * 森林面積：285,994ha（民有林 251,399ha、国有林 34,595ha）（2024 年度）
 - * 民有林における適切な森林整備・管理による森林経営の実施面積：12 万 ha（2024 年度）
 - * 間伐等実施面積：4,796ha（2024 年度）
 - * 県産材供給量：126 千 m^3 （2024 年度）
 - * 一人当たり都市公園面積：15.66 m^2 （2025 年度）
- 本県における 2023（令和 5）年度の温室効果ガス吸収量は、63 万 t-CO₂ となっています。
- 森林は、その成長過程で二酸化炭素を吸収し、樹木内に炭素を固定するため、森林から生産される木材を住宅や家具等に利用することは木材中の炭素を長期間にわたって貯蔵することになります。
- そのため、森林の適切な経営管理や間伐の実施、そして県産材の積極的な利活用を行い、「伐って、使って、植えて、育てる」といった森林資源の循環利用を進めることはカーボンニュートラル実現に向けた重要な取組になります。
- 企業や団体が社会貢献活動の一環として、二酸化炭素の吸収源である森林の整備活動^{※15}を行っています。
- 本県の海岸線の総延長は約 584km に及び、その沿岸域には、藻場（海藻・海草の群落）が広く分布しています。
- 藻場は、魚介類の餌や棲みかとして重要であり、豊かな生態系を育む機能を有していますが、全国的に藻場の消失や衰退が進行しています。
- 陸地の森林などで植物が光合成によって二酸化炭素が吸収・貯留される炭素を「グリーンカーボン」と呼ぶのに対して、海中の藻場が光合成によって二酸化炭素を吸収し、その際に取り込まれ貯留される炭素を「ブルーカーボン」と呼び、二酸化炭素の吸収源となる「ブルーカーボン生態系」は、新たな地球温暖化対策として大きな注目を集めています。

15 森林でなかった土地での植林、育成林・天然生林の整備・保全、たい肥等の有機物の施用による農地の土づくり、都市緑化等が対象



【課 題】

- 手入れ不足の森林の増加を防ぎ、森林の機能を十分に発揮できる手入れの行き届いた森林となるように経営管理を行うことで、森林による二酸化炭素吸収量を確保していく必要があります。
- 住宅や建築物における県産材の活用促進や新商品開発等による木材需要の創出につなげていく必要があります。
- 森林・林業に対する県民の意識啓発と県民参加の森づくり運動を推進していくことが必要です。
- 農地においては、たい肥等の施用により、土壌中への炭素の貯留を推進する必要があります。
- 多様な土地・施設等の都市全体において緑化を進める必要があります。
- 一部の海域では、海洋環境の変化等により、藻場が減少していることから、コンクリートブロック等の海藻類の着底基質の設置や、ウニ類等の食害生物の除去といった、藻場保全の取組を推進する必要があります。



【 目指すべき環境の姿 】

森林における二酸化炭素吸収量を、**2030 年度**は、**43 万 t-CO₂**
2040 年度は、**98 万 t-CO₂**とします。

〈目標設定の考え方〉

- 国では、2020（令和 2）年 10 月に地球温暖化計画を改定し、2030（令和 12）年度の森林における二酸化炭素吸収量を 0.38 億 t-CO₂（森林吸収量 0.31 億 t-CO₂、伐採木材製品 0.07 億 t-CO₂）とし、各種政策を推進しています。
また、2025（令和 7）年 2 月の改定では、2040（令和 22）年度の森林における二酸化炭素吸収量を 0.72 億 t-CO₂とされました。
- 本県としても、国が目標とする二酸化炭素吸収量と本県の森林面積や県産材供給量を踏まえ、2022（令和 4）年に 2030（令和 12）年度吸収量の目標を従前の 16 万 t-CO₂から 43 万 t-CO₂に引き上げました。
今回の計画では、2040（令和 22）年度吸収量を 98 万 t-CO₂とする目標を新たに設定することとしました。

＊目標設定については「森林吸収源対策」のみを記載しています。

なお、国では「農地土壌吸収源対策」・「都市緑化」・「ブルーカーボンその他」も見込んでおり、2040 年度の吸収量の合計は 0.84 億 t-CO₂となっています。

【 取組の方向性 】

●多様で健全な森林の整備・保全

- ◆ 森林経営計画による森林整備の実施を進めるとともに、国の森林環境譲与税を活用した森林経営管理制度により、多様で健全な森林整備・保全を進めます。
- ◆ ボランティア団体等の活動を支援するとともに、新たな担い手の確保を図るため、イベントの開催や普及啓発を行います。



▲植樹イベントの様子

●低コストで安定的な県産材供給体制の整備

- ◆ ドローンによる資源量調査など、スマート林業を推進し、林業収益力の向上を図ります。
- ◆ スマート林業を実践できる人材の育成を推進し、林業収益力の向上を図ります。

●県産材の利用促進

- ◆ 人工乾燥材の導入等を支援し、品質が確かな製材品等の安定的な生産・供給体制を強化します。
- ◆ 公共建築物や土木工事における県産材利用を促進します。



- ◆ 県産材利用に助成することで、住宅や民間施設での県産材利用を促進します。
- ◆ 木づかい運動等による県産材製品の普及促進を図ります。

●環境保全型農業の推進

- ◆ たい肥の施用や緑肥の作付等に加え、バイオ炭の施用により、土づくりと併せた炭素貯留を推進します。



▲たい肥の散布

●市街地における緑化の推進

- ◆ 県民のニーズに対応した都市公園の整備を進めます。
- ◆ 地域における都市緑化のモデルとなる取組を支援します。
- ◆ 地域の緑化活動のリーダーとなる緑と花のまちづくり推進員を養成し、推進員が行う緑化の普及啓発活動を支援します。
- ◆ 街路樹の維持管理を適切に行います。

●森林吸収量のクレジット化の推進

- ◆ 県有林でのJクレジットの発行及び販売を行うとともに、民有林（市町や森林組合等が管理する森林）での森林整備の取組が進むよう普及啓発を行います。

●ブルーカーボン生態系の維持・増大

- ◆ 海洋環境の変化等による藻場への影響をモニタリング調査により、継続的に把握するとともに、ブルーカーボン生態系としても重要な藻場の維持・増大に向けたソフト・ハード両面での取組を官民連携により、推進します。



【 行動目標 】



No	指標名	基準値		目標値
9	間伐等実施面積	4,796ha (2024 年度)	➡	4,368ha (2030 年度)
10	主伐・再造林面積	104ha (2024 年度)	➡	175ha (2030 年度)
11 再掲	環境保全型農業の取組面積	9,662ha (2024 年度)	➡	18,000ha (2032 年度)
12	緑の基本計画の策定市町数	12 市町 (2025 年度)	➡	17 市町 (策定対象となる市町) (2030 年度)



④ 県庁における温室効果ガスの排出削減（県庁グリーン化率先行動プラン）

【現 状】

- 本県では、県が率先して温室効果ガスの排出削減に取り組むため、県庁グリーン化率先行動プラン（平成 12 年 3 月）を策定し、これに基づく施策を講じてきました。2013（平成 25）年度と比較した 2024（令和 6）年度の実績は以下のとおりです。（図 7 参照）

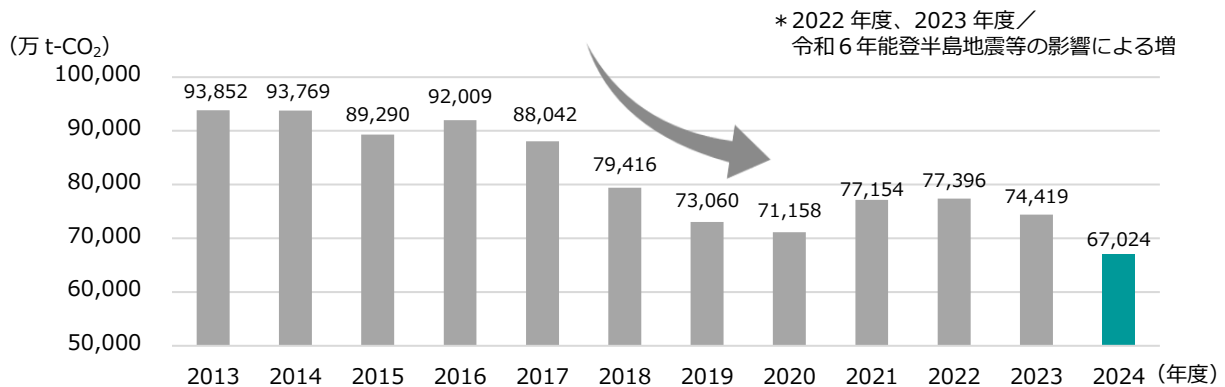


図 7 県庁における二酸化炭素排出量の推移

- 本庁舎では、廊下部分の空調停止、空調運転時間の短縮、庁舎照明の LED 化、省エネ型自動販売機の導入など行い、節電に努めています。
- 工業試験場や能登空港ターミナルビル、いしかわ動物園などの施設では、太陽光発電設備を、砂防堰堤では、小水力発電設備（民間事業者が実施）を導入しているほか、下水処理場において、温室効果ガスであるメタンガスを活用したバイオマス発電を導入することで、温室効果ガスの排出削減に努めています。
- その他、昼休み・時間外等の不要な照明の消灯、両面印刷や片面使用済みコピー用紙の再利用の徹底、出先機関におけるいしかわ事業者版／工場・施設版環境 ISO 登録などの取組により、温室効果ガスの排出削減・廃棄物の減量化等に努めています。



【課 題】

- 県庁全体において、率先して省エネ・省資源・リサイクルや再生可能エネルギーの導入に取り組んでいく必要があります。（表4参照）

表4 県庁グリーン化率先行動プランの取組結果

行動目標		2013 (平成 25) 年度実績		2024 (令和 6)年度実績	
ア 省資源、省エネルギーの推進					
①電気使用量の削減	エネルギー使用量 (CO ₂ 換算)	69,700 t-CO ₂	エネルギー使用量 (CO ₂ 換算)	47,567 t-CO ₂	(▲33%)
	電気	110,635 MWh	電気	110,364 MWh	(±0%)
②冷暖房用等 燃料使用量の削減	エネルギー使用量 (CO ₂ 換算)	20,192 t-CO ₂	エネルギー使用量 (CO ₂ 換算)	15,600 t-CO ₂	(▲23%)
	A重油	4,450 kL	注) A重油	2,206 kL	(▲50%)
	灯油	2,453 kL	灯油	2,247 kL	(▲8%)
	都市ガス	735 千m ³	注) 都市ガス	1,771 千m ³	(+141%)
	プロパンガス	58 千m ³	プロパンガス	60 千m ³	(+3%)
③公用車の 燃料使用量の削減	エネルギー使用量 (CO ₂ 換算)	4,182 t-CO ₂	エネルギー使用量 (CO ₂ 換算)	3,858 t-CO ₂	(▲8%)
	ガソリン	1,574 kL	ガソリン	1,523 kL	(▲3%)
	軽油	206 kL	軽油	126 kL	(▲39%)
④水使用量の削減		982 千m ³		931 千m ³	(▲5%)
イ 廃棄物の減量化及びリサイクルの推進					
⑤可燃ごみ排出量の削減		1,328 t		1,389 t	(+5%)
⑥用紙類の使用量の削減		144,067 千枚		121,644 千枚	(▲16%)
二酸化炭素排出量の削減		93,852 t-CO ₂		67,204 t-CO ₂	(▲28%)

注) 温室効果ガスの排出が多いA重油から、より排出の低い都市ガスへの切り替えを行い、環境負荷の低減を図りました。



【 目指すべき環境の姿 】

2030 年度の温室効果ガス排出量を **60%削減**します。
2035 年度の温室効果ガス排出量を **70%削減**します。
2040 年度の温室効果ガス排出量を **80%削減**します。 （いずれも 2013 年度比）

〈目標設定の考え方〉

- 国自らの取組を定めた政府実行計画では、2030（令和 12）年度の温室効果ガス排出量を 2013（平成 25）年度比 50%削減することを目標としています。
また、2025（令和 7）年 2 月の改定において、2030（令和 12）年度目標（50%）の直線的な経路として、2035（令和 17）年度 65%、2040（令和 22）年度 79%削減する目標を新たに設定しました。
- 県は、率先して取組を推進するため、県庁全体で、2030（令和 12）年度における温室効果ガス排出量を、国を上回る 2013（平成 25）年度比 60%削減を目標としました。
今回の計画では、省エネ・再エネ設備や環境配慮型自動車の導入目標等に基づき、2035（令和 17）年度を 70%、2040（令和 22）年度を 80%とする削減目標を新たに設定することとしました。

【 取組の方向性 】

- 県庁グリーン化率先行動プランの目標の達成に向けて、県庁全体で主に次の取組を実行します。

〈県有施設の省エネ化等の推進〉

● 省エネ・再エネ設備の導入等

- ◆ 2030（令和 12）年度までに設置可能な県有施設の 50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指します。
- ◆ 太陽光発電設備の設置については、災害対応拠点施設や避難施設への導入を優先し、PPA モデルの活用も検討しながら、2040（令和 22）年度までに 100%の設置を目指します。
- ◆ ペロブスカイト太陽電池について、従来型の太陽電池では、設置が困難な耐荷性能の低い屋根や建物壁面等への導入が可能となることから、県有施設への導入を率先して進めます。
- ◆ 太陽光発電の更なる有効利用及び災害時のレジリエンス強化のため、蓄電池を積極的に導入します。

▼直江庁舎





- ◆ リースや PFI 等の手法を活用し、費用の平準化を図りながら、既存設備を含めた県有施設全体の LED 照明の導入割合を 2030（令和 12）年度までに 100%とすることを目指します。
- ◆ 施設の新築にあたっては、原則、ZEB Oriented^{※16} 相当以上とし、2030（令和 12）年度までに新築建築物の平均で ZEB Ready^{※17} 相当を目指すとともに、再生可能エネルギーの導入に努めます。
- ◆ 2030（令和 12）年度以降については、建築物の特性や技術開発状況等を踏まえ、更に高い省エネ性能を目指します。
- ◆ 施設の改修時には、可能な限り、最新の省エネ設備の導入や断熱化等を図り、ZEB Ready 相当を目指すとともに、再生可能エネルギー設備の導入に努めます。
- ◆ 再生可能エネルギーの導入や省エネの徹底を図った上で、2030（令和 12）年度までに県全体で調達する電力の 60%以上を再生可能エネルギー由来電力とすることを目指します。
- ◆ 2040（令和 22）年度までに、民間部門の脱炭素電源の調達状況を考慮し、調達する電力の 80%以上を脱炭素電源由来の電力とするものとし、目標達成に向けて、調達する電力の排出係数の低減に継続的に取り組みます。

●県有施設全体での環境配慮の推進

- ◆ いしかわ事業者版／工場・施設版環境 ISO の運用を通じて、省エネ・省資源化の取組を推進します。

〈公用車の省エネ化の推進〉

●環境配慮型自動車の導入

- ◆ 公用車については、今後の新規導入・更新を全て環境配慮型自動車とし、既存車両を含め、2030（令和 12）年度までに全ての自動車を環境配慮型とすることを目指します（代替可能な環境配慮型がない場合等のほか、警察及び特殊車両を除く）。
- ◆ より環境性能の高い電気自動車やプラグインハイブリッド自動車、充電設備の導入に努めます。
- ◆ 近距離の移動が多い機関では、可能な限り、電気自動車を導入します。
- ◆ 災害時における非常用電源確保に向けて、災害対応拠点施設（土木・農林事務所等）への電気自動車や V2H の設置を促進します。

●自動車利用の抑制

- ◆ 公用車等の効率的利用等を図るとともに、公用車の使用実態等を踏まえ、台数の削減を図ります。
- ◆ 出張時は、可能な限り、公共交通機関を利用することを促します。
- ◆ 自動車の使用抑制にもつながるフレキシブルワークを推進します。

（参考）

ZEB（ゼブ）とは、net Zero Energy Building の略称で、消費する年間の一次エネルギー消費量（断熱使用、設備毎等により定められる標準的な一次エネルギー消費量で、省エネルギー基準は 2016 年）をゼロにすることを旨とした建築物

16 Net Zero Energy Building Oriented の略称で、延べ面積 10,000 m²以上の建築物で、再生可能エネルギーを除き、基準一次エネルギー消費量から規定（建物用途別で 30%～40%）以上の一次エネルギー消費量が削減され、かつ省エネルギー効果が高いと見込まれ公表された未評価技術を導入した建築物

17 Net Zero Energy Building Ready の略称で、再生可能エネルギーを除き、省エネ技術で基準一次エネルギー消費量の 50%以上を削減している建築物



〈各庁舎における省エネ化・省資源化〉

●電気、冷暖房等燃料使用量の削減

- ◆ 空調の室内温度の適正化及び適正運転の徹底に努めます。
- ◆ 昼休みや時間外等での不要な照明の消灯に努めます。

●定時退庁日における定時退庁の徹底

- ◆ 消灯による電気使用量の削減にもつなげる定時退庁を一層推進します。

●水使用量の削減

- ◆ 洗面、食器洗い及び洗車等における水使用の抑制に努めます。
- ◆ 定期的な点検により、漏水の防止を徹底します。

●プラスチックごみの削減

- ◆ 率先して使い捨てプラスチックごみの削減に努めます。

●可燃ごみの削減

- ◆ 職場におけるごみの分別・リサイクル、可燃ごみの削減を徹底します。

●食品ロスの削減

- ◆ 消費期限等の近い商品の割引販売や小盛メニューの提供など、県庁の食堂や売店における食品ロスの削減に努めます。

●用紙の使用量の削減

- ◆ 会議資料の電子化など、ペーパーレス化を推進します。

●グリーン購入の推進

- ◆ 物品は、原則、石川県エコ・リサイクル認定製品、エコマーク、グリーンマーク等を含む石川県グリーン購入調達方針に基づき、調達します。

●デコ活^{※18}を通じた職員に対する脱炭素型ライフスタイルの奨励

- ◆ 太陽光発電や環境配慮型自動車の導入を始めとするデコ活アクションの実践など、脱炭素型ライフスタイルへの転換に寄与する取組を進めます。

18 脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動の愛称で、二酸化炭素（CO₂）を減らす（DE）脱炭素（Decarbonization）と環境に良いエコ（Eco）を含む“デコ”と活動・生産を組み合わせた言葉





【 行動目標 】

No	指標名	基準値		目標値
13	県庁の温室効果ガス排出量（2013 年度比）	28%削減 (2024 年度)	➡	60%削減 (2030 年度)
14	太陽光発電設備の設置率 ※導入可能な施設に占める割合	38 % (2024 年度)	➡	50%以上 (2030 年度)
15	LED 照明の導入率	22 % (2024 年度)	➡	100% (2030 年度)
16	再生可能エネルギー調達電力の割合	—	➡	60% (2030 年度)
17	公用車の環境配慮型自動車の導入率 ※代替可能な環境配慮型自動車がない場合のほか警察、特殊車両を除く	41 % (2024 年度)	➡	100% (2030 年度)
18	電気使用量 ※指定管理者制度導入施設含む	110,364MWh (2024 年度)	➡	87,200MWh (2030 年度)
19	冷暖房用等の燃料使用量 ※指定管理者制度導入施設含む	15,600t-CO ₂ (2024 年度)	➡	13,800t-CO ₂ (2030 年度)
20	公用車の燃料使用量 ※指定管理者制度導入施設含む	3,858t-CO ₂ (2024 年度)	➡	2,750t-CO ₂ (2030 年度)
21	水使用量 ※指定管理者制度導入施設含む	931 千m ³ (2024 年度)	➡	870 千m ³ (2030 年度)
22	可燃ごみ排出量 ※指定管理者制度導入施設含む	1,389t (2024 年度)	➡	1,090t (2030 年度)
23	用紙類の使用量 ※指定管理者制度導入施設含む	121,644 千枚 (2024 年度)	➡	102,000 千枚 (2030 年度)



2 気候変動の影響への適応

【現 状】

- 石川県（金沢市）の年平均気温は、100年あたりで1.8℃上昇しており、2025（令和7）年の平均気温は16.3℃、年間猛暑日は9日となっています。
- 今後、温室効果ガスの排出量がどのようなシナリオをとったとしても、少なくとも今世紀半ばまでは世界の平均気温は上昇し、気候変動の影響のリスクが高くなることが予測されています。
- 現状を上回る地球温暖化対策が取られないという前提条件のもとで気象庁が行った21世紀末の予測^{※19}は以下のとおりです（4℃上昇シナリオの場合）。
 - 本県では、
 - 年平均気温が約4.4℃上昇します。（図8、9参照）
 - 日最高気温35℃以上となる猛暑日が年間1日から約21日に増加します。
 - 日最低気温0℃未満となる冬日が年間約51日から約5日となります。
 - 北陸地方では、傘を差していても濡れるような雨（1時間降水量30mm以上）の年間発生回数が約2.7倍に増加します。
 - 東日本の日本海側では、年最深積雪が平均で約82%減少します。

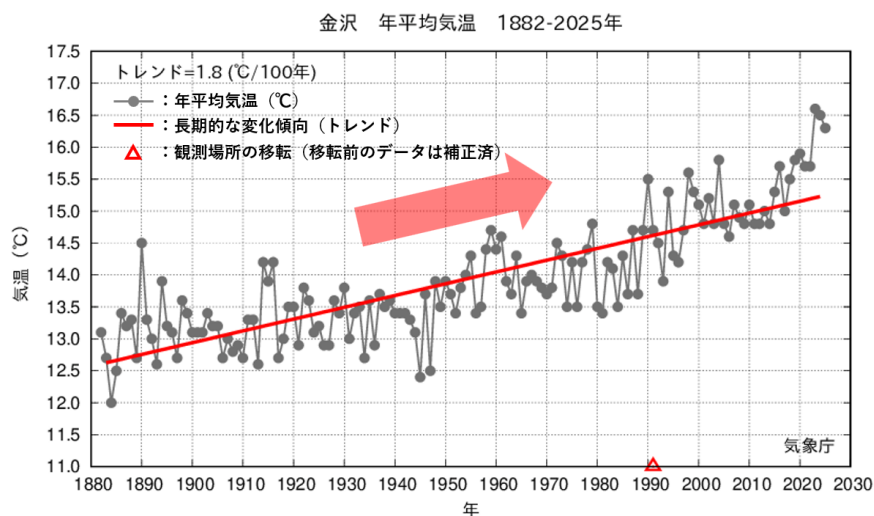


図8 金沢市の年間平均気温

出典：気象庁

19 20世紀末（1980年から1999年の平均）と比較した21世紀末（2076年から2095年）の予測

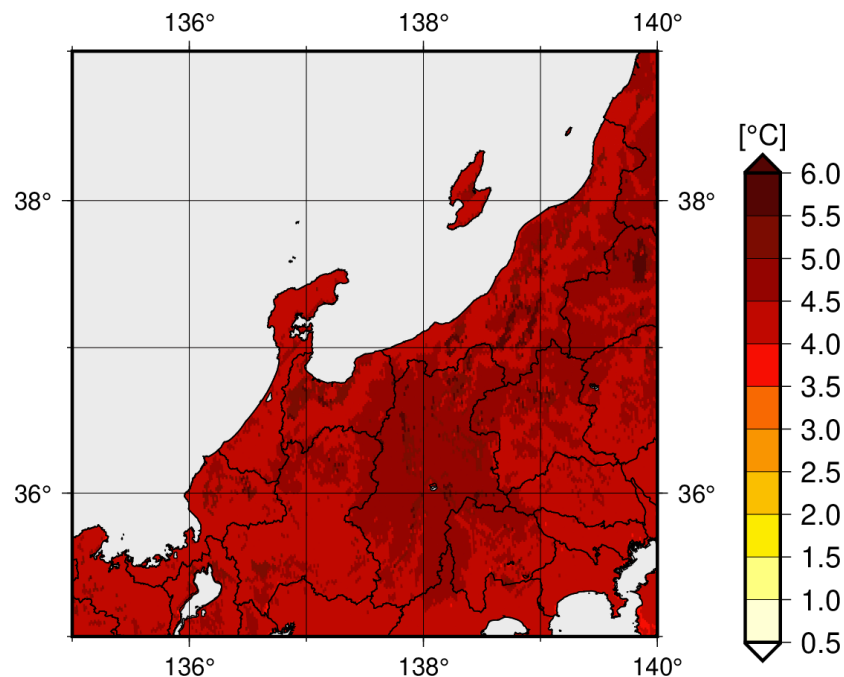


図9 年平均気温の将来予測（4℃上昇シナリオ）
（20 世紀末 ▶ 21 世紀末）

出典：気象庁

洪水発生リスク



文部科学省及び気象庁気象研究所によると、2024（令和6）年9月21日から22日に石川県能登で発生した大雨（令和6年奥能登豪雨）においては、地球温暖化がなかったと仮定した場合に比べて総雨量が増加していたことが分かりました。

この結果は、石川県能登の大雨において、地球温暖化に伴う気温上昇によって雨量が増加した可能性を示しています。

夏季の気温上昇

2025（令和7）年6月16日には、県内（小松市）で最も早く、猛暑日を観測（1978年以来、47年ぶりの更新）したほか、同年8月4日には同市で日最高気温40.3℃を観測し、県内での観測史上最高気温を更新しました。



- 気候変動の影響の対応には、温室効果ガスの排出削減により、その影響を「緩和」する対策のほか、現在すでに生じており、また将来激化すると予測される被害の防止・軽減等を図る「適応」があります。緩和策と適応策は、車の両輪と位置付けられます。（図 10 参照）



出典：環境省

図 10 緩和と適応の関係

気候変動



気候は定常的なものではなく、太陽活動の変動や火山噴火などの自然の影響に加え、温室効果ガスの排出や森林伐採などの人間活動による影響により、変化、変動しています。このような変化や変動を広く「気候変動」と呼んでいます。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第六次評価報告書では、人間の活動による影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことに疑いの余地はなく、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において広範囲かつ急速な変化が現れていることが示され、干ばつや豪雨など極端現象の頻度や強度の増加など様々な影響とリスクが増加し、将来はさらに増加すると指摘されています。

緩和策の効果が現れるには長い時間がかかり、また、緩和策が十分に取られ、仮に、パリ協定の目標が達成されたとしても、そのときの気候は、現在よりも温暖化が進行しています。気候変動の影響から私たちの生活を守るためにも、被害の防止・軽減を図る適応策を同時に行っていく必要があります。

IPCC (Intergovernmental Panel on Climate Change)

世界気象機関（WMO）及び国連環境計画（UNEP）により、各国政府の気候変動に関する政策に科学的な基礎を与えることを目的に 1988 年に設立

出典：IPCC 第六次評価報告書の概要（2021（令和 3）年 IPCC）



- 本県において現在生じている、もしくは将来生じる可能性がある気候変動の影響は以下のとおりです。

【農林水産業】

- 気温上昇により、米やぶどう、トマト等の収量・品質が低下する被害が生じており、今後も影響が出る恐れがあります。
- 日本海の海水温上昇により、スルメイカやブリ、サワラなどの分布域に変化がみられているほか、七尾湾では、貧酸素水塊の発生や天然トリガイ資源の減少などの被害が生じており、漁業への影響が懸念されています。

【水環境・水資源】

- 湖沼等の水環境について、将来的な水温上昇に伴い、水質の変化が生じる可能性が考えられます。
- 将来的な降水や降雪の変化に伴い、地下水を含む水資源への影響が考えられます。

【自然生態系】

- 高山帯・亜高山帯では、将来的な気温上昇に伴い、高山植物の開花時期の早期化や多年性雪渓の減少・消失の可能性が考えられます。
- ライチョウの生息適地の減少が指摘されています。
- 積雪量の減少等の影響により、イノシシの生息域が県内全域に拡大しています。
- ヒョウモンダコやガンガゼ類、アイゴやブダイ類などの南方種の増加、北方種であるムツサングなどのイシサング類や「カジメ」と呼ばれているコンブ目の褐藻類の減少が認められています。



▲カジメ（ツルアラメ）

【自然災害】

- 気温上昇に伴う極端な大雨の発生頻度や雨量の増加により、洪水発生及び土砂災害発生リスクの上昇が示唆されています。
- 海面上昇や台風の強度の増加により、高潮や海岸侵食のリスクの上昇が示唆されています。
- 本県では、1時間降水量 50mm 以上の短時間強雨の発生頻度が増加しており、道路通行止めなどが発生し、交通網に支障が生じています。

【健康】

- 夏季の気温上昇に伴い、熱中症による救急搬送者数が増加傾向にあります。
- 国内において、デング熱、チクングニア熱等の感染症を媒介するヒトスジシマカの分布域が北上しています。



【課 題】

- 地球温暖化に伴って激化すると考えられる気象を想定した対応に、引き続き、取り組む必要があります。
- 国等との連携により、気候変動に関する情報の収集と県民等への提供を進める必要があります。



【 目指すべき環境の姿 】

- 気候変動の影響に対する適応策の推進を通じて、被害が防止・軽減され、安全・安心な暮らしが確保されています。

【 取組の方向性 】

● 気候変動の影響に対する適応策の推進

【農林水産業】

- ◆ 米について、高温の影響を受けにくい品種の作付拡大や県立大学等との連携による新品種の開発を行うほか、その他の農作物についても、新技術の開発・普及に取り組みます。
- ◆ 安定生産支援システム※20を活用した能登とり貝（養殖トリガイ）の安定出荷や海洋環境の変化に対応した藻場造成を推進します。



▲ 新品種の開発（水稻）

【水環境・水資源】

- ◆ 湖沼等の公共用水域の水質を監視します。
- ◆ 地下水位や地盤変動の状況を監視します。

【自然生態系】

- ◆ 高山帯および亜高山帯、ブナ帯でのモニタリングを継続して実施します。
- ◆ ライチョウの種の保存に貢献するため、いしかわ動物園での飼育・繁殖に取り組みます。
- ◆ 有害鳥獣捕獲の担い手となる狩猟者の確保・育成を図るため、狩猟セミナーや捕獲技術習得研修等を実施します。

【自然災害】

- ◆ 全国各地で集中豪雨による災害が激甚化・頻発化している状況を踏まえ、流域の関係機関と一体となって、ハード・ソフト両面から流域治水対策に取り組みます。
- ◆ 水害を未然に防ぐため、堤防整備や河川の拡幅などの抜本的な対策を行うとともに、即効性のある堆積土砂の除去等に取り組みます。
- ◆ 水害時の逃げ遅れを防ぐため、国が示す最大規模の降雨を想定した洪水浸水想定区域図の作成・周知や避難時間を確保するための堤防舗装の実施等に取り組みます。
- ◆ 高潮・高波による海岸侵食に備え、海岸保全施設の維持管理を行うとともに、沖合施設や海岸防災林の計画的な整備を推進します。
- ◆ 土砂流出の恐れがある溪流において治山ダムの整備に取り組みます。
- ◆ 土石流・地すべり等に備え、市町と連携した警戒避難態勢の強化を推進します。
- ◆ 防災訓練による災害対応力強化や防災フェア等で災害への備えを啓発するなど、防災意識向上に継続的に取り組みます。

20 海水温などを自動観測し、生産者に通知するシステム



- ◆ 「外国人のための防災ガイドブック」等を活用し、外国人住民の防災対応力の向上を図ります。
- ◆ 県政出前講座の開催や防災情報等をわかりやすく解説したリーフレットを、本格的な梅雨前に県内全世帯配布するなど、住民の防災意識向上に継続的に取り組みます。

【健康】

- ◆ 熱中症の予防策や注意点について、関係機関と情報交換するとともに、民間企業とも連携し、県民に対する周知徹底を図ります。
- ◆ 熱中症リスクへの対応強化を図るため、熱中症特別警戒アラート発表時以外においても指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の利用促進を図るとともに、県内の施設情報を一元的にデジタルマップ化し、情報発信を強化します。
- ◆ 蚊媒介感染症について、関係機関と連携し、会議・研修会の開催や予防方法等の普及啓発等の対策を行います。



▲クーリングシェルター（金沢市役所）

●気候変動の予測、影響及び適応策等に関する情報の収集・提供

- ◆ 県庁関係部局による連絡会において、各分野における適応情報を収集するとともに、国や他県の動向等の情報を共有します。
- ◆ 国や金沢地方気象台との連携により、本県における気候変動の予測等の情報収集を行います。
- ◆ 石川県気候変動適応センターにおいて、県民や事業者が適応策を検討・実施する際に役立つ、気候変動予測やその影響、各分野の適応策等について、積極的な情報発信を行います。
- ◆ 再生可能エネルギーによる発電電力の自家消費や、付帯設備としての蓄電池や燃料電池等の活用について、脱炭素化のほかに、自立分散型電源として、災害時のレジリエンス向上に寄与することを周知し、普及促進を図ります。（再掲）



第2章 循環型社会の形成



1 廃棄物等の排出抑制

【現 状】

(石川県の状況)

- 一般廃棄物（ごみ）・産業廃棄物の排出量は、減少傾向にあるものの、近年はやや横ばいとなっています。
- 一般廃棄物（ごみ）の排出量は35万7千トン（2024年度）と、2015年度の42万1千トンと比べて6万4千トン減少（15%減）しています。（図11参照）

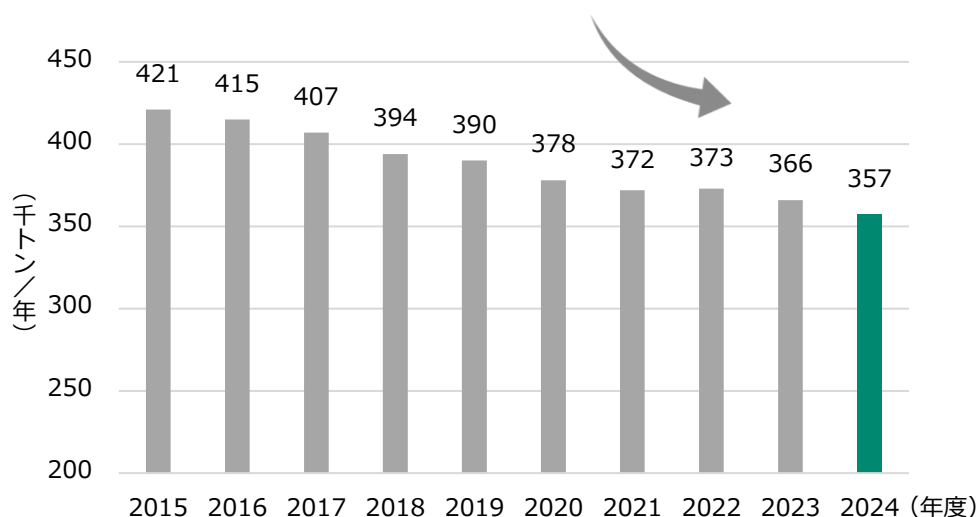


図11 一般廃棄物（ごみ）排出量の推移

- 1人1日当たりのごみ排出量は890グラム（2024年度）と、2015年度の995グラムと比べて105グラム減少（11%減）しています。
- 1人1日当たりの家庭系ごみ^{※21}排出量は475グラム（2024年度）と、2015年度の533グラムと比べて58グラム減少（11%減）しています。

21 一般廃棄物（ごみ）から、事業系ごみ、集団回収量、資源ごみ等を除いた廃棄物（家庭系の燃やすごみ・埋立てごみの合計）



- 産業廃棄物の排出量は 297 万トン（2024 年度）と、2015 年度の 333 万トンと比べて 36 万トン減少（11%減）しています。（図 12 参照）

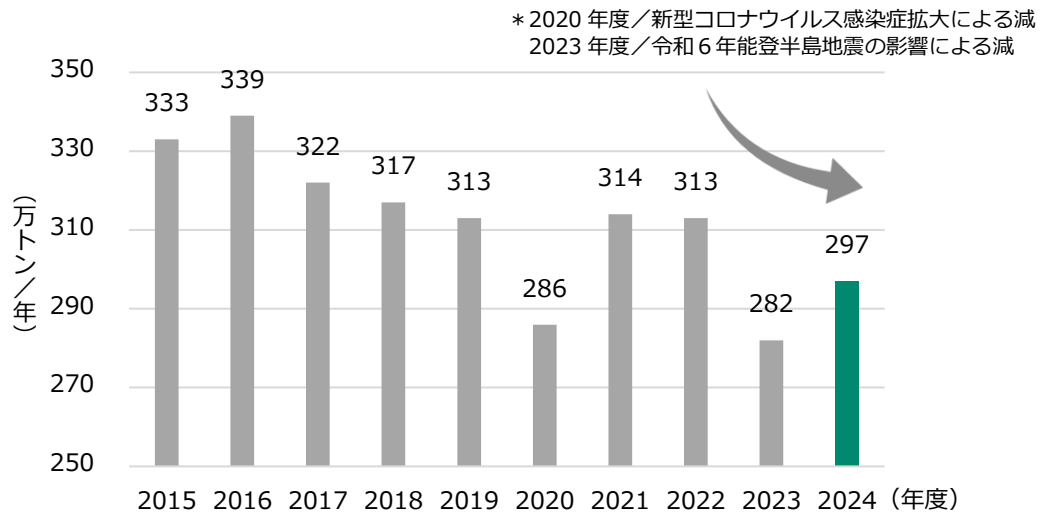


図 12 産業廃棄物排出量の推移

- 国内における食品ロス^{※22}は、461 万トン（2024 年度）と推計されており、1 人 1 日当たり「おにぎり約 1 個分（約 102g）の食べ物」が、捨てられている計算となります。
* 食品ロス量（農林水産省・環境省 2024 年度推計）
事業系由来：237 万トン（51%）
家庭系由来：224 万トン（49%）
- 2020（令和 7）年に実施した食育に関する県民意識調査結果では、食品ロス削減に取り組む割合が約 9 割（87.7%）となっています。
- プラスチックは、ひとたび海洋に流出すると長期間にわたり環境中にとどまることから、生態系や漁業などへの影響が懸念され、プラスチックごみによる海洋汚染が世界的な課題となっています。
- 家庭ごみに占めるプラスチックの割合及び産業廃棄物の廃プラスチック類の排出量は、近年では、横ばいとなっています。
- 漂着ごみの状況は、個数別では、プラスチック類が最も多く、全体の約 9 割を占めています。重量別では、自然物である流木が最も多く、次いでプラスチック類が全体の約 2 割を占めています。（図 13 参照）

22 まだ食べることができるのに廃棄されている食品

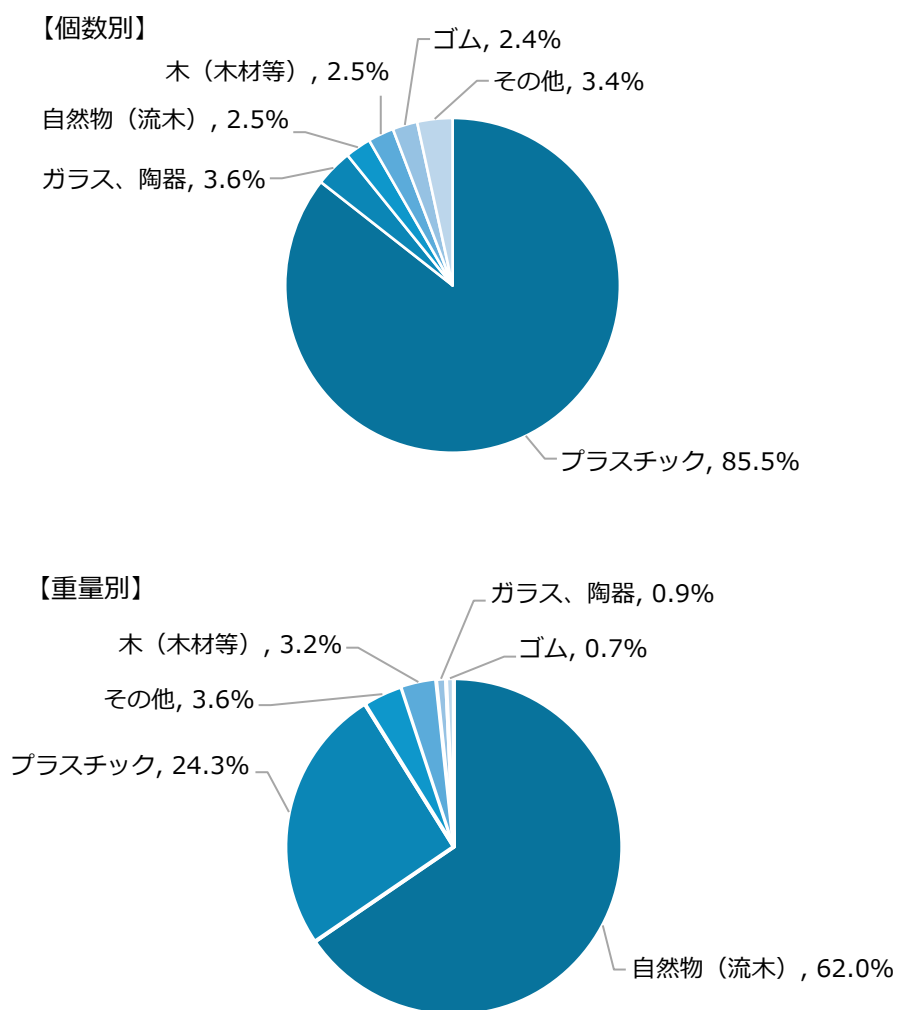


図 13 漂着ごみ組成調査結果（令和 3～7 年度の 5 か年平均）



【課 題】

- 環境への負荷ができる限り低減される循環型社会を形成するためには、県民、事業者、行政などのあらゆる主体が一体となって3R（リデュース・リユース・リサイクル）+リニューアブルに取り組み、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する「サーキュラーエコノミー（循環経済）」への移行を推進する必要があります。

*3R（スリーアール）+リニューアブル

- リデュース（Reduce：廃棄物等の排出抑制）
- リユース（Reuse：循環資源※23の再使用）
- リサイクル（Recycle：循環資源の再生利用）
- リニューアブル（Renewable：再生可能な資源への切替え等）

リニューアブル（Renewable）



直訳すると「再生可能な」という意味で、再生不可能な資源から再生可能な資源に替えることを指します。例えば、プラスチック製の文具を植物などの再生可能な資源を原料とするバイオマスプラスチック製に替えることがリニューアブルの取組の一つです。

国は、2019年5月にプラスチック資源循環戦略を策定し、再生不可能な資源から再生可能資源に置き換えて持続可能性を高めるリニューアブルを含めた3R+リニューアブルの基本原則が掲げられました。

リニューアブルの取組を進めることにより、製造時などの温室効果ガス排出量の削減のほか、鉱物資源の採取・生産時等における生物多様性や自然への影響を低減することにも繋がります。

- 私たちが日常生活において分別を徹底し、資源化に心がけ、燃やすごみや埋立ごみを減らす必要があります。
- 事業者は、ライフサイクル※24全体で資源循環の徹底に努めるとともに、拡大生産者責任※25を踏まえて、製品等が廃棄物等となった後の適正な循環利用・処分に係る取組や情報提供などに努める必要があります。
- 食品ロスの削減は、県民、事業者、行政などの、あらゆる主体が一体となって取り組む必要があります。
- 不必要な使い捨てのプラスチック製容器包装・製品など、プラスチックごみの排出抑制の組を強化する必要があります

23 廃棄物等のうち有用なもの

24 経済社会の物質フローについて、「資源確保、生産、流通、使用、再使用、再資源化、廃棄等」の全ての段階

25 拡大生産者責任（EPR：Extended Producer Responsibility）：自ら生産する製品等について、生産者が、資源の投入、製品の生産・使用の段階だけでなく、廃棄物等となった後まで一定の責務を負うという考え方



【 目指すべき環境の姿 】

- 「循環型社会」への転換をさらに進めるため、従来の一方通行型の経済活動から、生産活動や消費活動などのあらゆる段階で資源を効率的・循環的に利用するサーキュラーエコノミー（循環経済）への移行が進んでいます。（図 14 参照）

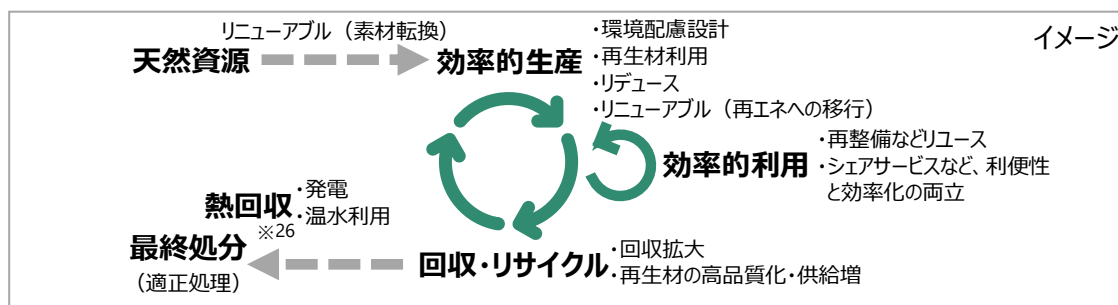


図 14 サークュラーエコノミー（循環経済）への移行

【 取組の方向性 】

● 県民における廃棄物等の排出抑制の推進

- ◆ 多様な主体と連携した普及啓発を行い、サーキュラーエコノミー（循環経済）への移行を促進します。
- ◆ イベントやセミナーの開催のほか、ホームページ、テレビ・ラジオ等を活用し、排出抑制を優先した「3R+リニューアブル」の必要性や取組方法等について、普及啓発を行います。
- ◆ 一般廃棄物（ごみ）の排出・処理状況及び処理に要した経費の動向や市町による集団回収への助成、ごみの有料化・分別方法及びリサイクル先の公表の状況などについて、県民へ情報提供を行います。
- ◆ 家庭ごみの削減に向けて、ペットボトルをはじめとしたプラスチック類、紙類、空き瓶、空き缶などの資源の分別排出の推進や店頭回収など、多様な回収ルートの整備の促進と周知を図ります。
- ◆ いしかわ版環境 ISO（家庭版・地域版・学校版）の取組を推進します。
- ◆ 人・社会・環境に配慮した消費行動であるエシカル消費^{※27}を推進します。
- ◆ ごみ捨て前の水切り運動の周知、生ごみ処理機等の購入助成など、市町による生ごみ減量化の取組を推進します。



▲「食品ロス削減」& 「使い捨てプラスチック削減」キャンペーン

26 循環資源の全部又は一部であって、燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものを、熱を得ることに利用すること。サーマルリサイクルともいう

27 消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮することや、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら費活動を行うこと



●事業者における廃棄物等の排出抑制の推進

- ◆ 高度なリサイクル技術（ケミカルリサイクル※28）を活用するなど再生資源を用いた再製品化への取組を支援します。
- ◆ 3R 推進アドバイザーの派遣や3R 事例集の公表により、事業活動における「3R+リニューアブル」の必要性や取組方法に関する情報提供を行います。
- ◆ 廃棄物処理の専門家の協力を得て、排出事業者と処理業者による意見交換会を行うなど、個別の助言・提案等の機会を創出します。
- ◆ 多量に廃棄物を排出する事業者による排出抑制の計画的な取組を促進します。
- ◆ 産業廃棄物の排出抑制や減量化の取組を促進するため、マニュアル等による周知を図ります。
- ◆ 排出抑制をはじめとした「3R+リニューアブル」に関する優良事業者を顕彰します。
- ◆ レジ袋やアメニティ・カトラリーなどの使い捨てプラスチックを削減するため、スーパー、ドラッグストア等の小売店やホテル、旅館等の宿泊施設などとの協定の締結を進めます。（再掲）
- ◆ いしかわ事業者版／工場・施設版環境 ISO を見直し、事業者が簡易に温室効果ガスの排出量や省エネ・再エネ設備等の導入効果を見える化できる環境を整備します。（再掲）

●食品ロス削減の推進

- ◆ 美味しいいしかわ食べきり協力店登録制度により、食べきりを基本としながら、やむを得ない場合は持ち帰るなど、飲食店等における食品ロス削減の取組を推進し、県民の食品ロス削減に対する意識啓発を図ります。
- ◆ 県民の食品ロス削減に対する意識醸成を図るため、食べきり運動（さんまる いちまる 30・10運動※29等）やエコクッキング等の使いきり対策などの県民運動を推進します。
- ◆ 食品製造過程で発生した規格外品の販売等、事業者独自の食品ロス削減の取組を推進します。
- ◆ 民間団体や市町等が行うフードバンクやフードドライブ活動を支援します。
- ◆ 多様な主体と連携した食品ロス削減の取組を推進します。
- ◆ 食品ロス削減に取り組む県民の増加を図ります。

●プラスチックごみの排出抑制の推進

- ◆ 県民、事業者、市町などと連携し、使い捨てのプラスチック製容器包装・製品の使用削減を推進します。（再掲）
- ◆ レジ袋やアメニティ・カトラリーなどの使い捨てプラスチックを削減するため、スーパー、ドラッグストア等の小売店やホテル、旅館等の宿泊施設などとの協定の締結を進めます。（再掲）
- ◆ 廃プラスチック類の排出抑制や減量化の取組を促進するため、専門アドバイザーの派遣やマニュアル等による周知を図ります。
- ◆ 廃プラスチック類の資源循環に係る処理体制の充実を図ります。



▲使い捨てプラスチックの削減に関する啓発ポスター

28 プラスチックを化学的に分解し、原料に戻し、再度プラスチックを合成すること

29 宴席において、開始 30 分間と終了前の 10 分間は自分の席で料理を楽しみ、食べ残しを減らす運動



【 行動目標 】



No	指標名	基準値		目標値
24	1 人 1 日当たりのごみ排出量	890g (2024 年度)	➡	830g (2030 年度)
25	1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量	475g (2024 年度)	➡	440g (2030 年度)
26	1 人 1 日当たりのごみ焼却量	657g (2024 年度)	➡	580g (2030 年度)
27 再掲	いしかわ家庭版環境 ISO の認定家庭数	143,930 家庭 (2025 年度)	➡	180,000 家庭 (2030 年度)
28 再掲	いしかわ事業者版／工場・施設版環境 ISO の登録事業所数	1,077 事業所 (2025 年度)	➡	1,800 事業所 (2030 年度)
29	美味しいいしかわ食べきり協力店の登録店舗数	1,547 店舗 (2025 年度)	➡	1,800 店舗 (2030 年度)



コラム



生ごみの減量

家庭から排出される生ごみは、燃えるごみの約 30%を占め、その約 80%は水分であるとされています。多くの水分を含む生ごみは、焼却にあたり多くのエネルギーが必要となり、多くの二酸化炭素が発生します。

市町では、生ごみ減量化の取組として、ごみ捨て前の生ごみの水切り運動の周知、生ごみ処理機等の購入助成を行っています。

家庭でできる燃やす一般ごみの減量法

生ごみの水切り、もう一絞り

私たちの生活から出るごみのうち30%が生ごみ。
また、生ごみの80%が水分と言われています。
生ごみをごみ袋に入れる前に「もう一絞り」して「水分」をしっかりと抜きましょう。



野菜や果物の皮は、ザルに並べたり、古新聞にくるんだりして風通しの良い場所に置いておくと水分を減らせます。

水切りは、手で絞るのが一番効果的ですが、抵抗のある方は空きびんやCDなどを使ってください。



白山市では、生ごみ処理機等の購入補助があります。ぜひ、ご検討を！

《白山市》

SDGsをはじめよう

**野々市市家庭用生ごみ処理機等
購入費補助金**



家庭から出される生ごみの減量や堆肥化による循環型社会の構築のため、生ごみ処理機等の購入費用の一部を補助します。

対 象	以下の要件を全て満たす方が対象となります ①市内に住所があり、かつ居住している方 ②処理機等を常に良好な状態で維持管理できる方 ③減量化または堆肥化した生ごみを適正に処理できる方
対象機器・ 基数	(1) 生ごみ処理機 (1世帯につき1基まで) 機械的に水分の調整を行うことにより、生ごみの容積を減少させ、又は生ごみを堆肥化させる機器 (2) 生ごみ処理容器 (1世帯につき2基まで) 微生物の働きにより生ごみを分解して堆肥化するための容器 ※未使用の機器 ※申請時に限り購入した日から1年以内の機器 ※生ごみ処理機及び生ごみ処理容器をそれぞれ購入する場合は各1基まで ※ディスプレイ等は対象外
補助金額	生ごみ処理機等本体の購入費用(税込)の2分の1 ※生ごみ処理機は上限3万円、生ごみ処理容器は上限3,000円、100円未満は切り捨て ※ポイントやクーポン等による割引額を除く ※別売りの付属品、設置に係る作業費用、運送料、送料、搬送手数料等は対象外

《野々市市》

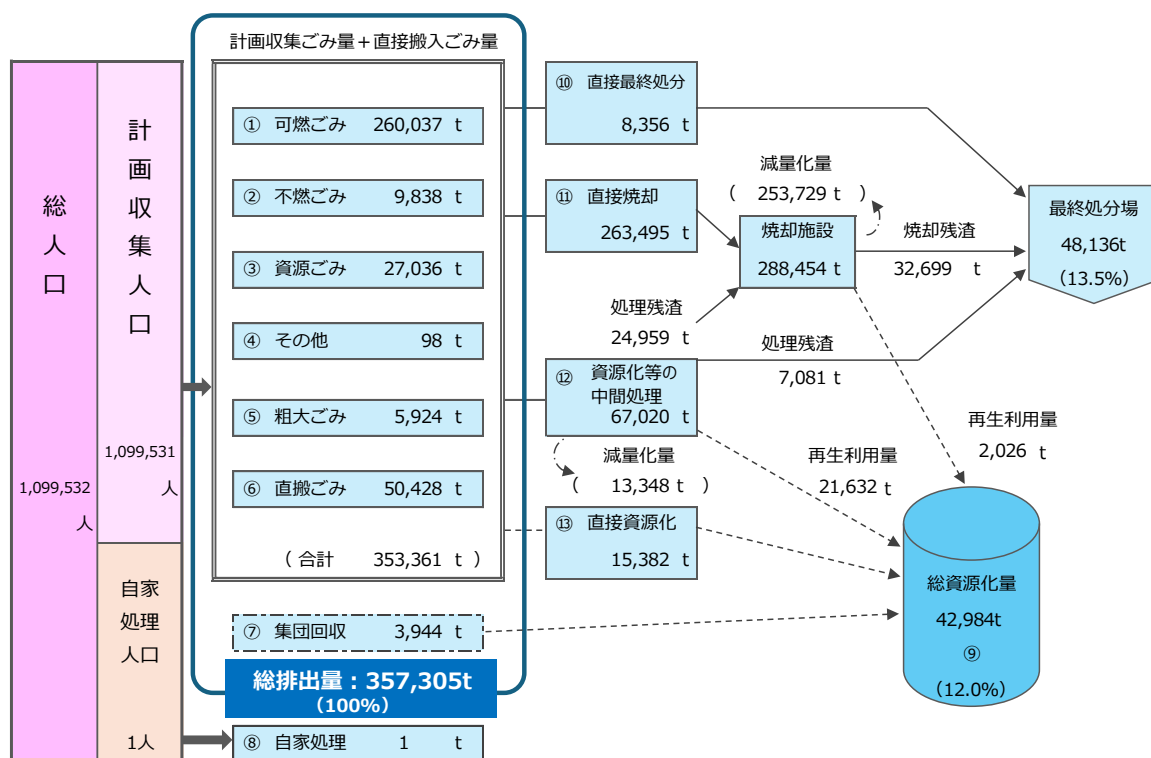


2 循環資源の再使用、再生利用・熱回収

【現 状】

(石川県の状況)

- 一般廃棄物（ごみ）の再生利用率^{※30}は 12.0%（2024 年度）と、2015 年度の 14.4%と比べて減少していますが、店頭回収が実施されるなど、市町の計画収集以外での資源化の取組が行われています。
- 市町等の一般廃棄物処理施設のうち、資源化施設は 10 施設あります。また、焼却施設が 10 施設あり、全ての施設で熱回収（余熱利用を含む）が行われており、このうち発電についても 5 施設で行われています（2024 年度末現在）。

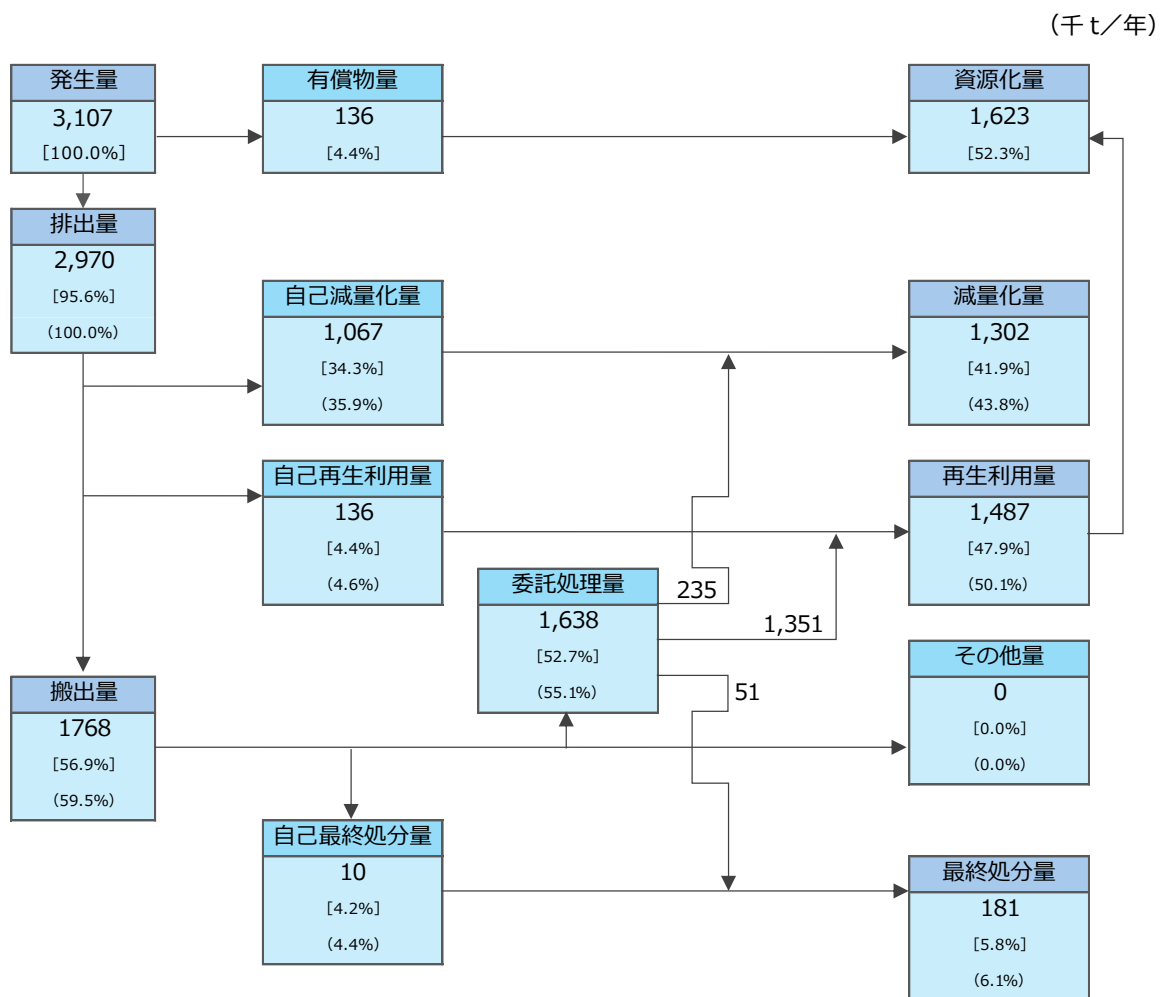


(参考) 一般廃棄物（ごみ）の処理状況（2024 年度）

30 総排出量に対する総資源化量の割合であり、小売事業者等が独自に行っている店頭等での回収は含まれない



- 産業廃棄物の再生利用率は 50%（2024 年度）と、2015 年度の 57%と比べてほぼ横ばいとなっています。
- 産業廃棄物の種類別では、がれき類及び汚泥の再生利用量が多くなっています。
- 産業廃棄物処理施設のうち、がれきや木くずなどの資源化施設が 155 施設あります。また、焼却施設が 12 施設ありますが、そのうち 3 施設で熱回収が行われており、このうち発電についても 1 施設で行われています（2025 年 4 月現在）。



[] 内の数値は、発生量に対する割合

() 内の数値は、排出量に対する割合

図表の数値については、四捨五入しているため総数と個々の数値の合計が一致しないものがあります。

(参考) 産業廃棄物の処理状況 (2024 年度)



- 循環資源の種類ごとの状況は次のとおりです。

【容器包装廃棄物】

- 2024 年度の市町の分別収集実績は約 16 千トンでした。

【製品プラスチック】

- プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラ新法）に基づき、1 市町で分別収集が行われています。

【特定家庭用機器^{※31}】

- 家電リサイクル法に基づき、3 か所の指定引取場所で引き取られています。

【使用済小型家電^{※32}】

- 鉄やアルミニウム、貴金属、レアメタルなどの多種多様な有用金属が含まれており、これらは全ての市町において回収されています。

【使用済自動車】

- 自動車リサイクル法に基づき、自動車メーカーなどによる再資源化が行われています。

【下水汚泥、食品廃棄物、家畜排せつ物等】

- 減量化処理やバイオマス発電等による有効利用が行われています。

【建設副産物】

- コンクリートやアスファルト、建設発生木材などの建設副産物については、9 割以上の高い再資源化率を達成しています。

- 石川県エコ・リサイクル認定製品は、県内で発生した循環資源を利用し、県内で製造加工及び販売されている製品であり、2026 年 3 月現在、85 製品が認定されています。

31 廃家電 4 品目（①エアコン、②ブラウン管テレビ及び液晶テレビ・プラズマテレビ、③冷蔵庫・冷凍庫、④洗濯機・衣類乾燥機）

32 使用済小型電子機器等のこと。効率的な収集運搬が可能で、再資源化が特に必要な 28 品目（携帯電話、ラジオ、電話機、プリンタ、電卓など）



【課 題】

- 再使用・再生利用・熱回収により、循環資源の有効利用を一層推進する必要があります。
- 市町の実情に応じ、ごみ減量化の取組と合わせてリサイクルの推進に取り組む必要があります。
- 循環資源の種類ごとの課題は次のとおりです。

【容器包装廃棄物】

- 分別収集及び再商品化が確実に実施されるよう、市町等による指定法人ルート※33 への引渡しの推進と、県民に対する多様な回収ルートの周知を図る必要があります。

【製品プラスチック】

- 市町は、製品プラスチックの分別収集を推進する必要があります。

【特定家庭用機器】

- 適正な処分に関する家電リサイクル制度の周知が必要です。また、不用品回収業者等が無届で有害使用済機器※34 を保管・処分しないよう監視する必要があります。

【使用済小型家電】

- 有用金属が確実に回収される認定事業者等※35 への引渡しを推進する必要があります。

【使用済自動車】

- 不法投棄、不適正保管されることがないように監視、指導するとともに、県民などに自動車リサイクル制度の周知を図る必要があります。

【下水汚泥、食品廃棄物、家畜排せつ物等】

- より一層の有効利用を図る必要があります。

【建設副産物】

- 建設副産物については、排出量自体が多いため、工事現場における発生材の分別と有効利用をさらに徹底する必要があります。

- 石川県エコ・リサイクル認定製品の更なる利用促進が必要です。

33 国の指定を受けた法人により、分別収集された容器包装廃棄物が、確実かつ円滑に再商品化されるルート

34 使用が終了し、収集された電気電子機器（廃棄物を除く）のうち、その一部が原材料として相当程度の価値を有し、かつ、適正でない保管又は処分が行われた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるもの

35 適正なリサイクルを実施する者として国の認定を受けた事業者等



【 目指すべき環境の姿 】

- 循環資源の再使用、再生利用・熱回収の徹底により、貴重な資源やエネルギーとして、有効利用されています。

【 取組の方向性 】

● 循環資源の有効利用の推進（総合的な取組）

- ◆ 一般廃棄物の排出・処理状況及び処理に要した経費の動向や市町による集団回収への助成、ごみの有料化・分別方法及びリサイクル先の公表の状況などについて、県民へ情報提供を行います。（再掲）
- ◆ 家庭ごみの削減に向けて、ペットボトルをはじめとしたプラスチック類、紙類、空き瓶、空き缶などの資源の分別排出の推進や店頭回収など、多様な回収ルートの整備の促進と周知を図ります。（再掲）
- ◆ 市町や民間等が行うリユース活動の周知を図ります。
- ◆ 市町等による資源化施設や熱回収施設の整備に当たっては、資源の循環利用や有効活用が十分に図られるよう、必要となる技術的助言を行います。
- ◆ 市町が、他の市町等と連携して行うごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化に取り組む際には、国の動向を踏まえつつ、地域のコーディネーター役として地域の資源循環システムの構築に努めます。
- ◆ 3R 推進アドバイザーの派遣や3R 事例集の公表により、事業活動における「3R+リニューアブル」の必要性や取組方法に関する情報提供を行います。（再掲）

● 循環資源の有効利用の推進（種類別の取組）

【容器包装廃棄物】

- ◆ 容器包装リサイクル法の普及啓発を行い、分別排出の徹底を推進します。
- ◆ 分別収集促進計画を定期的に見直すとともに、市町に対し、容器包装リサイクル制度に基づく指定法人ルートの積極的な活用を促します。
- ◆ 資源回収の機会を増やすため、店頭回収など、多様な回収ルートの周知を図ります。

【製品プラスチック】

- ◆ ホームページ等により、製品プラスチックの分別収集について普及啓発を行います。
- ◆ 市町における製品プラスチックの分別収集を促進します。

【特定家庭用機器】

- ◆ ホームページ等により、家電リサイクル制度について周知します。
- ◆ 不用品回収業者が不適正に有害使用済機器を保管・処分しないよう、市町と連携して指導します。



【使用済小型家電】

- ◆ 市町による使用済小型家電の回収及び認定事業者等と連携した小売店等への引渡しを推進します。
- ◆ 不用品回収業者が不適正に有害使用済機器を保管・処分しないよう、市町と連携して指導します。

【使用済自動車】

- ◆ 自動車リサイクルシステムの活用により、不適正処理が行われないよう監視するとともに、関連事業者に指導を行います。
- ◆ 解体業者等による適正処理とリサイクルを推進するとともに、県民等に制度の周知を図ります。

【下水汚泥】

- ◆ 汚泥の有効利用率の向上のため、流域下水道においても有効利用に努めるほか、下水道管理者（市町）へ働きかけます。

【食品廃棄物等】

- ◆ 食品リサイクルの普及啓発を行います。
- ◆ 循環型社会づくりのための施設整備に対する資金融資制度により、バイオマス化を含む再生利用施設の整備を促進します。
- ◆ 民間団体や市町等が行うフードバンクやフードドライブ活動を支援します。（再掲）



▲フードドライブの様子

【家畜排せつ物】

- ◆ 家畜排せつ物の管理の適正化及び有効利用の推進に係る啓発を行います。
- ◆ 家畜排せつ物の処理施設整備に対する支援を行います。

【建設副産物】

- ◆ 建設副産物に係る実態調査を実施します。
- ◆ 建設リサイクル法の普及啓発を行います。

●環境に配慮した製品等の優先的な調達

- ◆ 県内で発生した循環資源を利用し、製品化したもののうち、基準を満たすものを石川県エコ・リサイクル製品として認定し、リサイクル産業の育成を図ります。
- ◆ 公共工事において、建設副産物の発生の抑制、再利用の促進、適正処理を行います。
- ◆ 石川県エコ・リサイクル認定製品の利用を促進するため、ホームページやイベント、工事設計者等に向けた製品の説明会の開催などにより、周知を図るとともに、県発注工事等での優先的な使用に努めます。



- ◆ 石川県グリーン購入調達方針に基づき、リサイクル製品の積極的な利用に努めます。
- ◆ リサイクル製品を購入するなど、人・社会・環境に配慮した消費行動であるエシカル消費を推進します。

【 行動目標 】



No	指標名	基準値		目標値
30	一般廃棄物（ごみ）の最終処分量	48 千トン (2024 年度)	➡	40 千トン (2030 年度)
31 再掲	1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量	475g (2024 年度)	➡	440g (2030 年度)
32	産業廃棄物の最終処分量	181 千トン (2024 年度)	➡	72 千トン (2030 年度)
33	下水汚泥の有効利用率	85.3% (2024 年度)	➡	90% (2030 年度)



3 適正な処分

【現 状】

(石川県の状況)

- 一般廃棄物（ごみ）の最終処分量は4万8千トン（2024年度）となっています。2021年度まで減少傾向にありましたが、2022年度以降やや増加しています。（図15参照）

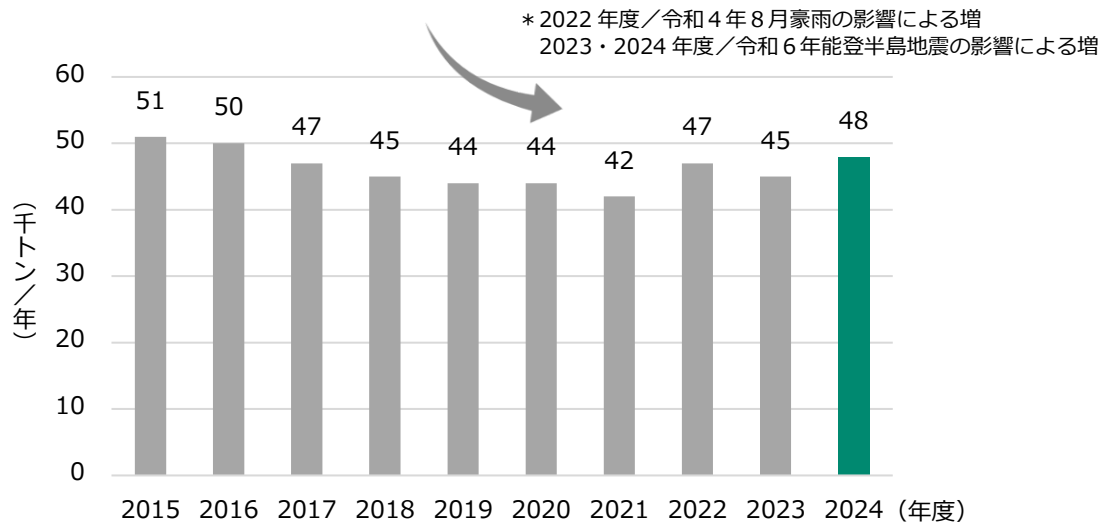


図15 一般廃棄物（ごみ）の最終処分量の推移

- 産業廃棄物の最終処分量は18万1千トン（2024年度）となっています。2020年度まで横ばいでしたが、2021年度以降、電気業から排出される石炭灰の輸出による再生利用量の変化に伴い、大きく変動しています。（図16参照）

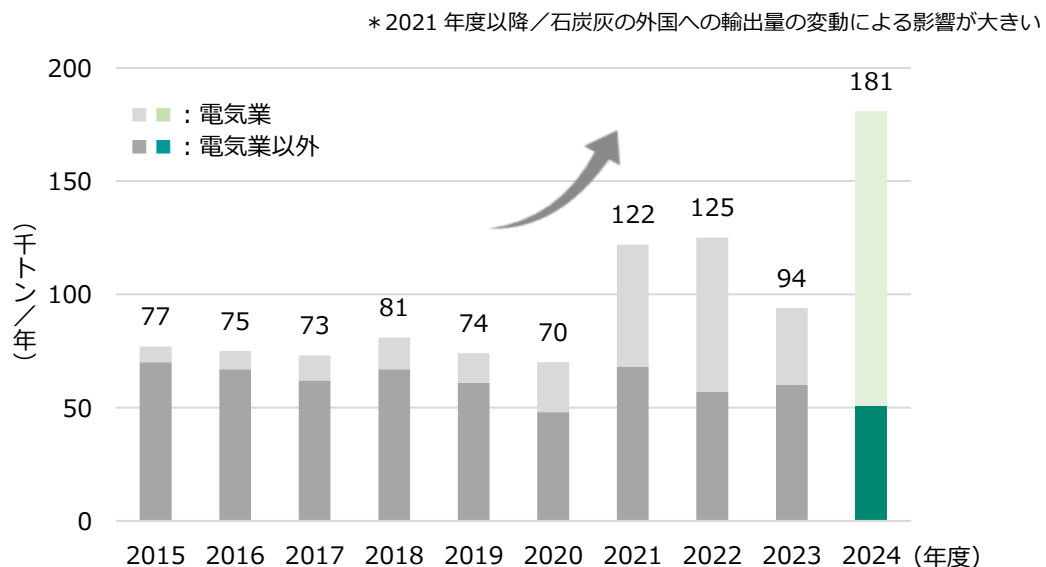


図16 産業廃棄物の最終処分量の推移



- 市町等の一般廃棄物（ごみ）の最終処分場は、2025 年 3 月現在、18 施設が設置されています。
- 一般廃棄物（ごみ）最終処分場の残余年数は、県全体で約 39 年（2024 年度末現在）です。
- 産業廃棄物の最終処分場（事業者自らの処分場除く）は、2024 年 3 月現在、6 施設が設置されています。
- 産業廃棄物最終処分場の残余年数は、管理型処分場で約 10 年、安定型処分場で約 23 年（2023 年度末現在）です。
- 排出事業者や処理業者による不法投棄などの不適正処理の撲滅には至っていません。
- 産業廃棄物の適正処理の透明性の確保や事務の効率化などを図ることができる電子マニフェストの捕捉率は 60%となっています。
- 優良産業廃棄物処理業者^{※36}は、2025 年 3 月現在、県内に事業所を有する 52 社が認定を受けています。
- PCB 廃棄物及び PCB 使用製品については、2024 年度末現在、417 事業場で保管されています。
- 本県が、国の補助金を活用して市町と連携しながら回収した海岸漂着物の量（木造船含む）は、2025 年度は、約 590 トンでした。
- 近年、令和 6 年能登半島地震をはじめ、全国的な大規模災害の頻発により、災害廃棄物の問題が顕在化しています。
- 県及び市町では、大規模災害等に備えた災害廃棄物処理の計画を策定しています。

36 産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力及び実績を有する産業廃棄物処理業者として認定された者



【課題】

- 市町等による計画的な一般廃棄物（ごみ）最終処分場の整備により、最終処分場の残余年数を確保していく必要があります。
- 一般廃棄物（ごみ）は、将来的には、人口減少等により、排出量の削減が見込まれることから、中長期的な視点での安定的・効率的な廃棄物処理体制のあり方も検討していく必要があります。
- 産業廃棄物の排出抑制や循環利用を進めたとしても、最終処分すべき廃棄物が残るため、適正に処分するための施設が必要であり、県民の理解を得ながら、円滑に施設の整備を促進する必要があります。
- 産業廃棄物の排出量を削減するためには、排出事業者責任の徹底を図るとともに、処理業者における更なる適正処理を進める必要があります。
- 電子マニフェストの使用促進により、適正処理の透明性の確保などを図る必要があります。
- 産業廃棄物の適正処理を確保するため、排出事業者が優良な処理業者を選択できるようにする必要があります。
- PCB 廃棄物及び PCB 使用製品について、PCB 特措法^{※37}に基づき、確実かつ適正に処分する必要があります。
 - * 処分期間（石川県の場合）
 - （１）高濃度 PCB 廃棄物・使用製品：処分期間終了
 - （２）低濃度 PCB 廃棄物：2027 年 3 月 31 日まで
- 海洋ごみ対策として、陸域から海洋へのごみの流出を防止するため、ごみの削減や適正処理を推進する必要があります。
- 令和 6 年能登半島地震及び奥能登豪雨における災害廃棄物処理に関する経験を、今後の対応に活かす必要があります。

37 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法



【 目指すべき環境の姿 】

- 廃棄物が適正に処理されるとともに、災害時においても適正かつ円滑・迅速に処理されることにより、生活環境が保全され、安全・安心な暮らしが確保されています。

【 取組の方向性 】

〈適正処理の推進〉

● 一般廃棄物（ごみ）の適正処理の推進

- ◆ 市町等に対して、一般廃棄物（ごみ）の適正な処理等に関する技術的助言を行います。
- ◆ 市町が、他の市町等と連携して行うごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化に取り組む際には、国の動向を踏まえつつ、必要となる助言や調整に努めます。（再掲）
- ◆ 県民に対し、ごみ拾いや環境美化活動への積極的な参加を呼びかけます。

● 適正な処理に資する産業廃棄物処理施設の整備促進

- ◆ 産業廃棄物処理施設整備に対する資金融資制度により、施設の整備を支援します。
- ◆ 廃棄物処理施設を設置する事業者に対して、石川県廃棄物適正処理指導要綱に基づく適正な施設の整備を指導します。

● 産業廃棄物の適正処理の推進

- ◆ 産業廃棄物の排出事業者や処理業者に対する講習会を開催し、遵法意識の向上を図ります。
- ◆ インターネット等による情報提供や出前講座等による県民・事業者への啓発活動を行います。
- ◆ 処理業者等に対して、石川県廃棄物適正処理指導要綱に基づき、適正処理を指導します。
- ◆ 電子マニフェスト操作体験セミナーを開催するなど、電子マニフェストの使用促進を図ります。
- ◆ 排出事業者に対し、優良産業廃棄物処理業者認定制度の周知を行います。
- ◆ 各種セミナー等を開催し、優良基準への適合を目指す産業廃棄物処理業者を支援します。
- ◆ 関係団体と連携しながら、適正処理を推進するとともに、資源循環に資する廃棄物処理の高度化を促進します。



▲プラスチック資源循環セミナー



●PCB 廃棄物等の適正処理の推進

- ◆ PCB 廃棄物及び PCB 使用製品の確実かつ適正な処理を指導します。

●海洋ごみの円滑かつ適正な処理等

- ◆ 市町等と連携し、海岸漂着物や、漁業者が回収した漂流・海底ごみの処理を推進します。
- ◆ 関係機関と連携し、ポイ捨て・不法投棄の撲滅や清掃活動など、陸域での廃棄物の適正処理の取組を推進します。
- ◆ 県民に対し、海岸清掃活動への参加を呼び掛けるなど、海岸漂着物の現状について認知度の向上を図るとともに海洋ごみの原因となる廃棄物の発生抑制と適正処理の普及啓発を行います。
- ◆ いしかわ我がまちアドプト制度を通じて、道路、河川等における清掃活動を支援し、海へのごみの流出を抑制します。
- ◆ クリーンビーチいしかわなどのボランティアによる海岸・河川・湖沼等での清掃活動を支援します。
- ◆ 定期的に海岸漂着物の調査を実施します。
- ◆ 国を通じて、沿岸諸国に海洋ごみの流出防止を働きかけます。

▼海岸漂着物調査の様子



●令和 6 年能登半島地震等を踏まえた災害廃棄物の処理体制の充実

- ◆ 石川県地域防災計画や地震被害想定の見直しを踏まえ、県の災害廃棄物処理計画の改定を行います。
- ◆ 市町における災害廃棄物処理計画の見直しの支援を行います。
- ◆ 平時から市町や関係機関、関係団体との連携や災害廃棄物の処理に係る人材育成等を図り、災害廃棄物が適正かつ円滑・迅速に処理できるように体制を構築します。
- ◆ 大規模災害の発生に備え、国・県・市・関係団体で構成する、大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会において、県外自治体等との協力支援体制を構築します。
- ◆ 災害廃棄物の処理にあたっては、生活環境の保全等に留意するとともに、可能な限り分別、選別、再生利用等を行い、最終処分量の低減に努めます。



【 行動目標 】



No	指標名	基準値		目標値
34 再掲	一般廃棄物（ごみ）の最終処分量	48 千トン (2024 年度)	➡	40 千トン (2030 年度)
35 再掲	産業廃棄物の最終処分量	181 千トン (2024 年度)	➡	72 千トン (2030 年度)
36	電子マニフェストの捕捉率	59.6% (2023 年度)	➡	75% (2030 年度)
37	クリーンビーチいしかわの参加者数	50,501 人 (2024 年度)	➡	100,000 人 (2030 年度)
38	災害廃棄物処理計画の見直し件数	—	➡	県及び全市町 (2030 年度)



コラム



災害廃棄物処理

令和 6 年能登半島地震では、約 11.6 万棟、同年 9 月の令和 6 年奥能登豪雨では、約 1,900 棟の住家が被害を受け、膨大な災害廃棄物が発生しました。

(1)基本方針の策定等

県では、環境省と連携し、2024 年 2 月に災害廃棄物処理の基本方針及び災害廃棄物処理実行計画を策定し、公費解体を 2025 年 10 月末、災害廃棄物処理を 2026 年 3 月末までに完了することを目標としました。その後、公費解体の申請棟数の増加や様々な課題に対応するため、公費解体加速化プランを策定し、関係機関と総力を挙げて取り組みました。

(2)公費解体の推進

公費解体にあたっては、県と災害時応援協定を締結していた（一社）石川県構造物解体協会に協力を要請し、最大 1,256 班の解体班により、解体・撤去を進めました。

(3) 災害廃棄物の処理

廃棄物処理については、県と災害時応援協定を締結していた（一社）石川県産業資源循環協会に協力を要請し、仮置場の設置・運営や運搬・処分を実施しました。また、大量に発生する災害廃棄物を迅速かつ円滑に処理するため、陸上輸送に加え、海上輸送や鉄道貨物輸送も用いて、広域処理を進めました。

(4) 進捗状況

県では、関係機関が参加する県工程管理会議を開催し、課題共有や調整を行いながら進捗管理を実施しました。

こうした取組の結果、土砂崩れなどにより、解体に着手できない建物や大規模な建物などの別管理建物を除き、2025 年末で 42,385 棟の解体が完了しました。



【仮置場】珠州市



【海上輸送】（穴水町）



【鉄道貨物輸送】（金沢市）



4 不適正処理の防止

【現 状】

(石川県の状況)

- 産業廃棄物の不法投棄、不適正保管、不法焼却等の不適正処理事案は 19 件（2023 年度）と、2014 年度の 40 件と比べて減少しています。
- 2023 年度に不適正処理された産業廃棄物は、全国と同様、建設系廃棄物が大半を占めています。
- 特定家庭用機器の不法投棄は、減少傾向にありますますが、撲滅には至っていません。2023 年度は 70 台と、2014 年度の 380 台と比べて減少しています。

【課 題】

- 不法投棄等の不適正処理を未然に防止するため、監視・指導等に係る体制の強化が必要です。
- 不法投棄等の拡大防止のためにも早期発見・早期対応が必要です。



▲不法投棄



▲不適正保管



【 目指すべき環境の姿 】

- 廃棄物の不法投棄などの不適正処理による環境汚染や景観破壊が生じることなく、安全・安心な暮らしが確保されています。

【 取組の方向性 】

● 不適正処理の早期発見・早期対応

- ◆ 不法投棄 110 番により、県民等からの情報収集に努めます。
- ◆ 県内 4 保健福祉センターに配置した産業廃棄物監視機動班による監視・指導の強化を図ります。
- ◆ 産業廃棄物に係る立入検査権限を付与するため、市町職員を県職員に併任するとともに、研修会などを通じて、資質の向上を図ります。
- ◆ 県警本部、海上保安部、関係市、建設業協会等の関係団体による不法処理防止連絡協議会において、不法投棄防止対策に関する連携を図ります。
- ◆ 関係機関や市町と連携し、スカイパトロールなどの取組を行います。
- ◆ 不適正処理の行為者が特定された場合には、早期に原状回復を図るよう指導を行います。
- ◆ ドローンや監視カメラを活用し、不適正処理の早期発見・早期対応に努めます。



▲ 不適正処理現場（ドローン撮影）

● 排出事業者や産業廃棄物処理業者における適正処理等の推進

- ◆ 排出事業者の処理責任の徹底を図るため、排出事業者に対する立入検査等を行います。
- ◆ 産業廃棄物の排出事業者や処理業者に対して、講習会を開催し、遵法意識の向上を図ります。（再掲）
- ◆ 講習会などを通じて、建設業者等の元請業者や土地所有者における責任の明確化に関する周知を図ります。
- ◆ 産業廃棄物処理業者に対する立入検査を実施し、適正処理を確保するため、監視指導を行います。
- ◆ 建設系廃棄物の不適正処理を未然に防止するため、建設系廃棄物の適正保管・処理に関する指導を行います。
- ◆ 電子マニフェスト操作体験セミナーを開催するなど、電子マニフェストの使用促進を図ります。（再掲）
- ◆ 排出事業者に対し、優良産業廃棄物処理業者認定制度の周知を行います。
- ◆ 各種セミナー等を開催し、優良基準への適合を目指す産業廃棄物処理業者を支援します。（再掲）
- ◆ 市町及び関係機関などと連携し、不適正に処理された産業廃棄物の環境修復に努めます。



【 行動目標 】

No	指標名	基準値		目標値	
39 再掲	電子マニフェストの捕捉率	59.6% (2023 年度)	➡	75% (2030 年度)	



第3章 自然と人との共生



1 人と多様な生きものが共生する里山里海の利用保全の推進

【現 状】

- 雑木林や農地、湿地など、人との関わりの中で形成・維持されてきた里山は、県土の約6割を占める身近な自然環境であり、県土保全や水源かん養等の公益的機能や生物多様性の保全の面から、その重要性が認識されてきています。
- 生活様式や産業構造の変化等の影響による里山里海の経済的価値の低下や過疎・高齢化の進行に伴い、人の営みによって形成・維持されてきた里山里海が荒廃しています。
- 肥料・飼料・燃料などの生産資材費の高騰、気候変動などによる不安定な生産状況等の影響により、収益が不安定であることから、農林水産業の担い手が不足しています。
- 本県では、トキをシンボルとして、生物多様性や里山里海の保全に取り組んできました。
- 2021年7月、国はトキの自然状態での安定的な存続を図るため、トキ野生復帰ロードマップ2025において、本州等におけるトキの定着に向けた行程を示し、翌年5月にトキの放鳥候補地の公募を開始しました。
- 公募の開始を受け、県、能登の4市5町及び関係団体で能登地域トキ放鳥受入推進協議会を設置し、能登地域を放鳥候補地として申請した結果、2025年2月に放鳥地に決定、翌年5月31日に本州初となるトキの放鳥が実施されました。



【課 題】

- 里山里海の保全に加え、里山に適度に手を入れる利用を通じて、良好な環境を取り戻し、将来にわたり継承していくため、里山里海における新たな価値の創造を進めていく必要があります。
- 里山里海の利用保全において、地域住民や行政だけではなく、都市住民や NPO、企業など、多様な主体の参画を促進する必要があります。
- 里山里海における農林水産業の担い手の確保・育成や地域の課題・問題に実践的に対応できる多様な人材の育成・活用が求められています。
- トキの放鳥と放鳥後の定着に向けて、トキが生息できる環境整備やトキと共生できる社会環境の整備が必要です。



【 目指すべき環境の姿 】

- 多様な主体が里山里海づくりに参画するとともに、地域資源を活用した新たな価値を創造することにより、里山里海の保全や活性化が図られています。
- トキが野生下で生息していた半世紀前の自然環境が、県を挙げた取り組みにより、再生・保全され、放鳥後もトキが定着し、その良好な環境が次の世代に継承されています。

【 取組の方向性 】

● 里山のシンボルであるトキを育む環境づくり

- ◆ トキの餌となる生きものを定着させるための江や魚道等を整備したモデル地区を基に、農業者による更なる取組の促進やトキの生息環境に配慮した米づくりの推進など、トキの生息環境整備を進めます。
- ◆ トキのモニタリング体制の整備に努めます。
- ◆ 県下全域において、トキの観察マナーの啓発等により、放鳥に対する理解の促進を図ります。
- ◆ トキの放鳥を契機とした地域活性化に向けて、農林水産物等のブランド化や交流人口の拡大に資する取組を推進します。
- ◆ 国が佐渡市や放鳥候補地等と設置するトキと共生する里地づくりネットワーク協議会に積極的に参画し、佐渡での取組等について情報収集を行います。



▲トキ PR キャラクター
のときー

● 里山里海の資源を活用したビジネスの創出

- ◆ いしかわ里山みらいファンドを活用し、里山里海の地域資源を利用した地域活性化につながる民間の取組などに対して、支援を行います。
- ◆ 農林水産物のブランド化、環境保全型農業の推進など、地域の特性を活かした農林水産業の振興を図ります。

● 里山里海地域の振興

- ◆ 国内の世界農業遺産認定地域や日本農業遺産認定地域と連携した相互交流や魅力発信等の取組を実施し、世界農業遺産「能登の里山里海」の魅力を国内外に発信するとともに、次の世代に継承する取組を推進します。
- ◆ スロースーリズムの取組を支援し、農泊施設の拡大やインバウンド向け滞在メニューの開発など、地域で旅行者を受け入れる体制づくりの推進に努めます。
- ◆ いしかわ景観総合条例に基づく景観形成重要地域等の指定を通して、里山里海景観の保全・創出を継続します。



- ◆ 世界農業遺産の認定を目指す国における認定や地域活性化に貢献するため、海外からの研修生等を積極的に受け入れます。

●多様な主体の参画による新しい里山里海づくり

- ◆ いしかわ版里山づくり ISO の取組により、里山づくりの参画者の裾野の拡大を図ります。
- ◆ いしかわり山ポイント制度により、ボランティアによる里山里海の保全活動参加者の裾野の拡大を促します。
- ◆ 都市住民等が参加する農業ボランティア制度等の活用により、中間地域における農地の保全など、地域住民と協働で取り組みます。
- ◆ 奥能登地域において、奥能登営農復旧・復興センターを中心に、地震・豪雨災害後の営農再開・継続に向け、農村 RMO^{※38} やほ場整備等の合意形成を推進します。
- ◆ ふるさとのツバメ総調査を含む生きもののモニタリングについて、デジタル化により、県民が参加しやすい仕組みづくりを検討します。
- ◆ いしかわ耕稼塾、あすなろ塾、わかしお塾により、農林水産業を担う人材の確保・育成を図ります。

▼里山づくりの様子



38 Region Management Organization の略称で、複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織



【 行動目標 】

v



No	指標名	基準値		目標値
40	「トキめく能登の未来」米づくり認証制度の認証面積	—	➡	5,000ha (2032 年度)
41 再掲	環境保全型農業の取組面積	9,662ha (2024 年度)	➡	18,000ha (2032 年度)
42	農家民宿の宿泊者数	4,812 人 (2024 年度)	➡	20,000 人 (2032 年度)
43	いしかわ版里山づくり ISO の 認証団体数	349 団体 (2025 年度)	➡	400 団体 (2030 年度)
44	農林水産業の新規就業者数	177 人 新規就農者数 122 人/年 新規林業就業者数 31 人/年 新規漁業就業者数 24 人/年 (2024 年度)	➡	230 人 新規就農者数 150 人/年 新規林業就業者数 40 人/年 新規漁業就業者数 40 人/年 (2032 年度)



2 自然を活用した地域づくり・社会課題の解決

【現 状】

- 近年、過疎・高齢化等の影響による里山の荒廃や気候変動等に伴い、生態系の劣化や自然災害の増加といった社会課題が顕在化しています。こうした課題を解決するためには、自然環境が、社会・経済・暮らし・文化の基盤となっていることを再認識し、地域の魅力や自然を活用した地域づくりを推進することが重要となっています。
- 農林水産業は本来、自然に働きかけ、適切に利用し、その恵みを享受する生産活動であり、農林水産業と生物多様性は密接に関係しています。
- 気温上昇に伴い、高山帯での植物の開花時期の早期化、多年性雪渓の減少・消失、及びライチョウ等の生息適地の減少が危惧されるなど、生物多様性に大きな影響を与えています。
- 本県の魅力の一つである白山は、1962年に国立公園に認定された自然の宝庫であり、また白山を中心とした雄大な峡谷や滝などの自然、歴史・文化、食などの多くの地域資源を有しています。白山ユネスコエコパークは1980年に登録された日本で最初のユネスコエコパークの一つであり、2023年には白山手取川ジオパークがユネスコの世界ジオパークに認定されました。
- また、能登半島は、変化に富んだ長い海岸線を有し、優れた景観や豊かな自然環境、農山漁村の原風景など、貴重な地域資源が数多く存在しています。
- しかし、令和6年能登半島地震により、奥能登の6市町を中心に甚大な被害が発生したほか、地盤隆起や斜面崩壊など、本県の自然環境にも大きな変化をもたらしました。



【課題】

- 持続可能な農林水産業を実現するためには、生物多様性に配慮した農林水産業を推進することが重要です。
- 県民・事業者・行政の協働により、温室効果ガス排出削減の取組を引き続き、実施するほか、気候変動に備えた取組も同時に進めていく必要があります。
- 白山の魅力を県内外の多くの方に体験してもらい、白山の豊かな自然、歴史・文化、食などへの理解や関心を高めるとともに、地域資源としての価値を向上させ、地域の活性化につなげる必要があります。
- 能登の魅力である豊かな自然環境や農山漁村の原風景は、未来へと継承すべき財産であり、里山里海に育まれた多様な生物資源の適切な保全を図ることはもとより、地域資源として、その利活用を促進することが求められます。



【 目指すべき環境の姿 】

- 持続可能な農林水産業や気候変動対策により、生物多様性が守られ、自然と人が共生する暮らしが広がっています。
- 白山や能登などの豊かな自然と文化が保全され、地域資源を活かした交流や観光が活発に行われています。

【 取組の方向性 】

● 生物多様性に配慮した農林水産業の振興

- ◆ 環境保全型農業を推進します。
- ◆ 間伐等の森林整備を推進し、多様で健全な森林の整備・保全を行います。
- ◆ 未利用材の木質バイオマス資源としての有効利用を促進します。
- ◆ TAC（漁獲可能量）※³⁹ の遵守・管理等を通じて、水産資源の適切な管理を進め、資源の維持・増大を図ります。
- ◆ 藻場保全の取組などにより、里海における水産資源の維持・増大及び持続的な利用を推進します。

▼能登とり貝



● 気候変動への対応

- ◆ 環境保全型農業を推進します。（再掲）
- ◆ 安定生産支援システムを活用した能登とり貝の安定出荷に努めます。
- ◆ 温暖化の影響が顕著に現れることが予想される白山地域の生態系の変化について、モニタリングを行います。
- ◆ ライチョウの生息域外保全に取り組み、いしかわ動物園においてライチョウを飼育し、飼育繁殖技術の向上を図ります。

● 白山の魅力向上・発信強化

- ◆ 白山における登山者の安全性・利便性の向上や国・白山市と連携した周辺施設の魅力向上、効果的な情報発信に取り組みます。
- ◆ 日本三霊山（立山・白山・富士山）の魅力発信など、他県と連携した情報発信を行います。

39 Total allowable catch の略称で、水産資源の維持のため、特定の魚種ごとに漁獲できる総量を定めたもの



●自然を活用した復興推進

- ◆ 「のと SDGs トレイル（仮称）」を創設し、環境学習の推進や交流人口の拡大に繋がります。
- ◆ 里山里海や観光地、震災遺構が点在する能登半島沿岸部において、周遊道路を「能登半島絶景海道」として整備します。
- ◆ いしかわ里山里海サイクリングルートの魅力発信に取り組みます。
- ◆ 震災遺構について、ジオパークの認定などの地域資源化に向けて、保存・活用方策の検討を進めます。
- ◆ 二次的自然（里山地域）の編入による能登半島国立公園の拡張を通じて、能登地域における生物多様性の適切な保全と利活用を図ります。



▲海底が隆起した黒島漁港

【 行動目標 】

No	指標名	基準値		目標値
45 再掲	環境保全型農業の取組面積	9,662ha (2024 年度)	➡	18,000ha (2032 年度)
46 再掲	間伐等実施面積	4,796ha (2024 年度)	➡	4,368ha (2030 年度)
47	白山の登山者数	3.8 万人 (2024 年度)	➡	4.5 万人 (2032 年度)
48	白山国立公園施設等の利用者数	4.3 万人 (2024 年度)	➡	4.8 万人 (2032 年度)
49	白山における自然体験活動者数	1.3 万人 (2024 年度)	➡	1.5 万人 (2032 年度)



▲白山室堂



▲南竜山荘



コラム

ユネスコエコパーク

白山ユネスコエコパークは、1980年に登録された、日本で最初のユネスコエコパークの一つです。



世界自然遺産が手つかずの自然を厳格に保護することを主目的とするのに対し、ユネスコエコパークは、自然と人の調和と共生を目的とした取組であり、白山ユネスコエコパークは、石川県白山市、富山県南砺市、福井県大野市・勝山市、岐阜県高山市・郡上市・白川村の4県7市村や関係するNPO等が中心となって、白山の豊かな自然を守りつつ、地域の持続可能な発展を目指しています。

白山ユネスコエコパークの共通のシンボルである白山は、豊かな自然環境に恵まれており、「ハクサン」の和名を冠する植物が多く見られるなど、高山植物の宝庫であるとともに、ツキノワグマ、ニホンカモシカ、イヌワシ等の保護を要する動植物が生息する広大なブナ林が広がっています。また、世界有数の豪雪地帯の1つであり、その降り積もった雪が春から夏にかけ溶け出し、手取川を含む4水系に豊富な水を供給しています。

さらに、白山は、古くより信仰の対象とされており、白山の山麓では、世界文化遺産である白川郷・五箇山の合掌造り集落や、白山市白峰重要伝統的建造物群保存地区等に見られるように、山の恵みを活かし、それに適応した生活や文化が営まれてきました。

ジオパーク

ジオパークとは、「ジオ（地球・大地）」と「パーク（公園）」を組み合わせた言葉で、「大地の公園」を意味します。白山市全域を対象とする白山手取川ジオパークは、2023年5月に、北陸3県で初めてユネスコの世界ジオパークに認定されました。手取川上流域の白山麓から平野部にかけて、「山と雪」、「川と峡谷」、「海と扇状地」の三つのエリアに分けて、見どころとなるジオサイトを多数設定しており、動植物などの自然や考古学的・文化的な価値のある場所も含まれています。



地元白山市では、こうした地域資源を再評価し、気候、風土、歴史、民族、動物、植物などを「ジオ（大地・地球）」という大きな視点で関連させ、保全しながら教育や地域振興に活用しています。



3 生態系の健全性の回復

【現 状】

- 石川県は、海から高山まで、多様性に富んだ豊かな自然環境に恵まれています。白山のブナ林や高山植物群落、能登半島や加賀の海岸景観、里山や水辺などの身近な自然まで、美しい変化に富んだ自然景観も残されています。これらは県民共有の貴重な財産であり、県民の誇りです。
- 特に白山は、国立公園として、クロユリやハクサンコザクラなどの高山植物群落やブナの原生林が広がり、イヌワシやツキノワグマなどの野生動物の宝庫として国際的にも高い評価を得ています。
- 自然公園では、登山道や施設の適切な維持管理に努めるとともに、法令に基づき、自然の風景地の保護や適正な利用を図っています。

- 国は、2030年までに、国土の陸域と海域、それぞれ30%以上を自然環境エリアとして保全する国際目標「30by30」の実現に向けて、2022年度に、白山国立公園と能登半島国立公園を大規模拡張の候補地として選定しました。



▲翠ヶ池と剣ヶ峰
(白山国立公園)



▲九十九湾
(能登半島国立公園)

- 一方で、近年人間の活動に伴う環境への負荷の増大や里山等の管理不足などにより、希少野生動植物の生息・生育環境への影響が懸念されています。
- また、国内外から様々な動植物が移入され、在来種との競合や在来種の捕食などにより、地域固有の生態系に対する影響が増大しています。
 - *いしかわレッドデータブック掲載の絶滅種：15種
 - *ふるさと環境条例に基づき指定する希少野生動植物種：21種
- 野生鳥獣については、本県では、近年、イノシシによる農業被害が増加しているほか、ツキノワグマが人の生活圏に多く出没し、人身事故の発生事例も見られます。ニホンザルは、群れが増加するとともに生息域も拡大し、人や集落に害を加える事例が増加しています。ニホンジカについては、農業被害はなく林業被害もほとんど発生していませんが、個体数が増加し、生息域も拡大しているため、今後、定着による被害拡大が危惧されています。
- 県内の狩猟者数は、近年減少傾向にあり、高齢者の割合が高い状況となっています。



【課 題】

- 豊かな自然環境や暮らしを支える森・里・川・海の連環に配慮した生態系の維持・回復・創出が必要となっています。
- 本県の生物多様性の保全を図るため、引き続き、希少野生動植物の実態を把握し、その保全や普及啓発に努めていく必要があります。
- 外来種による地域固有の生態系への影響を把握し、自然環境や人に被害を及ぼす外来種の防除対策を講じるとともに、県民への情報提供や普及啓発に努めていく必要があります。
- 野生鳥獣については、特定鳥獣（イノシシ、ツキノワグマ、ニホンザル、ニホンジカ）の個体数の増加や生息域の拡大が農林業や生活環境、生態系に深刻な被害をもたらすため、適正な個体数管理が必要となります。
- 狩猟の適正化を図るとともに、狩猟者の高齢化率が高いことから、有害鳥獣の捕獲体制を将来にわたり維持するため、狩猟者の確保・育成を図る必要があります。



【 目指すべき環境の姿 】

- 森・里・川・海がつながる豊かな自然環境が保全され、各地域の生態系の健全性が回復しています。
- 希少な野生生物に対する適切な保全対策が講じられるとともに、外来種による生態系等への影響が低減され、地域の生物多様性が確保されています。
- 野生鳥獣の適切な保護と管理により、農林業や生活環境等への被害等が減少し、人とのすみ分けが図られています。

【 取組の方向性 】

● 生態系の維持・回復・創出

- ◆ 国立公園・国定公園の拡張などを通じて、国際目標「30by30」の実現や自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる「ネイチャーポジティブ（自然再興）」の実現に貢献します。
- ◆ 国立公園などの保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM）の拡大に向けて、民間企業等の取組の促進に向けた効果的な支援策の検討を進めます。
- ◆ 自然公園等の適切な保護・管理を行い、利用促進を図ります。
- ◆ 公共事業を実施する際に、事前に環境への影響等について調査し、環境に配慮した工事の実施に努めます。
- ◆ 環境に配慮した土地改良事業を継続して実施します。
- ◆ 大学や研究機関等と連携し、令和6年能登半島地震による沿岸や河川生態系への影響調査や評価を継続して実施します。
- ◆ 海洋環境の変化等による藻場への影響をモニタリング調査により、継続的に把握するとともに、ブルーカーボン生態系としても重要な藻場の維持・増大に向けたソフト・ハード両面での取組を官民連携により、推進します。（再掲）
- ◆ いしかわ動物園、ふれあい昆虫館、のとりま水族館、のと海洋ふれあいセンター、白山自然保護センター及び自然史資料館等において、生物多様性に関する調査・研究を進めます。



▲のと海遊回廊
(のとしま水族館)

● 生きものの生態に配慮した取組の推進

＜奥山・高山地域での取組＞

- ◆ 登山口、駐車場等におけるオオバコ等の低地性植物の防除活動を推進するとともに、国と連携しながら、種子の高山帯への持ち込みを防止する対策に取り組みます。



＜里山地域での取組＞

- ◆ 生きものの生息・生育に配慮した水田、水路、ため池、農道などの農業資産の保全、整備を図ります。
- ◆ いしかわ里山みらいファンドを活用し、耕作放棄地の解消や未然防止に向けて、県内外の法人による農業参入及び県内の担い手農家の規模拡大を支援します。
- ◆ 森林経営計画に基づいた計画的な森林整備や国の森林環境譲与税の活用により、健全な森林づくりを進めます。

＜河川・湖沼での取組＞

- ◆ 多自然川づくりを推進します。
- ◆ 砂防事業を行う際には、流域固有の生態系や自然環境及び地域に調和した整備を図ります。
- ◆ 水辺や沿岸環境の保全・再生を推進します。

▼千里浜海岸



＜里海を含む沿岸域・島しょ地域での取組＞

- ◆ 千里浜海岸などで海岸侵食対策を実施し、砂浜の保全・回復に努めます。
- ◆ 海岸の清掃活動等による海岸環境の維持・回復など、里海の保全を推進します。

＜都市での取組＞

- ◆ 都市公園の整備を促進します。
- ◆ 街路樹の維持管理を適切に行います。（再掲）

▼いしかわレッドデータブック



●希少種の保全と外来種対策

- ◆ いしかわレッドデータブックを活用し、絶滅のおそれのある種の的確な把握を行います。
- ◆ 環境影響評価制度の適正な運用等により、絶滅のおそれのある野生生物（いしかわレッドデータブック掲載種）の保全を図ります。
- ◆ 希少種保全推進員によるモニタリング調査など、県指定希少野生動植物種の生息・生育状況の把握を行います。
- ◆ 絶滅の危険性が高い種の保護増殖事業を実施します。
- ◆ トキ等の希少な野生動植物の調査（いしかわレッドデータブックの改定等）を含む、生物多様性の保全に携わる専門人材の育成・確保に取り組みます。
- ◆ 生物多様性に関する情報としての標本や写真、映像等の資料について、白山自然保護センターやのと海洋ふれあいセンター、自然史資料館等の県有施設のほか、市町や研究機関等とも連携し、適切に保管します。



- ◆ トキ、ライチョウの飼育・繁殖に取り組み、種の保存に貢献するとともに、いしかわ動物園での公開展示等により、希少種保護についての理解を促進し、自然環境保全への意識醸成に努めます。
- ◆ 県鳥であるイヌワシについて、主な生息地となる自然公園等の適切な管理や開発行為における環境配慮、白山自然保護センターによる生息状況の確認やいしかわ動物園における飼育などを通じた保全に取り組みます。
- ◆ 外来種の実態把握を行うとともに、生態系や人の生命・身体、農林水産業等に悪影響を及ぼす外来種の防除を進めます。
- ◆ 外来種が及ぼす影響や生息状況について、いしかわ動物園やふれあい昆虫館、白山自然保護センター中宮展示館などでの展示やホームページ等により、県民への普及啓発や情報提供に努めます。

▼飼育中のトキ、ライチョウ（いしかわ動物園）



●野生鳥獣の保護と管理

- ◆ イノシシ、ツキノワグマ、ニホンザル、ニホンジカについて、特定鳥獣管理計画に基づく個体数等の適正な管理を実施します。
- ◆ 捕獲したイノシシ等の獣肉の利活用を推進するとともに、イベントの開催や商談会への参加、ジビエ料理フェアなどを通して、ジビエの魅力を発信します。
- ◆ ツキノワグマによる人身被害防止については、餌資源調査の結果に基づき、注意喚起を行うほか、関係機関向け研修の実施による捕獲体制の強化、AI（人工知能）を活用したクマ検知カメラの設置による初動対応の迅速化を図ります。
- ◆ 人身被害や農林業被害等を防止するため、出没状況の把握、情報提供のほか、侵入防止柵の設置や緩衝帯の整備等の鳥獣被害対策の充実・強化を図ります。
- ◆ 有害鳥獣捕獲の担い手となる狩猟者の確保を推進するため、セミナー等を通じた狩猟の魅力発信を行います。
- ◆ 狩猟者の育成を図るため、捕獲技術の向上のための研修等を実施します。



▲ツキノワグマ捕獲技術向上研修



【 行動目標 】



No	指標名	基準値		目標値
50	県内の自然共生サイトの認定数	3 か所 (2025 年度)	➡	13 か所以上 (2030 年度)
51 再掲	間伐等実施面積	4,796ha (2024 年度)	➡	4,368ha (2030 年度)
52	中山間地域で適切な管理に取り組む 農地の割合	88% (2024 年度)	➡	94% (2032 年度)
53 再掲	クリーンビーチいしかわの参加者数	50,501 人 (2024 年度)	➡	100,000 人 (2030 年度)
54	「いしかわレッドデータブック」掲 載の絶滅種	15 種 (2025 年度)	➡	維持 (2030 年度)
55	捕獲イノシシのジビエ利活用率	6.6% (2024 年度)	➡	10% (2030 年度)
56	ツキノワグマによる人身被害件数	0 件 (2025 年)	➡	維持 (2030 年)
57	イノシシによる農作物被害額	45 百万円 (2024 年度)	➡	30 百万円 (2032 年度)
58	若手狩猟者（50 代以下）の割合	51% (2025 年度)	➡	50%以上 (2030 年度)



コラム



ネイチャーポジティブ（自然再興）と 30by30

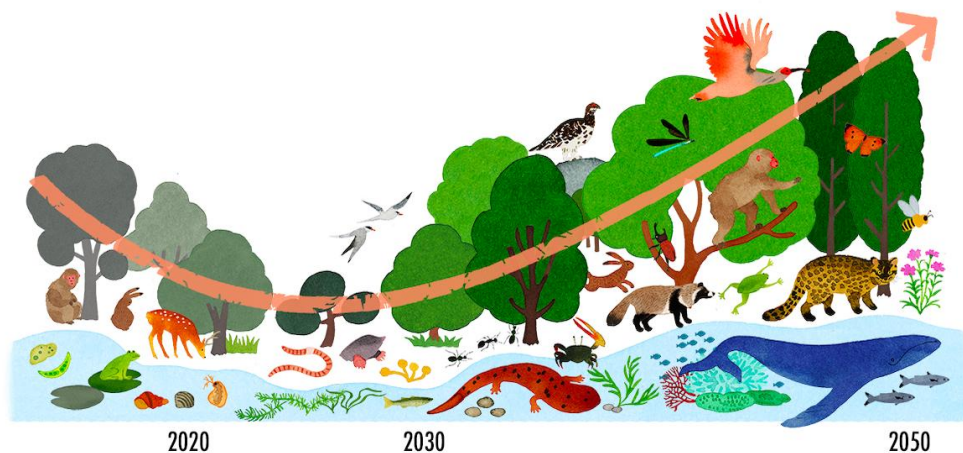
今の地球は、凄まじい速度で生きものが絶滅しているなど「ネガティブ」の状態にあります。これを生きものの種の数が増え、回復していくなど「ポジティブ」な状態にし、生態系が豊かになるような取組が進められています。

「ネイチャーポジティブ（自然再興）」とは、こうした取組により、自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させることを目指す考え方です。

この実現に向けて、2030 年までに陸域と海域の 30%を保全することを目標とするのが、「30by30 目標」です。現在、日本では、国立公園などの保護地域が陸域で 20.5%、海域で 13.3%にとどまっています。目標達成には、国立公園などの保護地域以外で生物多様性保全に資する地域である OECM（Other Effective area-based Conservation Measures）の拡大が不可欠です。

OECM とは、国立公園などの保護地域以外で生物多様性の価値を有し、企業、団体・個人、自治体による様々な取組によって、本来目的に関わらず、生物多様性の保全が図られている区域を指します。環境省では、こうした区域を「自然共生サイト」として認定する制度を 2023 年度から開始しました。里山、水源の森、都市の自然などが対象で、認定を通じて、多様な主体の連携を促進し、ネイチャーポジティブな地域づくりを進めています。

本県では、計画的な森林整備やため池の保全・整備、環境保全型農業の推進、希少な鳥類の保全活動、海岸の清掃活動など、里山里海における多様な取組を進めています。こうした取組は、生物多様性の保全や回復に貢献するものであり、OECM の拡大、ひいてはネイチャーポジティブの実現にも繋がります。



出典：環境省



4 生物多様性に対する理解の促進・行動変容

【現 状】

- 私たち人間は、生物多様性から様々な恵み（生態系サービス）を受けて暮らしています。
- しかし、生物多様性という言葉は難しく、私たちの生活と結び付けて理解するのは困難です。
- 自然との豊かなふれあいの場を確保するために、自然公園施設や健民自然園、森林公園等の保健休養林施設の整備に努めています。
- 現代の子どもたちは都市化や生活様式の変化等により、自然とのふれあいの機会が著しく減少しています。
- 本県では、多彩な自然を体験する機会づくりを推進し、民間と行政とのパートナーシップによるいしかわ自然学校を開校し、子どもから大人までを対象に、多彩な自然体験プログラムを提供しています。
 - * いしかわ自然学校全体の年間参加者数：27,921 人（2025 年度）
 - * いしかわ子ども自然学校の年間参加者数：3,815 人（2025 年度）
 - * いしかわ自然学校インストラクター数：290 人（2025 年度）
- いしかわ自然学校の参加者数については、2024 年度では、令和 6 年能登半島地震等の影響により減少したものの、近年では、増加傾向にあります。（図 17 参照）

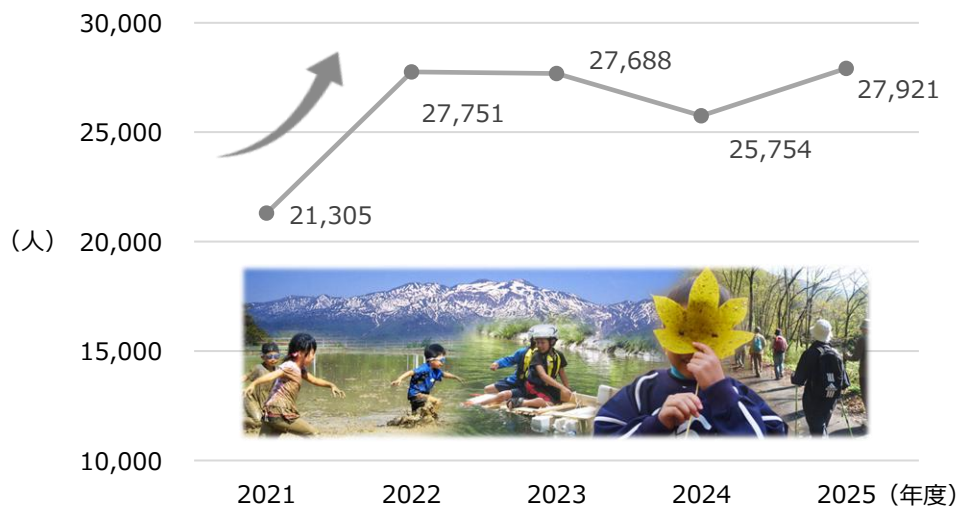


図 17 いしかわ自然学校参加者数の推移



【課題】

- 里山などの身近な自然に親しむ場の整備と多彩な自然を体験する機会づくりを行う必要があります。
- いしかわ自然学校におけるプログラム内容の充実を図るため、能力の高い指導者を養成し、確保する必要があります。
- 県民の生物多様性に関する理解を深め、行動変容につなげるため、その意義と重要性を普及啓発していく必要があります。



▲いしかわ自然学校
「やどかり学級」



【 目指すべき環境の姿 】

- 本県の多彩な自然を活かした体験等を通じて、生物多様性の重要性に関する理解が深まるとともに、自然から楽しく学び、自然を大切に思い行動する人が育まれています。

【 取組の方向性 】

● 行動変容に向けた生物多様性の普及啓発

- ◆ 自然公園やふれあい施設の整備・利用の促進に努めます。
- ◆ 白山国立公園の利用促進を通して、多くの県民が、白山の豊かな自然への理解や関心を高めるとともに、地域資源としての価値を向上させ、地域の活性化につなげます。
- ◆ いしかわの里山里海展など、様々な機会を活用し、県民や企業等への生物多様性に関する理解の浸透に努めます。
- ◆ 県有施設において、観察会や講座等の環境プログラムの実施等を通じて、生物多様性についてわかりやすく学ぶことができる場の充実・強化を図ります。
- ◆ 地域の伝統文化の普及啓発を行います。

● 自然体験活動の推進

▼いしかわ自然学校「森林サイクリング」

- ◆ いしかわ自然学校において、子どもから大人までを対象に多彩な自然体験プログラムを提供します。
- ◆ 自然体験プログラムを企画運営する指導者を養成するとともに、その能力向上を図ります。
- ◆ 認定こども園・保育所・幼稚園における里山での自然体験活動を推進します。
- ◆ 認定こども園・保育所・幼稚園児等を対象に、幼少期から自然に親しみ、環境保全の大切さを身につけてもらうための里山子ども園事業の充実に努めます。
- ◆ トキの保護や生物多様性についての意識を醸成するトキ学習を推進します。





【 行動目標 】



No	指標名	基準値		目標値
59	いしかわ自然学校の年間参加者数	27,921 人 (2025 年度)	➡	36,000 人 (2030 年度)
60	いしかわ自然学校のインストラクター数	290 人 (2025 年度)	➡	330 人 (2030 年度)
61	里山子ども園の累計参加園数	252 園 (全体の 65%) (2024 年度)	➡	276 園 (全体の 71%) (2030 年度)



▲いしかわ自然学校インストラクタースクールの様子



第4章 生活環境の保全



1 流域全体として捉えた水環境の保全

① 健全な水環境の保持

【現 状】

- 石川県の年平均降水量は全国のトップレベルにあり、水資源賦存量^{※40} も高い水準にあります。森林などに蓄えられた豊かな水は、徐々に河川に流出し、また、地下水をかん養し、飲料水の貴重な供給源ともなっています。（図 18、19 参照）

* 県民 1 人当たりの水資源賦存量 5,605 m³ / 人・年



◀ 手取川

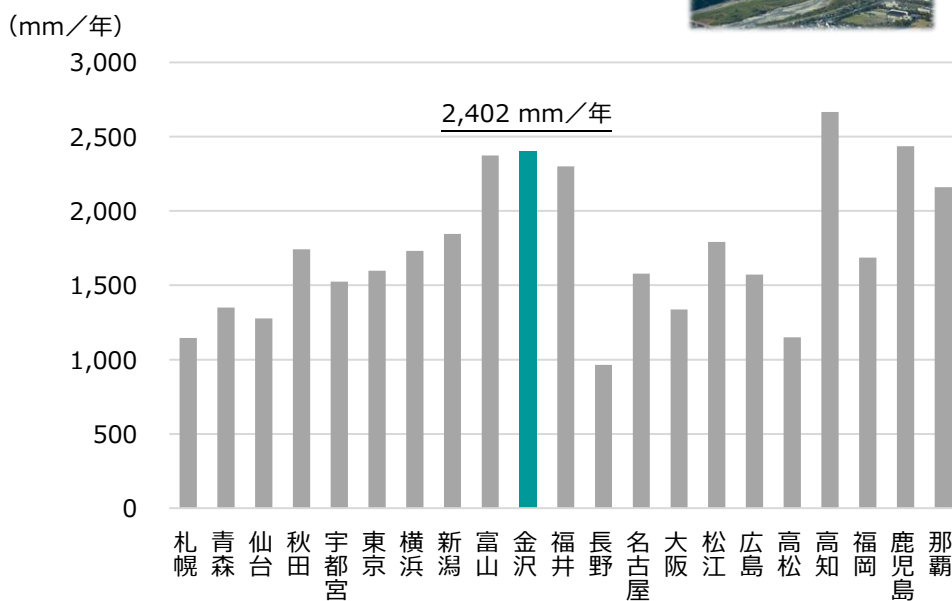


図 18 全国主要都市の降水量（1991～2020、平年値）

出典：気象庁

40 水資源として最大限利用することができる水の水の量のことで、降水量から蒸発散によって失われる量を引いたもの

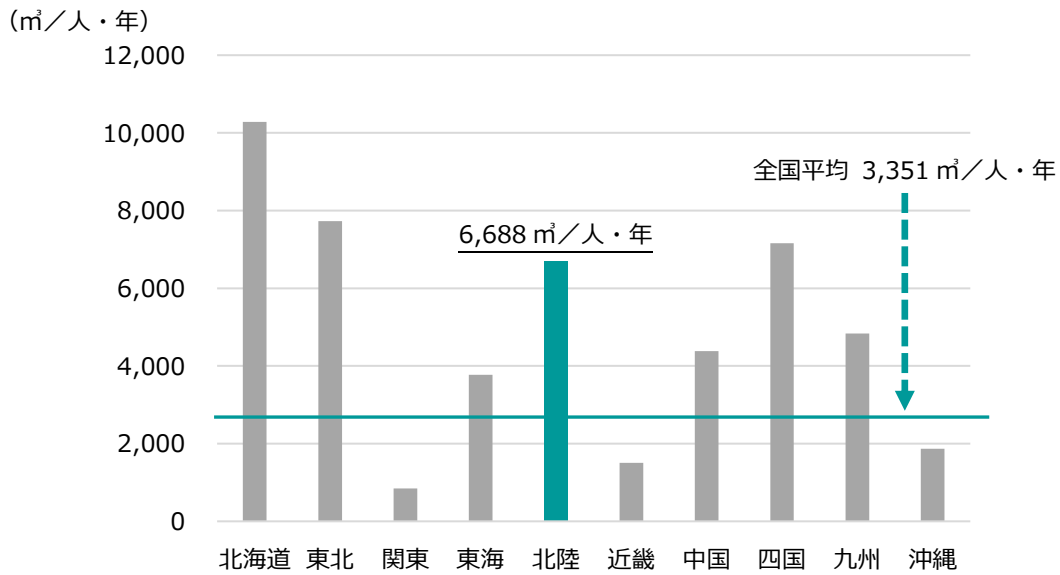


図 19 地域別の 1 人当たり水資源賦存量

出典：国土交通省（令和 7 年版日本の水資源の現況）

- 流域ごとの健全な水循環という視点で見ると、農山村地域においては、過疎化と高齢化などによって森林の手入れ不足と農地の耕作放棄が進行し、水源かん養機能の低下が懸念されています。
 - * 間伐等実施面積：4,796ha（2024 年度）
 - * 保安林面積：85,206ha（2025 年度）
 - * 日本型直接支払制度^{※41} 取組面積（2024 年度）
 - ・多面的機能支払^{※42}：25,576ha
 - ・中山間地域等直接支払^{※43}：5,055ha
 - ・環境保全型農業直接支払^{※44}：1,208ha
- 上水道や農業用水などの水源として利用されている河川や発電ダムの直下においては、夏場の渇水期には度々河川水が枯渇し、無水・減水区間の発生などが見られます。
- 地下水位は安定していますが、一部の地域で地盤沈下が見られます。
- 水道については、水道普及率は全国平均をやや上回っており、耐震適合率は全国平均を下回っています。
 - * 2024 年度水道普及率 99.4%（全国平均 98.3%）
 - * 2024 年度耐震適合率（基幹管路）41.1%（全国平均 44.6%）

41 農業・農村が持つ国土保全や水源かん養などの多面的機能の維持・発揮のために行う地域活動や営農活動に対して、支援する制度であり、他面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払の 3 つの直接支払の総称

42 農業の多面的機能の発揮のための地域活動に対する支援制度

43 中山間地域の中でも、急傾斜など、条件が不利な農地で営農する農業者に対し、平坦地との生産条件の格差を補正するための支援制度

44 有機農業のほか、化学肥料・農薬の 5 割低減に加えて、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者等に対する支援制度



- 令和 6 年能登半島地震及び奥能登豪雨により、水道施設が損壊するなどの被害が生じました。
 - * 令和 6 年能登半島地震／断水戸数 最大約 110,000 戸（16 市町）
 - * 令和 6 年奥能登豪雨／断水戸数 最大約 5,000 戸（3 市町）

【課 題】

- 気候変動による水資源不足のリスク等への対応などを図る必要があります。
- 森林の保全や中山間地域での農地の保全に取り組み、水源かん養機能の維持を図る必要があります。
- 河川の無水・減水区間の解消に向けて、適切な流水量が維持される必要があります。
- 地下水については、引き続き、採取量を把握し、合理的な使用を図る必要があります。
- 雨雪水や再生水の有効利用を促進する必要があります。
- 飲料用水等の安定確保に向けて、災害に強い水道づくりを進める必要があります。



【 目指すべき環境の姿 】

- 河川水及び地下水等の水資源が十分に確保され、飲料用水も含め健全な水循環が保持されています。

【 取組の方向性 】

● 水源のかん養機能の維持・向上

- ◆ 間伐等の森林整備を推進し、多様で健全な森林の整備・保全を行います。
- ◆ 水源かん養を含む多面的機能の維持・発揮のため、日本型直接支払制度による地域活動や営農活動への支援を行います。



▲ 伐採の様子

● 河川の水量の確保

- ◆ ダム施設の適切な運用や管理により、河川水量の維持に努めます。
- ◆ 国・発電事業者との協力による無水・減水区間の解消を促進します。
- ◆ 農業用水取水量の適正化に向けた指導を行います。

● 地下水の適正な使用

- ◆ 地下水位、地盤変動の状況を継続して監視します。
- ◆ 地下水の使用状況を把握し、工場・事業場に対する使用合理化の指導を行います。
- ◆ 消雪装置のきめ細かな運転操作による地下水の節減に努めます。
- ◆ 利用可能な河川水を消雪に活用し、地下水の使用の抑制に努めます。

● 水資源の循環的利用

- ◆ 県有施設における雨雪水利用を促進します。
- ◆ 下水処理水の再利用率の向上のため、下水道管理者（市町）へ働きかけます。

● 飲料用水等の安定確保

- ◆ 浄水場及び管路の耐震化や水道事業者間の連携強化等災害に強い水道づくりを促進します。
- ◆ 国の実証結果や地方のニーズを踏まえ、オフグリッド集落の理解促進等に取り組みます。
(再掲)
- ◆ 水道事業者に対し、水道施設の耐震化率が上昇するよう、情報提供や助言に努めます。



【 行動目標 】



No	指標名	基準値		目標値
62 再掲	間伐等実施面積	4,796ha (2024 年度)	➡	4,368ha (2030 年度)
63	日本型直接支払制度を活用した農地の割合	70% (2025 年度)	➡	73% (2032 年度)
64	地下水位の維持	すべての観測地点で推移は横ばい、もしくは、上昇傾向で安定 (2024 年度)	➡	維持 (2030 年度)
65	県水送水管耐震化事業工事の進捗率	62% (2024 年度)	➡	100% (2030 年度)



コラム



令和6年能登半島地震等により被害を受けた水道施設の復旧

令和6年能登半島地震では、最大震度7の非常に激しい揺れにより、重要インフラである浄水場や水道管などの水道施設が甚大な被害を受け、能登地域を中心に、県内16市町、最大約11万戸で断水が発生しました。

能登半島地震では、過去の地震と比べても送水管や配水管など、地中の埋設管が広範囲にわたり損傷し、大元の浄水場や配水池なども多数損傷したほか、損傷した浄水場等の水道施設へのアクセス道路の被害や大規模な土砂崩れも加わったことで、被害状況の確認や応急復旧が困難な場所も数多く発生しました。

応急復旧については、国、日本水道協会、全国の自治体職員や多数の工事業者等から延べ4万8千人超の支援を受け、建物倒壊や土砂崩れなどによる早期の復旧が困難な地区を除き、同年5月31日をもって断水が解消しました。

こうした中、同年9月21日に発生した奥能登豪雨により、土砂崩れや河川氾濫などの災害が発生し、再び水道施設に甚大な被害が生じ、輪島市、珠洲市、能登町の3市町で最大約5,000戸の断水が発生しました。日本水道協会の協力により、発災から3か月後の12月20日に、一部の復旧困難地区を除き、断水が解消しました。



道路崩落箇所への仮設管の敷設



応急復旧活動（輪島市）

現在、こうした大規模な被害を受けた水道施設の本復旧を迅速に進めるため、被災した自治体では、全国の自治体から多数の水道技術職員の派遣を受け、体制を強化して、復旧作業を進めています。



② 良好で安全な水質の保全

【現 状】

- 県内の河川・湖沼・海域では、人の健康の保護に関する項目（カドミウム、鉛等 27 項目の有害物質）について、環境基準を達成しています。
- 生活環境の保全に関する項目のうち BOD（生物化学的酸素要求量）、COD（化学的酸素要求量）については、河川と海域では、環境基準の達成率が高く、湖沼では、徐々に改善しているものの、未達成となっています。（図 20、21 参照）

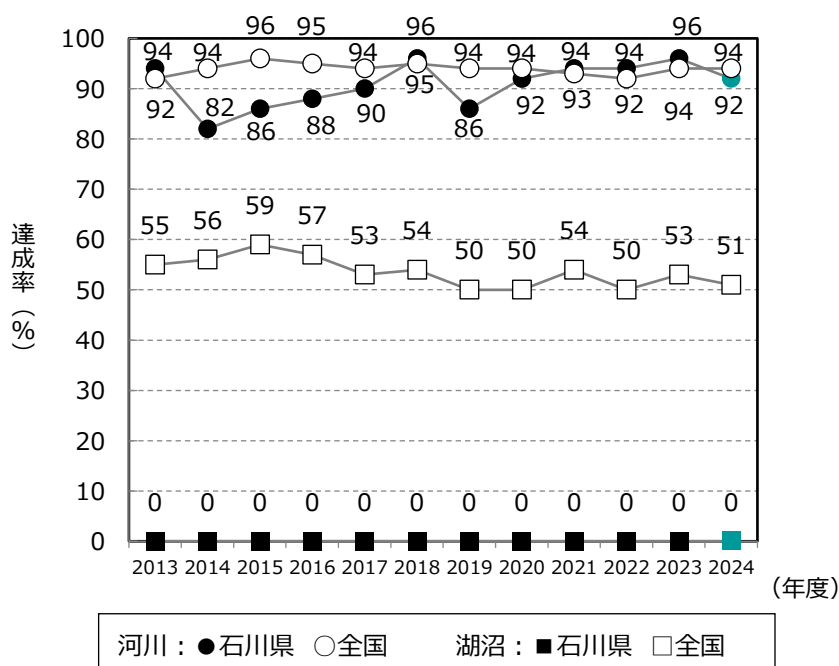


図 20 河川・湖沼の環境基準（BOD 又は COD）達成率の推移



▲ 柴山潟



▲ 木場潟



▲ 河北潟

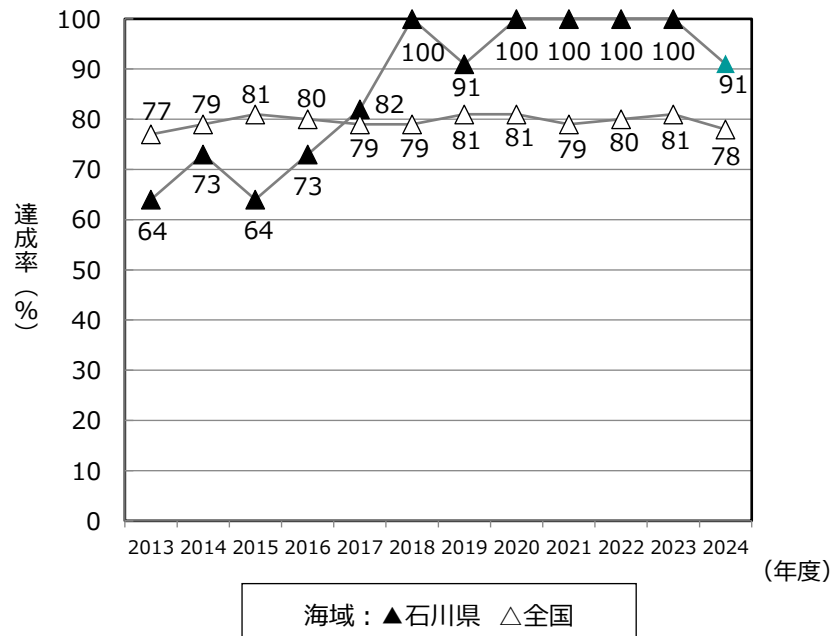


図 21 海域の環境基準（COD）の達成率の推移

- 各種排水処理対策の現状は以下のとおりです。
 - 生活排水処理対策
公共下水道、集落排水、浄化槽などの生活排水処理施設の普及率は 2024 年度末で 95.4%です。
 - 事業場からの排水対策
国の基準より厳しい上乗せ排水基準を設けて排水規制を行っています。
 - 自然系からの流出水対策
農地や山林等からの流出水による汚濁物質は、特に閉鎖性水域に流入した場合に影響がありますが、有効な対策が講じにくい中、減化学肥料、減化学農薬による環境保全型農業が対策の一つとされています。
- 水道水について、各水道事業者等による適正な水質管理が行われています。
- 地下水及び水道水について、県下全域で水質調査を実施しています。
- PFOS 及び PFOA について、全国同様、県内の河川や地下水において、国の定める指針値（PFOS 及び PFOA の合計が 50ng/L）の超過が確認されています。



【課 題】

- 生活排水処理対策については、未整備地域の効率的な整備を促進する必要があります。
- 閉鎖性水域については、水質改善のための取組を積み重ねていく必要があります。
- 農業生産活動においても、水質汚濁への負荷低減を図る必要があります。
- 飲料水の安全確保を図っていく必要があります。



【 目指すべき環境の姿 】

- 河川、湖沼、海域の水や地下水が、きれいで安全な状態が維持されるとともに、水道水や飲用井戸については、安全に安心して飲用できる状態が維持されています。

【 取組の方向性 】

● 公共用水域等の水質の保全

- ◆ 公共用水域（河川・湖沼・海域）や地下水の水質の監視について、毎年度、水質測定計画を策定して、環境基準の達成状況を把握します。
- ◆ PFOS 及び PFOA については、国の環境基準に定められていませんが、県の水質測定計画の測定項目に追加するとともに、測定機器を導入し、河川及び地下水の水質調査を実施します。
- ◆ 水質測定の結果について、適切に情報発信を行い、県民の安心・安全の確保に努めます。
- ◆ 排水基準の遵守について、工場・事業場等への指導を実施します。
- ◆ 県民・事業者に対して、油などによる水質汚濁事故防止に向けた普及啓発を行います。
- ◆ 水生生物の保全に係る水質調査を継続して実施します。
- ◆ 生活排水処理施設未普及地域の早期解消に努めます。
- ◆ 生活排水処理施設の役割や必要性、接続に対する支援制度について、周知・啓発を行います。
- ◆ 閉鎖性水域の水質改善に向けた調査研究に取り組みます。
- ◆ 環境保全型農業を推進します。（再掲）

● 飲料水の安全確保

- ◆ 水道水源等の水質検査・適正管理の指導を行います。



◀ 水質検査

【 行動目標 】

No	指標名	基準値		目標値	
66	公共用水域の環境基準の達成率	87% (2024 年度)	➡	92%以上 (2030 年度)	
67	生活排水処理施設の普及率	95.4% (2024 年度)	➡	97% (2030 年度)	
68 再掲	環境保全型農業の取組面積	9,662ha (2024 年度)	➡	18,000ha (2032 年度)	





コラム



PFAS（ピーファス）

主に炭素とフッ素からなる化学物質で、溶剤、界面活性剤、表面処理剤、イオン交換膜、潤滑剤、泡消火薬剤、半導体原料、フッ素ポリマー加工助剤等、幅広い用途で使用されています。

中でも、PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸、通称ピーフォス）及び PFOA（ペルフルオロオクタタン酸、通称ピーフォア）については、現在、製造・輸入等が原則禁止となっています。

近年、全国の浄水場や河川等で検出され、健康への影響について社会的関心が高まっています。PFASについては、健康への影響について、コレステロール値の上昇、発がん、免疫系への影響などとの関連が報告されていますが、どの程度の量が身体に入ると影響がでるのかについては十分な知見はありません。

このため、国では、知見の収集のため、血中濃度及び健康影響に関する疫学研究や毒性評価、濃度低減のための対策技術の実証などに取り組んでいます。

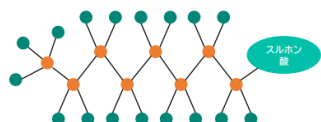
また、食品摂取による影響調査も進められており、これまでの調査結果からは、通常の一般的な国民の食生活（飲水を含む）から食品を通じて摂取される程度のPFOS及びPFOAによっては、著しい健康影響が生じる状況にはないものと考えられています。

なお、PFOS 及び PFOA は、2026 年 4 月より水道の水質基準となり、各水道事業者による定期的な水質検査が義務付けられています。

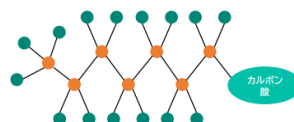
PFASの 基礎知識

PFOS・PFOAとは

PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）



PFOA（ペルフルオロオクタタン酸）



● 炭素原子

● フッ素原子

● スルホン酸、カルボン酸等

主な用途

半導体用反射防止剤・レジスト、
金属メッキ処理剤、泡消火薬剤 等

主な用途

フッ素ポリマー加工助剤
界面活性剤 等

性質

難分解性、生物蓄積性、人及び動植物に対する慢性毒性

- ・ スtockホルム条約(POPs条約)の廃絶等の対象物質

規制等の状況

- ・ 国内法(化学物質審査規制法)に基づき、新たな製造・輸入等を原則禁止
- ・ 水道水や河川・地下水等の水質の暫定目標値※等を設定し、飲み水としての摂取を防止

※(2026年4月より)水道水の水質基準値

出典：環境省



③ 水辺環境の保全

【現 状】

- 河川、湖沼、海岸、農業用水等の水辺環境は多様な生物等の生息・生育場所であるとともに、自然と人とのふれあいの場でもあります。
- 近年は、水辺環境の再生が求められ、魚類や水生生物の生息環境や親水性、景観等に配慮した整備がなされるようになってきています。
- 一方で、依然としてごみの散乱などによって水辺環境を損なうといったことも見受けられます。

【課 題】

- 河川、湖沼、海岸、農業用水等については、豊かな水辺環境の保全に配慮した整備を続けることが重要です。
- 水辺環境の保全・再生・創出は地元住民や事業者の自主的な参加と協力が必要です。



【 目指すべき環境の姿 】

- 河川、湖沼、海岸、農業用水等において多様な親水空間が数多く整備され、人々の憩いとくつろぎの場として活用されています。

【 取組の方向性 】

● 生態系や親水に配慮した水辺空間の確保・創出

- ◆ 景観や生物に配慮した川づくりを推進します。
- ◆ 環境に配慮した土地改良事業を継続して実施します。（再掲）
- ◆ 生きもの調査やワークショップ等県民参加による水辺環境整備等を進めます。

● 水辺環境の美化・愛護

- ◆ いしかわ我がまちアドプト制度を通じて、河川、港湾等における清掃活動への支援を行います。
- ◆ クリーンビーチいしかわなどのボランティアによる海岸・河川・湖沼等での清掃活動を支援します。（再掲）



▲ クリーンビーチいしかわ

【 行動目標 】

No	指標名	基準値		目標値	
69 再掲	クリーンビーチいしかわの参加者数	50,501 人 (2024 年度)	➡	100,000 人 (2030 年度)	



2 大気環境・土壌環境の保全、化学物質関係

【現 状】

- 県内の大気汚染に関する調査は、23 局の一般環境大気測定局と 4 局の自動車排出ガス測定局で常時監視を行っており、概ね良好な環境を保っています。
 - 常時監視している物質では、光化学オキシダント以外の二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、PM2.5 について、環境基準を達成しています。
 - ジクロロメタンやベンゼンなどの有害大気汚染物質についても環境基準を達成しています。
- 光化学オキシダントは、全国同様、環境基準を達成していない状況です。なお、2008（平成 20）年度以降、注意報等の発令には至っていません。
- アスベストは、1972（昭和 47）年頃に最も大量に使われ、2028（令和 10）年頃をピークに、解体等工事が全国的に増加すると予測されています。
- 日常生活との関わりの深い騒音・振動・悪臭（いわゆる感覚公害）の苦情件数は、近年、横ばい傾向にあり、全体の約 3 割を占めています。
 - * 苦情件数（2024 年度）騒音 66 件、振動 9 件、悪臭 38 件（全体 438 件）
- 自動車交通騒音については、概ね環境基準を達成しています。
- 新幹線鉄道騒音については、一部区間で環境基準を達成していません。
- 小松基地周辺の航空機騒音については、国、県、関係市町との共同測定を実施しており、近年の測定結果は、概ね横ばいとなっています。
- 土壌汚染については、2024 年度末現在で、法に基づく要措置区域を 6 件、形質変更時要届出区域を 8 件指定しています。
- 法に基づく化学物質の排出量・移動量の把握、公表が行われ、事業者による化学物質の適正管理が図られています。
 - * 化学物質の排出量・移動量：418 事業所 2,955 トン（2023 年度）
 - ダイオキシン類については、環境基準を達成しています。



【課 題】

- 大気環境について、引き続き、良好な状態を維持していくため、常時監視による状況の把握等を行う必要があります。
- アスベスト対策について、引き続き、解体業者等に対して、関係機関と連携して指導していく必要があります。
- 日常生活との関わりが深い騒音・振動・悪臭について、引き続き、市町と連携して対処する必要があります。
- 自動車交通騒音について、引き続き、環境基準の達成状況を把握していく必要があります。
- 新幹線鉄道騒音について、引き続き、環境基準の達成状況を把握していく必要があります。
- 航空機騒音について、引き続き、国や関係市町と共同測定を実施していく必要があります。
- 土壌環境の保全に向けて、引き続き、土壌汚染による健康被害の未然防止と土地改変時に発生する土壌の適正処理を推進していく必要があります。
- 事業者による自主的な化学物質の適正管理について、引き続き、指導していく必要があります。
- 農作物の生産に必要な化学肥料や化学農薬について、自主的な管理や適正な使用を、引き続き、指導していく必要があります。



【 目指すべき環境の姿 】

- 関係法令等に基づく適切な措置により、地域の大气・土壌などの生活環境が良好に保たれています。

【 取組の方向性 】

● 大気環境の状況の把握等

- ◆ 大気環境を常時監視するとともに、必要に応じて、光化学オキシダントの注意報などを発令します。
- ◆ 大気汚染物質の排出基準の遵守について、工場・事業場等への指導を実施します。
- ◆ アスベストの大气中への飛散防止対策について、関係機関と連携し、解体業者等への指導を実施します。
- ◆ 家電リサイクル法、自動車リサイクル法、フロン排出抑制法など、フロン関連法令の適正な運用を図ります。（再掲）
- ◆ 業務用冷凍空調機器の管理者やフロン類充填回収業者などに対し、監視・指導を行います。（再掲）

● 騒音・振動・悪臭の防止

- ◆ 騒音・振動・悪臭に対する環境保全について、市町との情報交換や協力・連携を行います。
- ◆ 自動車交通騒音・振動について、必要に応じて、道路管理者等に対して、騒音及び振動対策を求めます。
- ◆ 新幹線鉄道騒音について、必要に応じて、施設管理者等に対して、騒音対策を求めます。
- ◆ 航空機騒音について、国に対して小松基地周辺の騒音対策を求めます。

● 土壌汚染の防止

- ◆ 土壌汚染が判明した場合には、土地所有者等に対し、汚染除去等の適正な措置を指導します。

● 化学物質の自主的な管理の促進

- ◆ 化学物質の排出量、移動量及び取扱量を把握し、その結果を公表します。
- ◆ 化学物質の徹底管理についての指導を行います。
- ◆ 新規化学物質の検査体制を強化します。
- ◆ ダイオキシン類環境調査を実施するとともに、排出施設を指導し、ダイオキシン類の排出抑制を推進します。
- ◆ 農薬の安全かつ適正な使用及び保存・管理を徹底し、農薬被害を未然防止します。



【 行動目標 】



No	指標名	基準値		目標値
70	光化学オキシダントに係る 注意報の発令	0回（2024 年度）	➡	維持（2030 年度）
71	大気汚染に係る環境基準 （光化学オキシダントを除く項目）	全ての測定局で環境基準を達成 （2024 年度）	➡	維持 （2030 年度）



▲大気汚染状況（県庁 19 階）



3 環境美化、修景、景観形成

【現 状】

- 近年、地域住民と事業者、市町が中心となった環境美化活動や地域の公共空間に花や緑を増やすといった修景の取組が盛んに行われています。

＊いしかわ我がまちアドプト制度による環境美化活動団体への支援：

計 106 団体（道路 73 団体、河川 31 団体、港湾 2 団体）（2025 年度）

＊河川愛護団体（317 団体）により、県管理 113 河川・延長約 477 kmにわたり草刈りや清掃を実施（2025 年度）

＊1 人当たりの都市公園面積：15.66m²（2025 年度）

- 2025（令和 7）年に実施した環境に関する県民意識調査結果では、環境の満足度について、「生活環境の清潔さ」、「緑の豊かさ」、「景観の美しさ」の項目全てにおいて、前回（2018 年）の調査結果よりも高くなっています。一方、関心のある環境問題、実行している行動については、前回よりも低い調査結果となっており、環境美化等の関心を高めることが課題となっています。（図 22 参照）

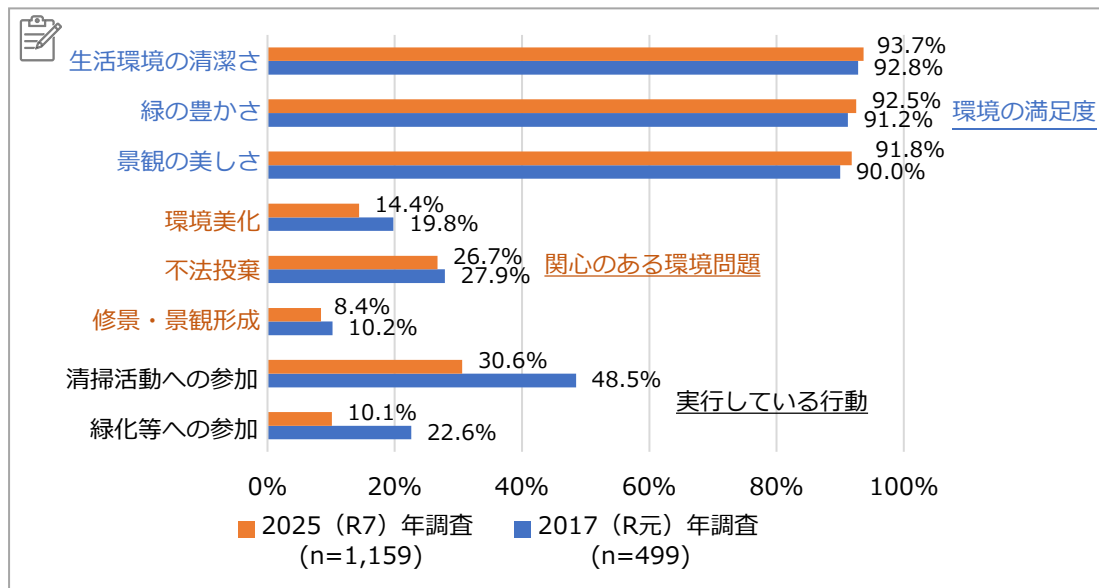


図 22 県民意識調査結果／環境に関する意識・行動について



【課 題】

- 県民、事業者、NPO 等が協働して、環境美化に努める必要があります。
- 緑や花の植栽に配慮した修景に努めるなど、緑と花があふれるうるおい豊かな生活環境の形成を進めていく必要があります。
- 歴史・文化や自然資源など、地域の特性を活かした公園整備や景観を創出するなど、美しい石川の景観づくりを進めていく必要があります。



【 目指すべき環境の姿 】

- 多様な主体の協働のもとで、環境美化や修景、景観づくりが進められ、地域の個性やうるおいのある生活環境が維持されています。

【 取組の方向性 】

● 環境美化に関する啓発や取組への支援

- ◆ 空き缶、廃プラスチック、吸い殻等の散乱の防止、環境美化に関する啓発を行います。
- ◆ 外国人観光客向けに、ゴミのポイ捨て禁止などのマナーに関する普及啓発を行います。
- ◆ いしかわ我がまちアドプト制度を通じて、道路、河川、港湾における清掃活動への支援を行います。（再掲）
- ◆ クリーンビーチいしかわなどのボランティアによる海岸・河川・湖沼等での清掃活動を支援します。（再掲）
- ◆ 緑化意識向上のための普及啓発、緑化に意欲のある団体や個人への活動支援を行います。

● 生活空間の緑化、利活用、修景の推進

- ◆ 県民のニーズに対応した都市公園の整備を進めるとともに、イベント開催などにより、その利活用を図ります。
- ◆ 街路樹の維持管理を適切に行います。（再掲）
- ◆ 道路網の整備や環境施設帯の配置、道路緑化などを実施します。
- ◆ 緑の基本計画の未策定市町への早期の策定や策定済みの市町への見直しの働きかけを継続して行います。



▲ 兼六園

● 地域の良い景観の保全と創出

- ◆ 官民協働により、まちづくりと一体となった街路整備を推進します。
- ◆ 官民協働により、道路の美化活動に取り組み、地域と一体となって魅力ある景観形成を図ります。
- ◆ 地域住民と協力して、緑地整備や住宅等の修景整備を行います。
- ◆ 石川の魅力ある里山里海の景観や伝統的な街なみ、田園風景など、多彩な景観資源の保全・創出を推進します。
- ◆ 伝統的建造物群や文化的景観などの歴史的文化遺産の適切な保存、活用を進めます。



【 行動目標 】



No	指標名	基準値		目標値
72 再掲	クリーンビーチいしかわの参加者数	50,501 人 (2024 年度)	➡	100,000 人 (2030 年度)
73 再掲	緑の基本計画の策定市町数	12 市町 (2025 年度)	➡	17 市町 (策定対象となる市町) (2030 年度)



4 開発行為に係る環境配慮

【現 状】

- 発電所の建設をはじめとする一定規模以上の開発事業については、環境影響評価法やふるさと環境条例に基づき、事業実施に伴う環境への影響を調査・予測・評価することが義務づけられています。
- 再生可能エネルギーの導入拡大に伴い、大規模な風力発電所及び太陽光発電所が環境影響評価法の対象事業に追加されています。
- 関係法令等に基づく環境影響評価制度の対象外の事業であっても、ふるさと環境条例において環境配慮を求めています。
- 県が行う公共工事等について、環境への配慮に努めています。

【課 題】

- 関係法令等に基づく環境影響評価制度の適正な運用により、開発事業の実施に係る環境影響を最小限とする必要があります。
- 県が行う公共工事等についても、引き続き、環境への配慮に努める必要があります。



【 目指すべき環境の姿 】

- 環境影響評価制度の適正な運用により、開発事業の実施に係る環境影響が最小限となっています。

【 取組の方向性 】

● 開発事業に係る環境配慮

- ◆ 環境影響評価制度の適正な運用により、環境保全を図ります。

● 公共事業等における環境配慮の推進

- ◆ 県が実施する開発事業のうち、環境影響評価制度の対象とならない事業について、環境配慮指針により、環境への配慮を行います。
- ◆ 公共工事において、建設副産物の発生抑制、再利用の促進、適正処理を行います。
- ◆ 石川県エコ・リサイクル認定製品について、県発注工事での優先的な使用に努めます。



第5章 質の高い環境の形成に資する産業活動の推進



1 環境に配慮した事業活動の推進

【現 状】

- 事業活動は、使用する資源・エネルギーが多種多様であり、量も多いことから、排出される二酸化炭素や廃棄物も多くなり、環境に対して、様々な負荷を与えています。
- 持続可能な社会の実現に向けては、こうした環境への様々な負荷を低減していくことが必要であり、事業者は、取引先等の関係者も含め、自主的に、かつ、積極的に環境に配慮した事業活動に取り組むことが求められています。
- さらに、環境・経済・社会が共に発展し、持続可能な経済成長を遂げるためには、ESG 金融^{※45}を含むサステナブルファイナンスを促進していくことが重要であるほか、グリーンボンド^{※46}等の資金調達の支援等により、金融を通じて、環境への配慮や環境プロジェクトの推進に適切なインセンティブを与え、金融のグリーン化を進めることが重要となっています。
- 国では、ESG 金融、または環境・社会事業に積極的に取り組み、インパクトを与えた金融機関、企業等について、先進的な取組等を表彰し、ESG 金融の普及・拡大につなげることを目的として ESG ファイナンス・アワード・ジャパンを実施しています。
- 自然と共生する社会を目指すために、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用した取組が重要となっています。
- 今後の市場の成長が見込まれるグリーン分野への参入やカーボンニュートラルへの対応と競争力強化の両立のほか、食料安全保障などの観点から、産業及び農林水産業において、GX（グリーントランスフォーメーション）^{※47}の取組を進めることが重要となっています。
- 東日本大震災の発生以降、再生可能エネルギーの導入が進んだほか、近年の異常気象の頻発など、事業者を含む社会全体の環境配慮への関心は一層高まっています。

45 「環境（Environment）・社会（Social）・企業統治（Governance）」という非財務情報を考慮して行う投融資のこと

46 企業や地方自治体等が、国内外の環境関連事業に要する資金を調達するために発行する債券で、使途が当該事業に限定されるとともに、調達資金が確実に追跡管理され、発行後の報告等を通じ透明性が確保されたもの

47 2050 年カーボンニュートラルや、2030 年の国としての温室効果ガス排出削減目標の達成に向けた取組を経済の成長の機会と捉え、排出削減と産業競争力の向上の実現に向け、経済社会システム全体を変革すること



- 2025（令和 7）年に実施した環境に関する県民意識調査結果では、環境への配慮を企業の社会的責任として取り組んでいる事業者は、6 割以上となっています。（図 23 参照）

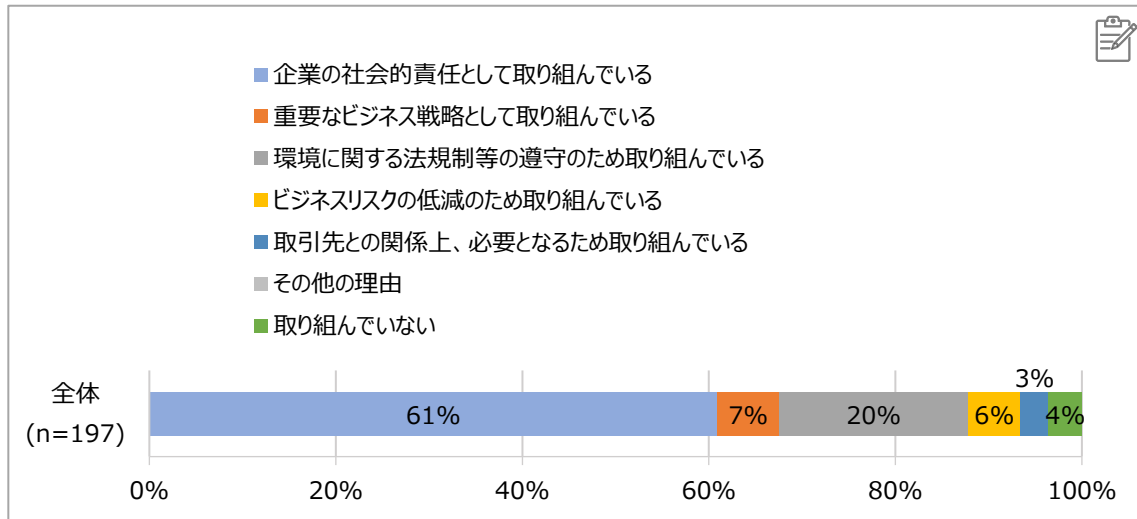


図 23 県民意識調査結果（事業者版）／環境に配慮した経営について

- 簡易な環境マネジメントシステムであるいしかわ事業者版／工場・施設版環境 ISO に取り組む事業者は増加しており、本県では、運用を通じて、大幅な温室効果ガスの排出削減等を実現した企業等を毎年表彰しています。

【課 題】

- 事業活動による環境への負荷を低減させるため、事業活動を通じた温室効果ガスや廃棄物の排出抑制、環境に配慮した製品・サービスの調達等の環境に配慮した取組の更なる拡大を図る必要があります。
- また、公共事業についても、環境に配慮した取組を通じて、質の高い環境の形成を図っていく必要があります。
- カーボンニュートラルの実現やトキをシンボルとする生物多様性・里山里海の保全に県を挙げて取り組むための資金を調達する必要があります。



【 目指すべき環境の姿 】

- あらゆる事業活動において、環境に配慮した取組が浸透することにより、産業と環境との調和が保たれています。

【 取組の方向性 】

●事業活動における環境配慮の推進

- ◆ 環境にやさしい企業活動に向けた手法等を紹介し、企業の環境に配慮した行動を促進します。
- ◆ 県が実施する開発事業について、環境配慮指針により、環境への配慮を行います。
- ◆ いしかわ事業者版／工場・施設版環境 ISO を見直し、事業者が簡易に温室効果ガスの排出量や省エネ・再エネ設備等の導入効果が見える化できる環境を整備します。（再掲）
- ◆ エコドライブ推進事業所の認定や優良事業者の表彰により、事業者のエコドライブ実践を後押しします。（再掲）
- ◆ 環境に配慮した製品・サービス等の推奨やリサイクル製品の優先的な調達など、事業者の環境配慮への取組を推進します。
- ◆ 産業廃棄物の排出事業者や処理業者に対する講習会を開催し、遵法意識の向上を図ります。（再掲）
- ◆ ふるさと石川環境保全功労者表彰により、環境保全活動に積極的に取り組む事業者を表彰し、事業者の環境意識の向上や取組の促進を図ります。
- ◆ 廃棄物の適正処理に向けて、電子マニフェストの利用促進や優良な産業廃棄物処理業者の育成を図ります。
- ◆ 家畜排せつ物の管理の適正化及び有効利用の推進に係る啓発を行います。（再掲）
- ◆ 家畜排せつ物の処理施設整備に対する支援を行います。（再掲）

●サステナビリティボンドの発行による資金調達

- ◆ サステナビリティボンド^{※48}の発行による、投資家層からの資金調達を通じて、本県の環境施策を推進します。

●産業及び農林水産業における GX の推進

- ◆ 県内企業の脱炭素化への取組支援や製品・サービスの「環境負荷が低い」といった付加価値化を後押しします。（再掲）
- ◆ 脱炭素総合サポート窓口において、県内金融機関などの民間事業者と連携し、温室効果ガス排出量の見える化や削減計画の策定、省エネ設備の導入支援など、事業者の脱炭素化をワンストップで伴走支援します。（再掲）
- ◆ 再生可能エネルギーの多面的な活用を通じて、産業や地域の活性化を促進するため、先進的な取組等の情報収集及び県内での啓発・普及を行います。（再掲）

48 環境問題の解決に役立つ事業や地震・豪雨からの復旧・復興の事業に充当する市場公募債（愛称／のど復興応援ボンド）



- ◆ 中山間地域等の豊富な小水力資源の活用に向けて、高等教育機関等と連携し、県内におけるポテンシャルを把握するとともに、集落や農地等への普及及び利用促進を図ります。
(再掲)
- ◆ 環境保全型農業を推進し、農業における環境への負荷を軽減します。
- ◆ 未利用材の木質バイオマス資源としての有効利用を促進します。(再掲)
- ◆ 藻場増殖礁の整備や海女等による藻場保全活動への支援を通じて、魚の生育の場である藻場（海藻の群生地）の保全を図ります。
- ◆ 海洋環境の変化等による藻場への影響をモニタリング調査により、継続的に把握するとともに、ブルーカーボン生態系としても重要な藻場の維持・増大に向けたソフト・ハード両面での取組を官民連携により、推進します。(再掲)



▲輪島の海女（舳倉島）

【 行動目標 】

No	指標名	基準値		目標値
74 再掲	いしかわ事業者版／工場・施設版環境 ISO の登録事業所数	1,077 事業所 (2025 年度)	➡	1,800 事業所 (2030 年度)
75 再掲	産業廃棄物の最終処分量	181 千トン (2024 年度)	➡	72 千トン (2030 年度)
76 再掲	電子マニフェストの捕捉率	59.6% (2023 年度)	➡	75% (2030 年度)
77 再掲	環境保全型農業の取組面積	9,662ha (2024 年度)	➡	18,000ha (2032 年度)





コラム



自然を活用した解決策（NbS : Nature-based Solutions）

自然の恵みを活かして、様々な社会課題の解決に役立てようとする取組は、「自然を活用した解決策（NbS）」と呼ばれており、グリーンインフラや生態系を活用した防災・減災などの取組も含まれています。

グリーンインフラは、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組です。また、防災・減災、自然環境の保全、地域振興等の多様な地域課題の同時解決を図ることができる取組としても注目されています。

また、生態系を活用した防災・減災の取組は、Eco-DRR（Ecosystem-based Disaster Risk Reduction）とも呼ばれています。

《取組例》

田んぼダム、農業用ため池

水田に降った雨水を一時的に貯める田んぼダムや大雨の前に農業用ため池の水位を下げ、雨水を受け入れる空き容量を確保するため池の事前放流の取組により、洪水被害を防止・軽減する効果が期待できます。



▲田んぼダム



▲農業用ため池

治山事業

崩壊やその恐れがある山腹斜面、及び土砂流出等により荒廃した渓流において、土留工や治山ダムを設置することにより、森林の維持・造成を通じて、山地災害等から、国民の生命・財産を守ることに寄与するとともに、森林の持つ山地災害防止機能や土壌保全機能等の維持・回復を図っています。



▲土留工



▲治山ダム

多自然川づくり

自然の特性やメカニズムを取り入れた魚道の設置や多段式落差工の採用などにより、河川環境の改善や水生生物の保護に寄与することが期待できます。



▲犀川



▲河原田川



2 環境ビジネスの推進

【現 状】

- 環境保護や資源管理に寄与する製品・サービスを供給する産業（環境ビジネス）の市場規模は、2023 年では、130 兆円を超えるなど、拡大傾向にあります。

＊令和 7 年度 環境産業の市場規模・雇用規模等に関する報告書（環境省）

環境産業の市場規模：62.6 兆円（2000 年）→ 136.2 兆円（2024 年）

- 国は、パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略（2019（令和元）年 6 月閣議決定）に基づき、世界のカーボンニュートラル、さらには、過去のストックベースでの二酸化炭素削減（ビヨンド・ゼロ）を可能とする革新的技術を 2050 年までに確立することを目指す革新的環境イノベーション戦略を 2020（令和 2）年 1 月に策定し、10 年間で、官民で 30 兆円の研究開発投資を行うとしています。

- 2025（令和 7）年に実施した環境に関する県民意識調査結果では、環境ビジネスに取り組んでいる、または取り組む予定である事業者は 2 割に留まっています。（図 24 参照）

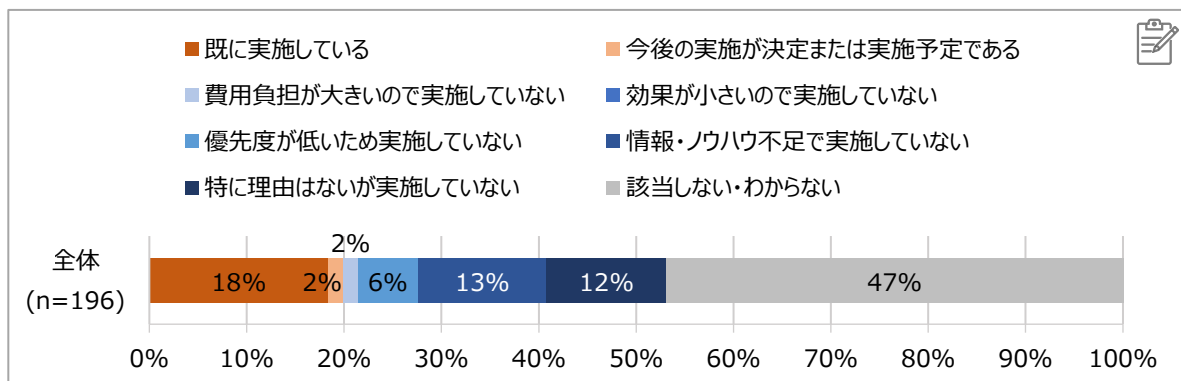


図 24 県民意識調査結果（事業者版）／環境ビジネスの取組状況について

- 本県は、高い技術力を有するものづくり企業や高等教育機関が集積しているとともに、里山里海などの豊かな地域資源に恵まれており、環境ビジネスが振興する潜在力があると考えられます。



【課題】

- 環境ビジネスの更なる裾野拡大を図るため、事業者が環境ビジネスに取り組む際に必要な情報を入手できるようにする必要があります。
- 新たな環境ビジネスの創出・育成を図るため、地域資源を活用した製品・サービスの開発等への支援を行う必要があります。



【 目指すべき環境の姿 】

- 本県の地域資源を活用した環境ビジネスの創出・育成が図られ、環境・経済・社会の好循環が形成されています。

【 取組の方向性 】

● 環境ビジネスに関する情報提供・普及啓発

- ◆ あらゆる機会を捉えて、環境ビジネスに関する必要な情報の提供や普及啓発を行います。
- ◆ 再生可能エネルギーについて、石川の地域特性を活かした導入による地域の活性化や県内企業のビジネスチャンスの拡大、導入推進のための普及啓発等に取り組みます。
- ◆ 事業者のグリーン製品・サービスの供給拡大に向けて、行政が率先的にグリーン購入や環境配慮契約などを行います。

● 地域資源を活用した環境ビジネスの創出・育成に向けた取組の支援

- ◆ 環境保全に役立つ製品の認定制度を通じて、事業者の環境ビジネスへの気運醸成を図ります。
- ◆ 支援制度（ファンド・融資）を活用した環境関連技術や製品・サービスの開発、里山里海地域における地域活性化等の取組への支援を行います。

● 産学官の共同による取組の推進

- ◆ 東京大学先端科学技術研究センターなどの先端研究機関との共同研究や研究人材の育成への支援を行います。
- ◆ 県内の高等教育機関と連携し、カーボンニュートラル分野の研究開発を促進します。
- ◆ 産学官連携による再生可能エネルギー関連技術の研究開発や販路開拓を支援し、ビジネスチャンスの拡大を図ります。
- ◆ 企業や研究機関と人材交流・情報交換を行い、再生可能エネルギー関連産業の振興を図ります。
- ◆ 成長戦略ファンドを活用した環境関連技術や製品・サービスの開発への支援を行います。（再掲）
- ◆ 作業の省力化、収量の増加や品質の向上等に資するスマート農業技術の現地実証及び普及に取り組みます。
- ◆ 産学官の協力・連携による新技術や製品・サービスの開発等への取組の支援を行うとともに、技術とニーズのマッチングを図るなど、事業化に向けた取組を加速します。



▲スマート農業（草刈り機）



【 行動目標 】



No	指標名	基準値		目標値
78	スマート農業技術活用促進 法に基づく計画認定数	2 件 (2024 年度)	➡	30 件 (2032 年度)



コラム



環境ビジネスの創出・育成に向けた支援

環境ビジネスの創出・育成に向けて、県では、成長戦略ファンド、いしかわ里山振興ファンド等により、環境関連技術や製品・サービスの開発、里山里海の資源を活用した生業の創出等の支援を行っています。

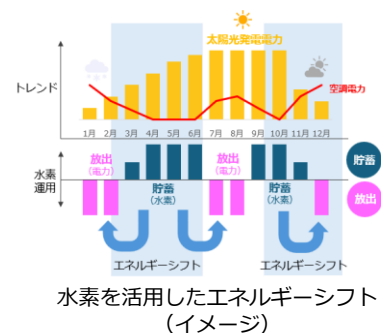
いしかわ里山振興ファンドについては、農業・農村の課題を一体的に支援するため、いしかわ農業参入支援ファンド（大規模農業法人等の規模拡大への支援などを実施）と統合、新たにいしかわ里山みらいファンドを創設し、農村集落の維持・活性化に向けた共同活動から生業づくりまでの一貫した支援などを実施することとしています。

成長戦略ファンド（環境関連技術や製品・サービスの開発 等）



地中熱×水素活用型ハイブリッド空調システムの実用化

（株）成宏電機は、再生可能エネルギー由来電源による地中熱空調システム（蓄積された太陽熱の利用）と、電力需要の小さい春や秋に太陽光で発電した余剰電力を水素として貯蔵し、需要電力の大きい夏や冬に水素を電力に変換して使用できるシステムを開発する事業を始めています。



いしかわ里山みらいファンド（旧いしかわ里山振興ファンド）



（里山里海の資源を活用した生業の創出支援 等）

里山里海資源を活用した新商品・新サービス開発

いしかわ里山みらいファンドの前身であるいしかわ里山振興ファンドでは、地域資源を活用した「生業の創出」等の取組を支援してきました。

支援メニューの1つに「新商品・新サービス開発支援」があります。

里山里海の地域資源を活用した新商品・新サービスの試作から販路開拓に至るまでを支援するメニューで、これまで「粒マスタード」や「能登ジン」などの商品やサービスの開発を支援しています。



唐川菜（からこな）の種子を活用した「粒マスタード」の開発



奥能登の柚子等で香り付けた「能登ジン」の開発



【課 題】

- 地域が一体となって、環境に配慮し、環境と調和のとれた生産活動に取り組み、豊かな資源を適切に維持・管理していくことが大切です。
- 地域の農業を担う多様な担い手のニーズに対応した農地整備の推進が重要です。
- 水源かん養、山地災害の防止をはじめとする多面的機能を発揮する森林の整備や保全が必要です。
- バイオマスの活用を進めていくためには、技術的な側面、採算性の側面等多角的な研究・検討が必要です。
- 地産地消に関する県民の意識を成熟させる必要があります。
- 特定鳥獣の積極的な管理と被害防止対策を行うとともに、有害鳥獣の捕獲体制を将来にわたって維持するため、狩猟者の確保・育成を図る必要があります。



【 目指すべき環境の姿 】

- 地域資源の適切な維持・管理により、農林水産業・農山漁村における多面的機能が維持・発揮されています。

【 取組の方向性 】

● 農地や森林等の適正な保全・管理の推進

- ◆ 多面的機能支払制度をはじめとした日本型直接支払制度の取組の拡大を図ります。
- ◆ 環境に配慮した土地改良事業を継続して実施します。（再掲）
- ◆ 間伐等の森林整備を推進し、多様で健全な森林の整備・保全を行います。

● 農林水産業資源の有効利用の促進

- ◆ 家畜排せつ物の管理の適正化及び有効利用の推進に係る啓発を行います。（再掲）
- ◆ 家畜排せつ物の処理施設整備に対する支援を行います。（再掲）
- ◆ 未利用材の木質バイオマス資源としての有効利用を促進します。（再掲）
- ◆ 低コストで安定的な県産材供給体制の整備に向けて、効率的な作業システムの確立と人材育成を図り、持続可能な森林経営を進めます。
- ◆ 持続的な漁業経営の確立と水産物の安定供給を図るため、適正な天然資源の管理や増殖・養殖や高鮮度・高付加価値な水産物の供給、意欲ある人材の育成に取り組みます。
- ◆ 里山里海の地域資源を活用し、スローツーリズムによる農村地域への誘客を促進します。
- ◆ 県内農林水産物の地産地消・食育を推進します。
- ◆ 県産材供給量の回復・拡大に向けて需要を喚起するため、県産材の利用促進を図ります。



▲ 県産材を使用した県有施設
(左：県立図書館、右：もりのひみつきち)

● 野生鳥獣被害対策の推進

- ◆ 鳥獣被害の防止や捕獲活動の取組を支援します。
- ◆ イノシシ、ツキノワグマ、ニホンザル、ニホンジカについて、特定鳥獣管理計画に基づく個体数等の適正な管理を実施します。（再掲）
- ◆ 有害鳥獣捕獲の担い手となる狩猟者の確保・育成を図るため、狩猟セミナーや捕獲技術習得研修等を実施します。（再掲）

- ◆ 捕獲したイノシシ等の獣肉の利活用を推進するとともに、イベントの開催や商談会への参加、ジビエ料理フェアなどを通して、ジビエの魅力を発信します。（再掲）



▲ジビエ料理

【 行動目標 】



No	指標名	基準値		目標値
79 再掲	日本型直接支払制度を活用した農地の割合	70% (2025 年度)	➡	73% (2032 年度)
80 再掲	間伐等実施面積	4,796ha (2024 年度)	➡	4,368ha (2030 年度)
81 再掲	農家民宿の宿泊者数	4,812 人 (2024 年度)	➡	20,000 人 (2032 年度)
82 再掲	主伐・再造林面積	104ha (2024 年度)	➡	175ha (2030 年度)
83	能登地区の木材生産量の回復率 (奥能登（輪島市、珠洲市、穴水町、能登町）、中能登地区（七尾市、羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町）9 市町）	—	➡	100% (2030 年度)



第6章 環境を通じた人づくり・地域づくり



1 環境教育・環境学習の推進

【現 状】

- 環境教育は、ESD（持続可能な開発のための教育）の考え方を踏まえつつ、すべての大人や子どもに対して、あらゆる場において、また、対象となる人の発達段階、または生活の在り方に応じ、知識の習得だけでなく、具体的な行動に必要な技能の学び等を通じて、社会や組織の変革と個人の変容を連続的に支え、促すことを目的としています。
- 環境への負荷が少なく持続可能な社会を実現するためには、多様な主体が、様々な機会を通じて環境問題について学び、自主的・積極的に環境保全活動に取り組んでいることが重要です。特に、次世代を担う子どもたちへの環境教育は極めて重要な意義を有しています。
- 環境教育においては、環境・経済・社会の統合的向上と、具体的な変革に向けた行動促進の観点から、体験活動に加え、多様な主体同士の対話と協働、ICT の活用を通じた学びを様々な機会で推進することが重要となっています。
- また、環境問題についての理解を深めるためには、身近な問題として捉えるきっかけづくりが重要です。
- 本県では、豊かな自然環境を背景にした環境教育・環境学習が、学校や地域、家庭、職場など全てのライフステージにおいて幅広く取り組まれています。
 - *いしかわ家庭版環境 ISO：143,930 家庭（2025 年度）
 - *いしかわ地域版環境 ISO：105 地域（2025 年度）
 - *いしかわ学校版環境 ISO：348 校（2025 年度）
 - *いしかわ事業者版／工場・施設版環境 ISO：1,077 事業所（2025 年度）



- また、民間と行政とのパートナーシップによるいしかわ自然学校を開校し、様々な自然体験型環境教育プログラムを提供するとともに、これらのプログラムを企画・実施する指導者の養成を進めています。

＊いしかわ自然学校全体の年間参加者数：27,921人（2025年度）

＊いしかわ子ども自然学校の年間参加者数：3,815人（2025年度）

＊いしかわ自然学校インストラクター数：290人（2025年度）（再掲）

- 2025（令和7）年に実施した環境に関する県民意識調査結果によると、自然とふれあう場や機会の多さに関する満足度は、前回（2018年）の調査結果より着実に向上しています。

（図25参照）

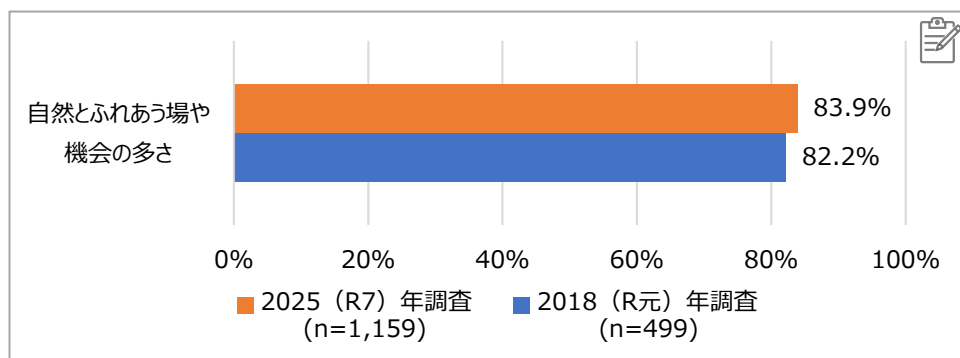


図25 県民意識調査結果／自然とふれあう場や機会の多さ

- 学校や地域、企業・事業所において、環境教育・環境学習をリードする指導者やサポーターといった人材の不足が予想されます。

【課題】

- 県民一人ひとりが、様々な環境問題を自らの問題として捉え、環境保全活動に取り組んでいけるよう、発達の段階に応じ、環境教育・環境学習を推進していく必要があります。
- 体験や観察等に加え、ICTの活用などあらゆる主体が環境について学ぶことができる場や機会を充実させることが必要です。
- 効果的な環境教育・環境学習を行うことができるよう、環境人材の育成・活用が必要です。



【 目指すべき環境の姿 】

- 持続可能な社会の実現に向けて、環境問題を自らの問題として捉え、具体的な行動を起こすことのできる人材が育成されています。

【 取組の方向性 】

● 学校における環境教育の推進

- ◆ 学習指導要領に基づいて、学校教育全体及び各教科等の指導を通して、環境教育を推進します。
- ◆ いしかわ版環境 ISO（学校版、地域版）に基づき、自主的な環境保全活動の促進を図るほか、熱中症予防など、気候変動対応アクションプランに取り組みます。（再掲）
- ◆ トキをテーマとした環境教育を通じて、自然環境保全への意識醸成を図ります。
- ◆ 野鳥愛護に積極的に取り組んでいる小中学校を愛鳥モデル校に指定し、鳥獣愛護の理解促進を図ります。
- ◆ ふるさと生活環境を見つめ、自然を愛護する心を育むことを目的として、ふるさとツバメ総調査を実施します。
- ◆ 環境教育の場に、地域で環境活動を行っている人材を講師として派遣します。（再掲）



▲ トキの絵本

● 認定こども園・保育所・幼稚園における環境教育の推進

- ◆ 認定こども園等における環境教育実施要領等に基づき、自然体験や生活体験等による環境学習を推進します。
- ◆ 家庭で楽しく「エコ活動」に挑戦する園児をいしかわエコレンジャーとして認定し、幼児期からの環境保全に対する意識醸成を図ります。（再掲）
- ◆ 認定こども園・保育所・幼稚園における里山での自然体験活動を推進します。（再掲）
- ◆ 認定こども園・保育所・幼稚園児等を対象に、幼少期から自然に親しみ、環境保全の大切さを身につけてもらうための里山子ども園事業の充実に努めます。（再掲）
- ◆ 環境教育の場に、地域で環境活動を行っている人材を講師として派遣します。（再掲）

● 家庭や職場、地域等における環境学習の推進

- ◆ いしかわ家庭版環境 ISO やいしかわ版里山づくり ISO を通じた自主的な環境保全活動の拡大を図ります。
- ◆ いしかわ環境フェアやゼロカーボンの日等の啓発活動等により、脱炭素型ライフスタイルの定着に向けた気運醸成を図ります。（再掲）
- ◆ いしかわの里山里海展など、里山里海の豊かさに触れ、利用保全についての理解が深まるよう普及啓発を行います。



▲ ゼロカーボンの日
(ライトダウンの実施)



- ◆ 県民を対象とした森林整備等の現地を見学する森林環境実感ツアー等を通じて、森林の整備や機能等に対する県民理解の醸成を図ります。（再掲）
- ◆ 子どもたちの景観に対する関心と良好な景観形成への意識を育むことを目的としたいしかわ景観教室を開催します。
- ◆ 持続可能な社会の形成に貢献する消費行動の促進に向けて、消費者一人ひとりが、人や社会・環境に配慮した消費活動を行うエシカル消費の理念を広く県民に普及啓発し、環境保全への意識醸成を図ります。
- ◆ トキやライチョウの公開展示を行い、生態や生息環境等の普及啓発を行います。



▲エシカル消費
普及啓発ポスター

●環境教育・環境学習、自然体験の場の提供

- ◆ 県民エコステーションにおいて、環境講座や環境に関するイベントの開催、講師派遣、情報誌やホームページによる環境情報の提供などを行います。（再掲）
- ◆ いしかわ環境情報サイトを活用して、環境教育・環境学習を推進します。
- ◆ いしかわ自然学校において、子どもから大人までを対象に多彩な自然体験プログラムを提供します。（再掲）
- ◆ 夕日寺健民自然園において、里山の恵みについて楽しみながら理解を深めることができる様々な活動を実施します。
- ◆ 白山自然保護センターにおいて、白山の自然や生活文化と自然保護に
対する理解を深めてもらうため、自然体験活動などの教育普及活動を行います。
- ◆ のと海洋ふれあいセンターにおいて、海の環境に関する自然体験プログラムを提供するとともに、大学と連携し、大学生や高校生の臨海実習（観察・採集等）を支援することにより、海洋教育を推進します。
- ◆ 白山青年の家及び各少年自然の家等において、県内各所の自然を活かした体験プログラムを提供します。
- ◆ ふれあい昆虫館において、身近な昆虫を通じて、人と自然の関わり合いや生態系の仕組みを学び、多数の標本を通じて、生物多様性を学ぶ場を提供します。
- ◆ いしかわ動物園において、「楽しく遊べ、学べる動物園」として、希少な野生動物の生態の観察や動物とのふれあいを通じて、自然保護の大切さを学べる環境学習の場を提供します。
- ◆ のとじま水族館において、能登半島近海に生息、回遊する生きものの展示やイルカ等とのふれあいを通じて、能登の里海の豊かさを実感できる学びの場を提供します。
- ◆ 森林公園、健康の森、県民の森において、森林の持つ優れた自然環境の体験を通じて、県民の自然とその恵みに対する理解を促進します。
- ◆ 自然史資料館において、自然と人との共生に関する展示や教育普及活動を行います。
- ◆ 木場潟公園において、新たな里山再生とともに、再生可能エネルギーに関する県民の理解を促進します。（再掲）
- ◆ 農業・農村の多面的機能の理解促進のため、いしかわ田んぼの学校を実施します。



▲夕日寺健民自然園



- ◆ 植物を利用した湧水の浄化施設での体験学習などを通じて、広く環境保全に取り組むきっかけづくり（木場湧水辺のまなび舎）を行います。
- ◆ 春蘭の里において、発電水素を活用した「ゼロカーボンビレッジ」を環境学習の場として活用し、再生可能エネルギーの地産地消に係る意識の醸成を図ります。



▲春蘭の里

●中核となる環境人材の育成、環境教育・環境学習の指導者としての活用

- ◆ 省エネなどのライフスタイルを定着させるため、地球温暖化防止活動推進センターや地球温暖化防止活動推進員と連携した普及啓発を行います。（再掲）
- ◆ ゼロエネ住宅アドバイザーを育成し、住宅の新築や改修を検討する県民に対する ZEH の新築や省エネリフォームのアドバイスにより、住宅の省エネ・創エネ化を促進します。
- ◆ 自然体験プログラムを企画運営する指導者を養成するとともに、その能力向上を図ります。（再掲）



【 行動目標 】

No	指標名	基準値		目標値
84	小学校・中学校・高等学校における環境教育の推進	100% (2024 年度)	➡	継続 (2030 年度)
85	認定こども園・保育所・幼稚園における環境教育の推進	100% (2024 年度)	➡	継続 (2030 年度)
86 再掲	里山子ども園の累計参加園数	252 園 (全体の 65%) (2024 年度)	➡	276 園 (全体の 71%) (2030 年度)
87 再掲	家庭版環境 ISO の認定家庭数	143,930 家庭 (2025 年度)	➡	180,000 家庭 (2030 年度)
88 再掲	いしかわ版里山づくり ISO の認証団体数	349 団体 (2025 年度)	➡	400 団体 (2030 年度)
89 再掲	いしかわ自然学校の年間参加者数	27,921 人 (2025 年度)	➡	36,000 人 (2030 年度)
90 再掲	ゼロエネ住宅アドバイザーの認定者数	243 人 (2024 年度)	➡	300 人 (2030 年度)
91 再掲	いしかわ自然学校のインストラクター数	290 人 (2025 年度)	➡	330 人 (2030 年度)



2 地域資源を活用した持続可能な地域づくり

【現 状】

- 我々の経済活動や社会活動は、地域の多様な資源の上に成立しています。地域資源には、地域のエネルギーや自然資源、都市基盤、産業集積等に加え、文化、風土、組織・コミュニティなど様々なものが含まれ、地域が持続可能であるためには、経済活動や社会活動によって、資源の過剰な採取や環境に負荷のかかる物質の排出をできる限り抑えることが重要です。
- 一方で、近年は、少子高齢化や人口減少が、地域経済の疲弊や里山里海の荒廃による生物多様性の低下にも影響を与えるなど、環境・経済・社会面の課題が相互に関連し、複雑化しています。
- 国は、環境政策を通じて、経済・社会に関する諸課題の同時解決を図る手段として、第五次環境基本計画において、地域循環共生圏^{※49}を提唱し、その創造により、持続可能な社会の形成を目指すこととされました。
- 第六次環境基本計画においても、この考え方は継承され、地域資源を活用した自立・分散型の社会の実現の鍵となる、地域の「ありたい未来」に向けて、「新たな成長」の実践・実装の場として、発展させていくこととされています。
- 各地域においても、地域資源を活用し、環境に関する課題解決を図りながら、経済・社会面の向上を図る取組の推進が求められています。
- また、地方公共団体、事業者や地域住民が連携・協働して地域の特性を的確に把握するとともに、地域に存在する資源を持続的に保全、活用する取組を通じて、地域のグリーンイノベーション^{※50}を加速化し、環境の保全管理による新たな産業の創出や地域の活性化を進めることが求められています。

49 資源を地域内で出来る限り地産地消するとともに、不足する資源については、必要に応じて、近隣の地域等と補完し合うことで、持続可能な地域社会を実現するというもの

50 環境と経済の好循環を生み出していく変革のこと



【課題】

- 地球温暖化の防止だけでなく、地域の産業振興や災害対策等の課題解決も図る取組として、地域の特性を活かし、再生可能エネルギーの導入を促進する必要があります。
- 廃棄物の最終処分量を減少させるだけでなく、循環産業の活性化等も図る取組として、循環資源の活用を促進する必要があります。
- 自然環境を保全するだけでなく、里山などの資源を活用し、地域の活性化や生業の創出も図る取組を推進する必要があります。
- 地域での様々な課題の解決に向けて、不足する人材等を他地域から補完するため、都市と農山漁村の交流のほか、地域独自の資源を活用し、地域住民と協働した地域づくりを促進する必要があります。



【 目指すべき環境の姿 】

- 地域資源の有効活用と循環が図られるとともに、他の地域との交流による資源の補完が図られることにより、持続可能な地域づくりが進んでいます。

【 取組の方向性 】

● 地域のエネルギー・バイオマス資源等の活用

【再生可能エネルギー】

- ◆ 再生可能エネルギーの導入促進により、温室効果ガスの排出抑制だけでなく、地域の活性化や産業振興・農業振興、災害・防災対策等も図ります。

【食品廃棄物等】

- ◆ 食品廃棄物等の排出抑制だけでなく、たい肥化による農業振興やフードバンク・フードドライブの周知による食品の有効活用を図ります。

【家畜排せつ物】

- ◆ 家畜排せつ物の管理の適正化及び有効利用を促進し、農業振興を図ります。

【木質バイオマス】

- ◆ 未利用材の木質バイオマス資源としての有効利用を促進し、健全な森林経営だけでなく、化石燃料からの代替エネルギーの地産地消も図ります。

【汚泥】

- ◆ 集落排水汚泥の農地及び緑地還元への普及を図ります。
- ◆ 浄水処理において発生する汚泥のリサイクルを促進します。

● 地域の自然資源の活用

- ◆ 里山里海の豊かな自然を保全するとともに、里山里海における地域資源の魅力発信や生業の創出を図ります。
- ◆ 捕獲したイノシシ等の獣肉の利活用を推進するとともに、イベントや商談会への参加、ジビエ料理フェアなどを通して、ジビエの魅力を発信します。（再掲）



▲ いしかわジビエ料理フェア

● 都市と農山漁村の交流促進

- ◆ 企業や NPO、都市部に住む人々などの多様な主体の参画による里山里海保全活動を促進するとともに、里山里海の地域資源を活用し、農村地域への誘客を促進します。



●地域づくりの促進

- ◆ ボランティアを契機とした能登の里山里海の暮らしや生業の体験を通じて、関係人口の拡大を図ります。
- ◆ 市町・地域団体による交流プログラムを通じて、地域と関係人口をつなぐポータルサイト「いしかわの Wa!」を運用し、関係人口の拡大を図ります。
- ◆ 地域おこし協力隊の活動促進に向けた支援を実施します。
- ◆ 豊かな自然と文化などを活かしたいしかわサテライトキャンパス構想^{※51}を推進します。
- ◆ 地域の特産品や自然など、その地域特有の資源を活かした地域の魅力向上を図ります。

▼ボランティアの様子



【 行動目標 】

No	指標名	基準値		目標値	
92 再掲	下水汚泥の有効利用率	85.3% (2024 年度)	➡	90.0% (2030 年度)	
93 再掲	捕獲イノシシのジビエ利活用率	6.6% (2024 年度)	➡	10% (2030 年度)	
94 再掲	農家民宿の宿泊数	4,812 人 (2024 年度)	➡	20,000 人 (2032 年度)	



51 関係人口の創出を図るため、学生に、石川県の豊かな自然や文化などを活かしたフィールドワークや地域活動等、地域での学びの機会を提供する事業



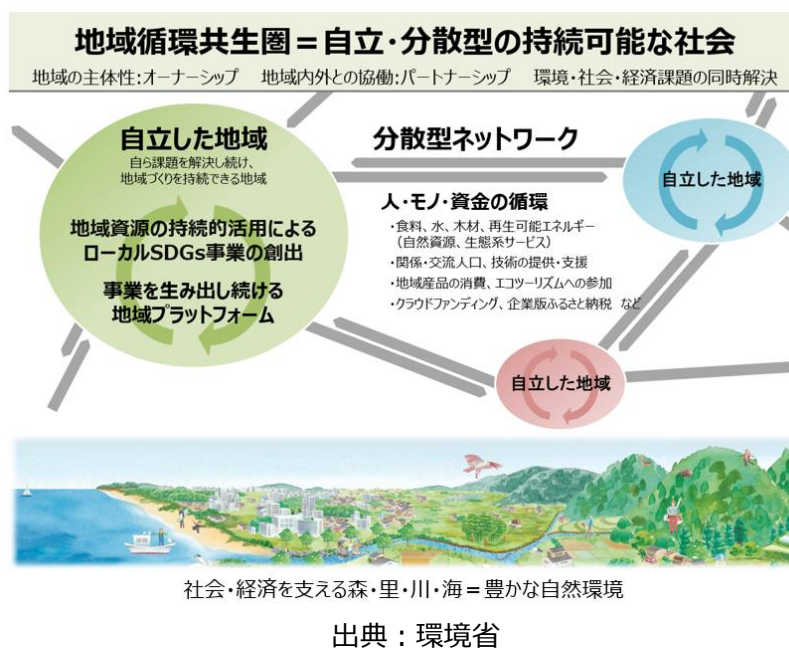
コラム



地域循環共生圏

地域ごとに様々な資源を循環させるとともに、必要に応じて、他の地域とつながり、支え合うことで、持続可能な地域社会づくりを目指すというもので、地域で環境・社会・経済の課題を同時解決する事業を生み出していくことから、「ローカル SDGs」とも呼ばれています。

国の第五次環境基本計画において、提唱されたこの考え方は、第六次環境基本計画においても継承され、構築を推進することとされています。





3 環境研究、国際環境協力の推進

【現 状】

- 環境をめぐる様々な課題に適切に対応していくためには、環境の現況を的確に把握し、調査研究を行っていくことが必要です。
- そのため、各機関において、環境に関する監視・観測や調査研究を実施しています。
- 環境を取り巻く状況は、地球温暖化や大気・海洋の汚染、生物多様性の喪失など、地域や国を越えて複雑化・深刻化しています。

【課 題】

- 近年、複雑化・多様化する環境問題に適切に対処するため、大学等の外部研究機関と協力し、調査研究を進める必要があります。
- 地球温暖化や大気汚染、生物多様性の喪失など、複雑化・深刻化する地球規模の環境問題に対処するためには、本県における取組だけでなく、地域や国を越えた交流・協力・連携が必要です。



【 目指すべき環境の姿 】

- 環境研究や国際環境協力の推進により、様々な環境問題に適切に対処するとともに、地域や国を越えた課題解決に貢献しています。

【 取組の方向性 】

〈環境研究の推進〉

● 県の各機関における環境に関する監視・観測や調査研究の推進

【保健環境センター】

- ◆ 大気、水、土壌、廃棄物、化学物質などの汚染の防止等に関する調査研究を進めます。

【白山自然保護センター】

- ◆ 白山地域における高山生態系の長期モニタリングを継続するほか、自然・人文に係る調査研究を進めます。
- ◆ 野生鳥獣の科学的・計画的な保護管理のための調査研究を進めます。



▲ 白山自然保護センター調査風景

【のと海洋ふれあいセンター】

- ◆ 海岸や浅海域の動植物に関する調査研究を行います。



▲ のと海洋ふれあいセンター調査風景

【工業試験場】

- ◆ 地球環境を保全した持続可能な産業社会の実現に向けて、環境保全や環境改善に寄与する調査研究や指導事業に取り組みます。

【農林総合研究センター】

- ◆ 森林保全や木材利用の拡大に寄与する調査研究に取り組みます。
- ◆ 持続可能な農業の実現に向けて、環境保全型農業の推進に資する研究に取り組みます。

● 国や大学等、他の研究機関との協力・連携による調査研究の推進

- ◆ 広域的な環境問題に対応するため、国や大学等、他の研究機関との協力・連携による調査研究を行います。
- ◆ 金沢大学や石川県立大学等と連携し、海洋を含む水質や動植物の動態把握、県指定希少野生動植物種の保全事業を実施します。
- ◆ 東京大学先端科学技術研究センターなどの先端研究機関との共同研究や研究人材の育成への支援を行います。



〈国際環境協力の推進〉

●国際機関等との協力・連携による里山里海の保全・利用等の推進

- ◆ 国連大学サステナビリティ高等研究所いしかわ・かなざわオペレーティング・ユニットをはじめとした学術研究機関と連携し、国際的な調査研究に貢献します。

●国外の自治体等との交流による地球規模の環境問題に対処するための国際的な協力・連携体制の構築

- ◆ 中国江蘇省、韓国全北特別自治道との交流により、各国に共通する環境問題の改善に向けた情報交換を行います。
- ◆ 環境先進国における地球温暖化対策に関する情報収集を行います。
- ◆ 海外からの視察や研修生の受け入れにより、環境保全に関する事例や課題を共有し、諸外国の取組に貢献します。



▲JICA 里山研修

【 行動目標 】

No	指標名	基準値	目標値
95	環境教育・技術開発等の推進	・各研究機関における調査・研究の実施 ・産学官連携による共同事業・研究等の実施	継続 (2030 年度)



資 料

- 石川県環境総合計画の行動目標
- 石川県環境総合計画策定の経過



1 石川県環境総合計画の行動目標

第1章 地球環境の保全

1 豊かな暮らしや地域経済に資するカーボンニュートラルの推進

①県民・事業者等による温室効果ガスの排出削減

No	指標名	基準値		目標値 
1	県内の温室効果ガス排出（2013 年度比）	30%削減 (2023 年度)	➡	50%削減 (2030 年度)
2	ゼロエネ住宅アドバイザーの認定者数	243 人 (2024 年度)	➡	300 人 (2030 年度)
3	新築住宅における『ZEH』の占める割合	7.6% (2024 年度)	➡	30% (2030 年度)
4	いしかわ家庭版環境 ISO の認定家庭（エコファミリー）数	143,930 家庭 (2025 年度)	➡	180,000 家庭 (2030 年度)
5	いしかわ事業者版／工場・施設版環境 ISO の登録事業所数	1,077 事業所 (2025 年度)	➡	1,800 事業所 (2030 年度)
6	乗用車における環境配慮型自動車（EV、PHV、FCV、HV）の占める割合	22% (2024 年度)	➡	40% (2030 年度)
7	EV、PHV、FCV の普及台数	6,945 台 (2024 年度)	➡	15,500 台
8	環境保全型農業の取組面積	9,662ha (2024 年度)	➡	18,000ha (2032 年度)

③緑化・森林・林業等における二酸化炭素の吸収・固定

No	指標名	基準値		目標値 
9	間伐等実施面積	4,796ha (2024 年度)	➡	4,368ha (2030 年度)
10	主伐・再造林面積	104ha (2024 年度)	➡	175ha (2030 年度)
11 再掲	環境保全型農業の取組面積	9,662ha (2024 年度)	➡	18,000ha (2032 年度)
12	緑の基本計画の策定市町数	12 市町 (2025 年度)	➡	17 市町 (策定対象となる市町) (2030 年度)



④県庁における温室効果ガスの排出削減（県庁グリーン化率先行動プラン）



No	指標名	基準値		目標値
13	県庁の温室効果ガス排出量（2013 年度比）	28%削減 (2024 年度)	➡	60%削減 (2030 年度)
14	太陽光発電設備の設置率 ※導入可能な施設に占める割合	38 % (2024 年度)	➡	50%以上 (2030 年度)
15	LED 照明の導入率	22 % (2024 年度)	➡	100% (2030 年度)
16	再生可能エネルギー調達電力の割合	—	➡	60% (2030 年度)
17	公用車の環境配慮型自動車の導入率 ※代替可能な環境配慮型自動車がない場合のほか警察、特 殊車両を除く	41 % (2024 年度)	➡	100% (2030 年度)
18	電気使用量 ※指定管理者制度導入施設含む	110,364MWh (2024 年度)	➡	87,200MWh (2030 年度)
19	冷暖房用等の燃料使用量 ※指定管理者制度導入施設含む	15,600t-CO ₂ (2024 年度)	➡	13,800t-CO ₂ (2030 年度)
20	公用車の燃料使用量 ※指定管理者制度導入施設含む	3,858t-CO ₂ (2024 年度)	➡	2,750t-CO ₂ (2030 年度)
21	水使用量 ※指定管理者制度導入施設含む	931 千m ³ (2024 年度)	➡	870 千m ³ (2030 年度)
22	可燃ごみ排出量 ※指定管理者制度導入施設含む	1,389t (2024 年度)	➡	1,090t (2030 年度)
23	用紙類の使用量 ※指定管理者制度導入施設含む	121,644 千枚 (2024 年度)	➡	102,000 千枚 (2030 年度)



第2章 循環型社会の形成

1 廃棄物の排出抑制

No	指標名	基準値		目標値	
24	1人1日当たりのごみ排出量	890g (2024年度)	➡	830g (2030年度)	
25	1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	475g (2024年度)	➡	440g (2030年度)	
26	1人1日当たりのごみ焼却量	657g (2024年度)	➡	580g (2030年度)	
27 再掲	いしかわ家庭版環境 ISO の認定家庭数	143,930 家庭 (2025年度)	➡	180,000 家庭 (2030年度)	
28 再掲	いしかわ事業者版／工場・施設版環境 ISO の登録事業所数	1,077 事業所 (2025年度)	➡	1,800 事業所 (2030年度)	
29	美味しいいしかわ食べきり協力店の登録店舗数	1,547 店舗 (2025年度)	➡	1,751 店舗 (2030年度)	

2 循環資源の再使用、再生利用・熱回収

No	指標名	基準値		目標値	
30	一般廃棄物（ごみ）の最終処分量	48千トン (2024年度)	➡	40千トン (2030年度)	
31 再掲	1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	475g (2024年度)	➡	440g (2030年度)	
32	産業廃棄物の最終処分量	181千トン (2024年度)	➡	72千トン (2030年度)	
33	下水汚泥の有効利用率	85.3% (2024年度)	➡	90% (2030年度)	



3 適正な処分



No	指標名	基準値		目標値
34 再掲	一般廃棄物（ごみ）の最終処分量	48 千トン (2024 年度)	➡	40 千トン (2030 年度)
35 再掲	産業廃棄物の最終処分量	181 千トン (2024 年度)	➡	72 千トン (2030 年度)
36	電子マニフェストの捕捉率	59.6% (2023 年度)	➡	75% (2030 年度)
37	クリーンビーチいしかわの参加者数	50,501 人 (2024 年度)	➡	100,000 人 (2030 年度)
38	災害廃棄物処理計画の見直し件数	—	➡	県及び全市町 (2030 年度)

4 不適正処理の防止



No	指標名	基準値		目標値
39 再掲	電子マニフェストの捕捉率	59.6% (2023 年度)	➡	75% (2030 年度)



第3章 自然と人との共生

1 人と多様な生きものが共生する里山里海の利用保全の推進



No	指標名	基準値		目標値
40	「トキめく能登の未来」米づくり認証制度の認証面積	—	➡	5,000ha (2032 年度)
41 再掲	環境保全型農業の取組面積	9,662ha (2024 年度)	➡	18,000ha (2032 年度)
42	農家民宿の宿泊者数	4,812 人 (2024 年度)	➡	20,000 人 (2032 年度)
43	いしかわ版里山づくり ISO の認証団体数	349 団体 (2025 年度)	➡	400 団体 (2030 年度)
44	農林水産業の新規就業者数	177 人 新規就農者数 122 人/年 新規林業就業者数 31 人/年 新規漁業就業者数 24 人/年 (2024 年度)	➡	230 人 新規就農者数 150 人/年 新規林業就業者数 40 人/年 新規漁業就業者数 40 人/年 (2032 年度)

2 自然を活用した地域づくり・社会課題の解決



No	指標名	基準値		目標値
45 再掲	環境保全型農業の取組面積	9,662ha (2024 年度)	➡	18,000ha (2032 年度)
46 再掲	間伐等実施面積	4,796ha (2024 年度)	➡	4,368ha (2030 年度)
47	白山の登山者数	3.8 万人 (2024 年度)	➡	4.5 万人 (2032 年度)
48	白山国立公園施設等の利用者数	4.3 万人 (2024 年度)	➡	4.8 万人 (2032 年度)
49	白山における自然体験活動者数	1.3 万人 (2024 年度)	➡	1.5 万人 (2032 年度)



3 生態系の健全性の回復



No	指標名	基準値		目標値
50	県内の自然共生サイトの認定数	3 か所 (2025 年度)	➡	13 か所以上 (2030 年度)
51 再掲	間伐等実施面積	4,796ha (2024 年度)	➡	4,368ha (2030 年度)
52	中山間地域で適切な管理に取り組む農地の割合	88% (2024 年度)	➡	94% (2032 年度)
53 再掲	クリーンビーチいしかわの参加者数	50,501 人 (2024 年度)	➡	100,000 人 (2030 年度)
54	「いしかわレッドデータブック」掲載の絶滅種	15 種 (2025 年度)	➡	維持 (2030 年度)
55	捕獲イノシシのジビエ利活用率	6.6% (2024 年度)	➡	10% (2030 年度)
56	ツキノワグマによる人身被害件数	0 件 (2025 年)	➡	維持 (2030 年)
57	イノシシによる農作物被害額	45 百万円 (2024 年度)	➡	30 百万円 (2032 年度)
58	若手狩猟者（50 代以下）の割合	51% (2025 年度)	➡	50%以上 (2030 年度)

4 生物多様性に対する理解の促進・行動変容



No	指標名	基準値		目標値
59	いしかわ自然学校の年間参加者数	27,921 人 (2025 年度)	➡	36,000 人 (2030 年度)
60	いしかわ自然学校のインストラクター数	290 人 (2025 年度)	➡	330 人 (2030 年度)
61	里山子ども園の累計参加園数	252 園 (全体の 65%) (2024 年度)	➡	276 園 (全体の 71%) (2030 年度)



第4章 生活環境の保全

1 流域全体として捉えた水環境の保全

①健全な水環境の保持

No	指標名	基準値		目標値	
62 再掲	間伐等実施面積	4,796ha (2024 年度)	➡	4,368ha (2030 年度)	
63	日本型直接支払制度を活用した農地の割合	70% (2025 年度)	➡	73% (2032 年度)	
64	地下水位の維持	すべての観測地点で推移は横ばい、もしくは、上昇傾向で安定 (2024 年度)	➡	維持 (2030 年度)	
65	県水送水管耐震化事業工事の進捗率	62% (2024 年度)	➡	100% (2030 年度)	

②良好で安全な水の水質

No	指標名	基準値		目標値	
66	公共用水域の環境基準の達成率	87% (2024 年度)	➡	92%以上 (2030 年度)	
67	生活排水処理施設の普及率	95.4% (2024 年度)	➡	97.0% (2030 年度)	
68 再掲	環境保全型農業の取組面積	9,662ha (2024 年度)	➡	18,000ha (2032 年度)	

③水辺環境の保全

No	指標名	基準値		目標値	
69 再掲	クリーンビーチいしかわの参加者数	50,501 人 (2024 年度)	➡	100,000 人 (2030 年度)	



2 大気環境・土壌環境の保全、化学物質関係



No	指標名	基準値		目標値
70	光化学オキシダントに係る 注意報の発令	0回（2024 年度）	➡	維持（2030 年度）
71	大気汚染に係る環境基準 （光化学オキシダントを除く項目）	全ての測定局で環境基準を達成 （2024 年度）	➡	維持 （2030 年度）

3 環境美化・修景・景観形成



No	指標名	基準値		目標値
72 再掲	クリーンビーチいしかわの 参加者数	50,501 人 （2024 年度）	➡	10 万人 （2030 年度）
73 再掲	緑の基本計画の策定市町数	12 市町 （2025 年度）	➡	17 市町 （策定対象となる市町） （2030 年度）



第5章 質の高い環境の形成に資する産業活動の推進

1 環境に配慮した事業活動の推進

No	指標名	基準値		目標値
74 再掲	いしかわ事業者版／工場・施設版環境 ISO の登録事業所数	1,077 事業所 (2025 年度)	➡	1,800 事業所 (2030 年度)
75 再掲	産業廃棄物の最終処分量	181 千トン (2024 年度)	➡	72 千トン (2030 年度)
76 再掲	電子マニフェストの捕捉率	59.6% (2023 年度)	➡	75% (2030 年度)
77 再掲	環境保全型農業の取組面積	9,662ha (2024 年度)	➡	18,000ha (2032 年度)

2 環境ビジネスの推進

No	指標名	基準値		目標値
78	スマート農業技術活用促進法に基づく計画認定数	2 件 (2024 年度)	➡	30 件 (2032 年度)

3 農業・農村における多面的機能の維持・発揮

No	指標名	基準値		目標値
79 再掲	日本型直接支払制度を活用した農地の割合	70% (2025 年度)	➡	73% (2032 年度)
80 再掲	間伐等実施面積	4,796ha (2024 年度)	➡	4,368ha (2030 年度)
81 再掲	農家民宿の宿泊者数	4,812 人 (2024 年度)	➡	20,000 人 (2032 年度)
82 再掲	主伐・再造林面積	104ha (2024 年度)	➡	175ha (2030 年度)
83	能登地区の木材生産量の回復率 (奥能登(輪島市、珠洲市、穴水町、能登町)、中能登地区(七尾市、羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町) 9 市町)	—	➡	100% (2030 年度)



第6章 環境を通じた人づくり・地域づくり

1 環境教育・環境学習の推進



No	指標名	基準値		目標値
84	小学校・中学校・高等学校における環境教育の推進	100% (2024 年度)	➡	継続 (2030 年度)
85	認定こども園・保育所・幼稚園における環境教育の推進	100% (2024 年度)	➡	継続 (2030 年度)
86 再掲	里山子ども園の累計参加園数	252 園 (全体の 65%) (2024 年度)	➡	276 園 (全体の 71%) (2030 年度)
87 再掲	家庭版環境 ISO の認定家庭数	143,930 家庭 (2025 年度)	➡	180,000 家庭 (2030 年度)
88 再掲	いしかわ版里山づくり ISO の認証団体数	349 団体 (2025 年度)	➡	400 団体 (2030 年度)
89 再掲	いしかわ自然学校の年間参加者数	27,921 人 (2025 年度)	➡	36,000 人 (2030 年度)
90 再掲	ゼロエネ住宅アドバイザーの認定者数	243 人 (2024 年度)	➡	300 人 (2030 年度)
91 再掲	いしかわ自然学校のインストラクター数	290 人 (2025 年度)	➡	330 人 (2030 年度)

2 地域資源を活用した持続可能な地域づくり



No	指標名	基準値		目標値
92 再掲	下水汚泥の有効利用率	85.3% (2024 年度)	➡	90% (2030 年度)
93 再掲	捕獲イノシシのジビエ利活用率	6.6% (2024 年度)	➡	10% (2030 年度)
94 再掲	農家民宿の宿泊数	4,812 人 (2024 年度)	➡	20,000 人 (2032 年度)

3 環境研究、国際環境協力の推進



No	指標名	基準値		目標値
95	環境教育・技術開発等の推進	・各研究機関における調査・研究の実施 ・産学官連携による共同事業・研究等の実施 (2025 年度)	➡	継続 (2030 年度)



2 石川県環境総合計画策定の経過

《石川県環境審議会各部会所掌事務》

- 企画計画部会
環境総合計画の策定に関すること
- 持続可能な社会形成部会
地球温暖化対策等の持続可能な社会の形成に係る重要事項に関すること
廃棄物処理計画の策定に関すること
- 再生可能エネルギー推進部会
再生可能エネルギーに係る重要事項に関すること
- 自然共生部会
自然と人との共生に係る重要事項に関すること

令和7年	7月31日	石川県環境審議会・企画計画部会 合同会議 ● 石川県環境総合計画の改定について (1) 計画の改定について (2) 再生可能エネルギー推進部会（仮称）の創設について (3) 改定スケジュールについて
	8月21日	石川県環境審議会持続可能な社会形成部会（第1回） ● 石川県環境総合計画の改定について (1) 地球温暖化対策について (2) 循環型社会の形成について
	9月1日	石川県環境審議会再生可能エネルギー推進部会（第1回） ● 石川県環境総合計画の改定について (1) 今回の計画改定 (2) 現行の目標、本県における再生可能エネルギーの現状と課題 ● 国の動向について ● 北陸電力グループの脱炭素化に向けた取組について
	11月4日	石川県環境審議会自然共生部会（第1回） ● 石川県生物多様性戦略ビジョンの改定について ● 石川県環境総合計画（第3章 自然と人との共生）の改定について
	11月17日	石川県環境審議会持続可能な社会形成部会（第2回） ● 石川県環境総合計画の改定について (1) 前回部会での主なご意見等と改定の方角性 (2) 石川県環境総合計画改定の骨子（案）
	11月19日	石川県環境審議会再生可能エネルギー推進部会（第2回） ● 石川県環境総合計画の改定について (1) 前回部会での主なご意見等と改定の方角性 (2) 石川県環境総合計画改定の骨子（案）



	12月22日	石川県環境審議会企画計画部会（第2回） ● 石川県環境総合計画の改定について （1）計画の骨子案について （2）施策の展開について （3）改定スケジュールについて
令和8年	5月21日	石川県環境審議会自然共生部会（第2回） ● 石川県生物多様性戦略ビジョンの改定について ● 石川県環境総合計画（第3章 自然と人との共生）の改定について
	6月24日	石川県環境審議会持続可能な社会形成部会（第3回） 再生可能エネルギー推進部会（第3回） ● 石川県環境総合計画の改定について ・ 石川県環境総合計画素案
	7月3日	石川県環境審議会企画計画部会（第3回） ● 石川県環境総合計画の改定について



石川県環境総合計画

石川県生活環境部環境政策課 〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地
TEL/076-225-1463 FAX/076-225-1466